

令和 5 年度

労働条件等実態調査報告書

秋田県産業労働部雇用労働政策課

は じ め に

雇用形態や働き方の多様化など雇用スタイルが大きく変化する中で、誰もが働きやすい職場環境づくりを進めることは、人材の確保・職場定着とともに、企業の魅力や価値の向上にもつながることから、県内企業においても、年次有給休暇の確実な取得などの働き方改革に加え、育児休業制度をはじめとした仕事と家庭の両立を図るための規定の整備など、労働環境の改善に向けた取組が広がってきております。

一方で、本県の有効求人倍率は、全国平均を上回る高い水準で推移し、多くの業種で人手不足の状況が続いているほか、建設・物流分野における2024年問題など解決すべき課題も依然として多いことから、デジタル技術などの活用により作業等の効率化を図りながら、人材の確保と雇用の安定に向けた働きやすい職場環境づくりに、更に取り組んでいくことが重要であります。

こうした取組を進めていく上で必要になる労働時間や各種休暇制度、賃金、多様な働き方の導入等、県内の民間事業所における労働者の処遇改善や働きやすい職場づくりに向けた県内企業の取組の現状を把握するため、このたび、「令和5年度労働条件等実態調査」を実施し、その結果を報告書として取りまとめました。

本報告書が、県内事業所等における雇用環境や労働条件の更なる改善に向けた資料として活用され、円滑な労使関係の維持・向上に役立つことができれば幸いです。

最後に、本調査にご協力いただきました事業所の皆様に厚くお礼申し上げますとともに、今後とも、本県の雇用労働行政に対し、ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

令和6年3月

秋田県産業労働部雇用労働政策課長
高 橋 源 悦

目 次

I 調査の概要	1
II 調査の結果	
1 事業所の概況	
(1) 労働者の就業形態ごとの割合-男女計	19
(2) 労働者の就業形態ごとの割合-男女別	20
2 労働時間	
(1) 週所定労働時間	21
(2) 日所定労働時間	23
(3) 変形労働時間制	25
(4) みなし労働時間制	26
3 休日休暇制度	
(1) 週休制の形態	27
(2) 年間休日総数	29
(3) 年次有給休暇	
ア 年次有給休暇の付与日数	30
イ 年次有給休暇の取得状況	31
ウ 年次有給休暇計画的付与制度の有無	32
(4) 特別休暇制度	33
4 賃金	
(1) 賃金改定	
ア 賃金改定の実施状況	34
イ 実施した賃金改定の具体的内容	35
ウ 賃金改定の決定の際に重要視したこと	36
(2) 昇給等の男女間格差	37
5 男女共同参画	
(1) 女性の雇用管理	
ア 女性管理職の割合	38
イ 管理職等に女性が少ない、あるいは全くいない理由	39
(2) 職場環境	
ア 職場におけるパワーハラスメント防止対策に関する規定の有無	40
イ 職場におけるセクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント防止対策の規定の有無	41
ウ 女性のみに適用される職場制度や慣行	42
6 育児・介護休業制度	
(1) 育児休業制度	
ア 育児休業制度規定の有無	43
イ 規定はあるが制度を実施したことがない理由	44
ウ 育児休業の取得状況	45
(2) 介護休業制度	
ア 介護休業制度規定の有無	46
イ 介護休業の取得状況	47
(3) 子の看護休暇制度	
ア 子の看護休暇制度規定の有無	48
イ 子の看護休暇の取得状況	49

(4)	介護休暇制度	
ア	介護休暇制度規定の有無	50
イ	介護休暇の取得状況	51
7	仕事と子育ての両立支援	
(1)	両立支援・措置状況	52
ア	短時間勤務制度	53
イ	始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ	54
ウ	所定外労働の免除	55
エ	1歳以上の子を対象とする育児休業	56
(2)	妊娠・出産・育児又は介護を理由に退職した労働者の再雇用特別措置制度規定の有無	57
8	多様な働き方	
(1)	多様な働き方の実施状況	58
(2)	働き方改革推進に向けた課題	59
9	定年制	
(1)	定年制の有無と定年年齢	60
(2)	定年後の継続雇用制度	
ア	定年制実施事業所の継続雇用制度の有無	62
イ	継続雇用制度の最高雇用年齢	62
ウ	継続雇用制度適用対象者の範囲	63
10	非正規雇用労働者	
(1)	雇用関係	
ア	非正規雇用労働者を雇用している理由	64
イ	非正規雇用労働者の雇用期間	65
ウ	非正規雇用労働者の就業規則上の取扱い	66
エ	非正規雇用労働者の主な仕事	67
(2)	労働条件・諸制度	
ア	非正規雇用労働者の週平均所定労働時間	68
イ	非正規雇用労働者採用時の賃金決定における考慮事由	69
ウ	非正規雇用労働者と正規雇用労働者の賃金水準が違う理由	70
エ	非正規雇用労働者における各種制度の実施状況	71

I 調査の概要

I 調査目的

この調査は、県内における民間事業所の労働条件等の基本的事項を把握し、その実態を明らかにするとともに、労働条件の基礎資料として提供することを目的とする。

II 調査の時期

令和5年9月末日現在

III 調査の対象

総務省統計局より提供された母集団情報（事業所常用雇用者数5人以上の民営事業所）から、事業所産業小分類別及び事業所従業者・事業従事者規模別に抽出された1,697の民営事業所とする。

IV 調査項目

1 事業所の概況

- ア 事業所名
- イ 所在地
- ウ 事業内容又は主要製品名
- エ 労働組合の有無
- オ 企業の全常用労働者数
- カ 事業所の常用労働者数
- キ 事業所の就業形態ごとの労働者数

2 労働時間

- (1) 所定労働時間
 - ①週所定労働時間
 - ②日所定労働時間
- (2) 変形労働時間制
- (3) みなし労働時間制

3 休日休暇制度

- (1) 週休制の形態
- (2) 年間休日総数
- (3) 年次有給休暇
 - ①年次有給休暇の付与日数
 - ②年次有給休暇の取得状況
 - ③年次有給休暇計画付与制度の有無
- (4) 特別休暇制度

4 賃金

(1) 賃金改定

- ア 賃金改定の実施状況
- イ 賃金改定の具体的内容
- ウ 賃金改定の決定要素

(2) 昇給等の男女間格差

5 男女共同参画

(1) 女性の雇用管理

- ①女性管理職の割合
- ②管理職に女性が少ない、あるいは全くいない理由

(2) 職場環境

- ①職場におけるパワーハラスメント防止対策に関する規定の有無
- ②職場におけるセクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント防止対策の規定の有無
- ③女性のみ適用される職場制度や慣行

6 育児・介護休業制度

(1) 育児休業制度

- ①育児休業制度規定の有無、規定はあるが制度を実施したことがない理由
- ②育児休業の取得状況

(2) 介護休業制度

- ①介護休業制度規定の有無
- ②介護休業の取得状況

(3) 子の看護休暇制度

- ①子の看護休暇制度規定の有無
- ②子の看護休暇の取得状況

(4) 介護休暇制度

- ①介護休暇制度規定の有無
- ②介護休暇の取得状況

7 仕事と子育ての両立支援

(1) 仕事と子育ての両立支援・措置状況

(2) 再雇用特別措置制度

8 多様な働き方

(1) 多様な働き方の実施状況

(2) 働き方改革推進に向けた課題

9 定年制

- (1) 定年制の有無と定年年齢
- (2) 定年後の継続雇用制度
 - ①定年制実施事業所の継続雇用制度の有無
 - ②継続雇用制度の最高雇用年齢
 - ③継続雇用制度適用対象者の範囲

10 非正規雇用労働者

- (1) 雇用関係
 - ①非正規雇用労働者を雇用している理由
 - ②非正規雇用労働者の雇用期間
 - ③非正規雇用労働者の就業規則上の取扱い
 - ④非正規雇用労働者の主な仕事
- (2) 労働条件・諸制度
 - ①非正規雇用労働者の週平均所定労働時間
 - ②非正規雇用労働者採用時の賃金決定における考慮事由
 - ③非正規雇用労働者と正規雇用労働者の賃金水準が違う理由
 - ④非正規雇用労働者における各種制度の実施状況

V 調査の方法

調査対象事業所に調査票を郵送し、記入後に返送してもらう「郵送調査」方法とした。

VI 集計方法

集計は、民間業者に委託した。

Ⅶ 回収の状況

区 分		抽 出		回 収		回収率(%)
		事業所数	構成比	事業所数	構成比	
調 査 計		1,697	100.0	1,145	100.0	67.5
事業所規模	5 ～ 29 人	752	44.3	458	40.0	
	30 ～ 99 人	620	36.5	430	37.5	
	100 ～ 299 人	275	16.2	208	18.2	
	300 人 以 上	50	3.0	49	4.3	
産 業 分 類	農 林 漁 業	27	1.4	17	1.5	63.0
	鉱 業、採 石 業、 砂 利 採 取 業	2	0.2	2	0.2	100.0
	建 設 業	152	9.3	113	9.9	74.3
	製 造 業	296	17.1	227	19.8	76.7
	電気・ガス・熱供給・水道業	10	0.6	4	0.3	40.0
	情 報 通 信 業	17	1.1	12	1.0	70.6
	運 輸 業、郵 便 業	94	5.4	66	5.8	70.2
	卸 売 業、小 売 業	365	21.4	191	16.7	52.3
	金 融 業、保 険 業	41	2.7	15	1.3	36.6
	不動産業、物品賃貸業	17	1.1	11	1.0	64.7
	学術研究、専門・技術 サ ー ビ ス 業	30	1.7	24	2.1	80.0
	宿泊業、飲食サービス業	109	7.2	41	3.6	37.6
	生活関連サービス業、 娯 楽 業	50	3.3	25	2.2	50.0
	教育、学習支援業	40	2.0	35	3.0	87.5
	医 療、福 祉	313	17.8	270	23.6	86.3
	複 合 サ ー ビ ス 事 業	26	1.5	22	1.9	84.6
	サービス業（他に分類 されないもの）	108	6.2	70	6.1	64.8

注)事業所規模の区分について、抽出欄は、「事業所母集団データベース(令和三年次フレーム)」、回収欄は、「今回調査の回答」の人数による。

Ⅷ 結果利用上の注意

この調査は標本調査であるため、その結果は比推定で母集団に復元している。ただし、育児休業及び介護休業、子の看護休暇、介護休暇の該当者、取得者数及び平均休業（休暇）日数については回答数が少ないため、実数を積算した。

また、集計の合計値は個々の値をそれぞれ四捨五入していることから、必ずしも 100%にならない。

なお、本報告書の産業分類は、日本標準産業分類（第 13 回改定）による。

(参考)

秋田県の民営（個人・法人）の産業、常用雇用者規模（５人以上）別事業所数

(事業所母集団データベース（令和三年次フレーム）)

区 分	5～29人	30～99人	100～299人	300人～	合 計
農 林 漁 業	351	14	1	0	366
鉱 業、採 石 業、 砂 利 採 取、業	21	4	0	0	25
建 設 業	1,582	155	7	0	1,744
製 造 業	1,150	345	90	23	1,608
電気・ガス・熱供給、水道業	37	14	3	0	54
情 報 通 信 業	73	27	4	0	104
運 輸 業、郵 便 業	446	148	18	1	613
卸 売 業、小 売 業	3,598	299	52	1	3,950
金 融 業、保 険 業	377	46	2	2	427
不動産業、物品賃貸業	205	16	0	0	221
学術研究、専門・技術 サ ー ビ ス 業	362	26	0	0	388
宿泊業、飲食サービス業	1,103	116	5	0	1,224
生活関連サービス業、 娯 楽 業	517	48	4	0	569
教 育、学 習 支 援 業	206	60	6	2	274
医 療、福 祉	1,954	411	47	14	2,426
複 合 サ ー ビ ス 業	171	15	10	1	197
サービス業（外に分類 さ れ な い も の）	648	115	26	6	795
合 計	12,801	1,859	275	50	14,985

令和5年度 労働条件等実態調査票

〒010-8572秋田市山王三丁目1番1号
TEL(018)860-2334 FAX(018)860-3833

整理番号	産業分類	規模	地域区分

(この欄は記入不要です)

この調査は、県内の事業所における労働条件等の状況を把握し、各種施策の推進のために活用させていただきます。
調査票は、統計以外の目的に使用されることは絶対にありませんので、事実をありのままに記入してください。

《特に指示のない限り、**令和5年9月30日現在**の状況をご記入ください》

提出期限：令和5年10月20日(金)

1 事業所の概況

事業所名			事業内容または主要製品名							
所在地			労働組合の有無	1. 有			2. 無			
記入者 職氏名			* 企業の全 常用労働 者数	29人 以下	30～ 99人	100～ 299人	300～ 499人	500～ 999人	1,000人 以上	
電 話 F A X				1	2	3	4	5	6	
* 貴事業所の 常用労働者数	男	人	← 本調査票が送付された事業所の人員 ↓							
	女	人								
	合 計	人								
* 貴事業所の 就業形態ご との労働者数		正規雇用	非 正 規 雇 用							
		正規の従業員・労働者	パートタイム労働者	契約社員	派遣社員	嘱託社員	出向社員	臨時的雇用者	その他 ()	非正規雇用 計
	男	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	女	人	人	人	人	人	人	人	人	人

- * 「企業の全常用労働者数」は、貴事業所のほか、本社・支店・出張所・工場などがある場合は、その全部の常用労働者を合計した企業全体の人数の該当する番号を○で囲んでください。
- * 「貴事業所の常用労働者数」は、この調査票が送付された事業所の人数を記入してください。
人数には、パートタイム労働者及び期間を定めて雇われている労働者を含みます。
- * 「常用労働者」とは、次の(1)～(3)のいずれかに該当する者をいいます。
 - (1) 期間を定めずに雇われている労働者
 - (2) 1か月を超える期間を定めて雇われている労働者
 - (3) 臨時または日雇い労働者で、8月及び9月の各月にそれぞれ18日以上雇われた労働者
なお、(i) 役員でも、部長、工場長などのように常時勤務して、一般の労働者と同じ給与規則で毎月給与が支払われている者及び
(ii) 事業主の家族でも、常時その事業所に勤務し、他の労働者と同じ給与規則で毎月支払われている者は、常用労働者に含めます。
- * 「パートタイム労働者」とは、正社員より1日の所定労働時間が短い、1週の所定労働日数が少ない者で、雇用期間は1ヶ月を超えるか、又は定めがない者をいいます。
- * 「契約社員」とは、正社員と所定労働時間・日数が同じで、雇用期間が1か月を超えて契約する者をいいます。(例：フルタイムパート)
- * 「派遣社員」とは、「労働者派遣法」に基づく派遣元事業所から派遣された者をいいます。
- * 「嘱託社員」とは、定年退職者等を一定期間再雇用する目的で契約し雇用する者をいいます。
- * 「出向社員」とは、他企業より出向契約に基づき出向している者をいいます。出向元に籍を置いているかどうかは問いません。
- * 「臨時的雇用者」とは、雇用期間が1か月以内の者又は日々雇用している者をいいます。
- * 「その他」とは、上記以外の労働者をいいます。その他を選択した場合は、具体的な内容を記載してください。

以下の質問では、非正規雇用労働者は対象外として回答をお願いします。

2 労働時間

(1) 所定労働時間

貴事業所の所定労働時間は何時間ですか。

- * 「所定労働時間」とは、就業規則等で定められた正規の始業時刻と終業時刻までの時間から休憩時間を除いた労働時間をいいます。
- * 週の欄については、週休日以外の休日のない通常の週の所定労働時間によります。
- * 週によって所定労働時間が異なる場合は、週平均で記入してください。
- * 1日の欄については、1日単位で所定労働時間が決まっている場合のみ記入してください。
- * 部門・職種等で異なる場合は、適用労働者の最も多いもので記入してください。

週 時間 分 1日 時間 分（通常日）

(2) 変形労働時間制

変形労働時間制を採用していますか。該当する番号をすべて○で囲んでください。

- * 「変形労働時間制」とは、就業規則等により、ある一定期間内における平均1日の労働時間と平均週労働時間が法定労働時間（1日8時間、週40時間）を超えなければ、特定の日、特定の週の所定労働時間が法定労働時間の枠を超えていても、法定労働時間を超えたとの取扱いをしない制度です。
- * 「フレックスタイム制」とは、一定の期間（清算期間）の総労働時間を定めておき、労働者は、その条件のうちで各自の始業、終業の時刻を自分で選択して働く制度です。

採 用 し て い る				採用していない
1年単位の 変形労働時間制	1か月単位の 変形労働時間制	1週間単位の 変形労働時間制	フレックス タイム制	
1	2	3	4	5

(3) みなし労働時間制

みなし労働時間制を採用していますか。該当する番号をすべて○で囲んでください。

- * 「みなし労働時間制」とは、労働時間が算定しにくい労働について、所定労働時間あるいは通常労働時間となる時間を労働したものと「みなす」制度です。
- * 「事業場外労働のみなし労働時間制」とは、労働者（外勤の営業社員など）が業務の全部または一部を事業場外で従事し、使用者の指揮監督が及ばないために、その労働時間の算定が困難な場合、所定労働時間労働したものとみなす制度です。
- * 「専門業務型裁量労働制」とは、研究開発など19の業種について、その業務の性質上その遂行方法を大幅に労働者の裁量にゆだねる必要があるため、業務の遂行の手段や時間配分の決定などに関して使用者が具体的な指示をしないこととする業務を遂行する場合に、労使協定により、その業務の遂行に通常必要とされる時間を労働したものとみなす制度です。
- * 「企画業務型裁量労働制」とは、事業運営に係る企画、立案、調査及び分析の業務を行うホワイトカラー労働者を対象として、労使委員会で決議した時間労働したものとみなす制度です。なお、導入においては、労使委員会における委員の5分の4以上の多数による決議と対象労働者本人の同意と届け出が必要です。

採 用 し て い る			採用していない
事業場外の みなし労働時間制	専門業務型 裁量労働制	企画業務型 裁量労働制	
1	2	3	4

3 休日休暇制度

(1) 週休制の形態

貴事業所における週休制の形態はどうなっていますか。該当する番号を○で囲んでください。

- * 「2日を超える週休制」には、何らかの週休3日制、3勤4休制などが該当します。
- * 部門、職種等で異なる場合は、適用労働者の最も多いもので記入してください。
- * 年間カレンダー等によって年間休日を定めている（週休制の形態が一定していない）場合は、平均的にみて週休日相当が該当する番号に○をつけてください。

2日を超える週休制	週休2日制						週休1日半制	週休1日制
	完全(毎週)	月3回	隔週	月2回	月1回	その他(4週5休等)		
1	2	3	4	5	6	7	8	9

(2) 年間休日総数

貴事業所の年間休日総数は何日ですか。

- * 年間の「週休日」（土・日曜日、会社指定日）及び「週休日以外の休日」（国民の祝日、年末年始、夏季、会社創立記念日などで休日とされている日）の合計日数をいいます。
- * 年次有給休暇分や雇用調整、生産調整などのための臨時休業日数は含みません。
- * 半休は2日分で1日とし、端数は切り上げて整数で記入してください。

年間休日総数

日

(3) 年次有給休暇

①貴事業所における最近1年間の、従業員に対する年次有給休暇の ①平均付与日数 ②平均繰越日数 ③平均取得日数は何日ですか。

- * 「最近の1年間」とは、年休を付与する上で区切りとしている期間（休暇年度）で、令和5年9月30日までに終了した最近のものとします。
例1)：休暇年度が1月1日～12月31日の場合、最近の1年間は令和4年1月1日～令和4年12月31日。
例2)：休暇年度が4月1日～3月31日の場合、最近の1年間は令和4年4月1日～令和5年3月31日。
- * 「平均付与日数」とは、当該休暇年度に新たに付与された年次有給休暇日数の平均です。前年未消化の繰越分は除きます。
- * 「平均繰越日数」とは、前年未使用分の年次有給休暇のうち、当該休暇年度に繰り越された日数の平均です。
- * 平成31年4月から、法定の年次有給休暇付与日数が10日以上労働者には、年5日以上年次有給休暇を取得させることが義務づけられました。

①平均付与日数

日

前年から繰越された日数除く

②平均繰越日数

日

前年から繰越された日数

③平均取得日数

日

従業員が取得した日数

②年次有給休暇を計画的に付与する制度がありますか。該当する番号を○で囲んでください。

- * 年次有給休暇の「計画的付与制度」とは、年次有給休暇の付与日数のうち、5日を除いた残りの日数については、労使協定を結べば、計画的に年次有給休暇取得日を割り振ることができる制度です。

制度の有無	1	有
	2	無

（４）特別休暇制度

貴事業所では年次有給休暇とは別に、従業員のゆとりある生活や人材育成のための特別な休暇制度を設けていますか。
該当する番号をすべて○で囲んで下さい。

- * 有給・無給の区別についても○をしてください。また、名称が異なっても同様の趣旨の休暇であれば選んでください。なお、事業所全体が一斉に休む休日は除きます。
- * 「リフレッシュ休暇」とは、勤続年数の節目に労働者のリフレッシュを図ることを目的として、一定の要件に合致する労働者に付与する連続休暇です。例）永年勤続特別休暇
- * 「メモリアル休暇」とは、労働者の誕生日や結婚記念日等に付与する休暇です。
- * 「ボランティア休暇」とは、社会・地域貢献活動、無償の社会奉仕活動（政治、宗教活動は除く）を行う労働者に付与する休暇です。
- * 「教育訓練休暇」とは、教育・訓練を受ける目的で、一定期間職場を離れることを可能にする休暇です。

制度の有 無	1	有
	2	無

1	リフレッシュ休暇（有給 ・ 無給）
2	メモリアル休暇（有給 ・ 無給）
3	ボランティア休暇（有給 ・ 無給）
4	教育訓練休暇（有給 ・ 無給）
5	その他（休暇名 ）（有給 ・ 無給）

* その他を選択した場合は、具体的な内容を記載してください。

4 賃金

（１）貴事業所では令和４年１０月１日から令和５年９月３０日までの間に賃金改定を実施しましたか。
該当する番号一つを○で囲んでください。１を回答した事業所は下記２つの設問も回答してください。

1	実施した
2	実施していない

・実施した賃金改定の具体的な内容をすべて○で囲んでください。

1	定期昇給の実施		
2	基本給の引上げ	3	基本給の引下げ
4	諸手当の引上げ	5	諸手当の引下げ
6	初任給の引上げ	7	初任給の引下げ
8	臨時給与（夏季・年末賞与など）の引上げ		
9	臨時給与（夏季・年末賞与など）の引下げ		
10	その他（ ）		

- * 「定期昇給」とは、あらかじめ定められた企業の制度に従って行われる昇給のことで、一定の時期に毎年増額することをいいます。
- * 「基本給の引上げ（引下げ）」とは、賃金表の改定により賃金水準を引上げる（引下げる）ことをいいます。

・貴事業所では賃金改定の決定の際にどのようなことを重要視しましたか。該当する番号をすべて○で囲んでください。

1	企業の業績	5	親会社や関連会社の改定動向
2	他企業の動向	6	労使関係の安定
3	労働力の確保・定着	7	その他（ ）
4	物価等の動向		

* その他を選択した場合は、具体的な内容を記載してください。

（２）貴事業所では大卒標準労働者が、入社から昇給・昇格していく際に、実態として男女間で差はありますか。

* 「大卒標準労働者」とは、大学卒業後、直ちに企業へ入社し同一企業に継続して勤務している労働者のことをいいます。

1	男性の方が女性より早く昇給・昇格する	3	男女とも変わらない
2	女性の方が男性より早く昇給・昇格する	4	対象者がいないので比較できない

5 男女共同参画

(1) 女性の雇用管理

①貴事業所の管理職について、それぞれの役職に就いている人数及びそのうち女性の人数は何人ですか。
該当する役職がない場合は「－」、該当する役職があっても該当者がいない場合は「0」を記入してください。

役 職	登用状況等	役職に就いている人数	
		(男 女 計)	うち女性
役 員		人	人
部 長 相 当 職		人	人
課 長 相 当 職		人	人
係 長 相 当 職		人	人

* 同一の人物が役職を兼ねている場合は上位の役職に計上してください。
例) 取締役部長→役員

② ①で女性の割合が少ない（1割未満）あるいは全くいない管理職等が1つでもある事業所のみお答えください。
女性の割合が少ない（1割未満）あるいは全くいない管理職等があるのはどのような理由からですか。該当する番号をすべて○で囲んでください。

1	必要な知識や経験、判断力等を有する女性がいらない	6	時間外労働が多い、又は深夜残業が多い
2	将来管理職に就く可能性のある女性はいるが、現在、管理職に必要な在職年数等を満たしている者がいない	7	家庭責任を多く負っているため責任ある仕事に就けられない
3	勤続年数が短く、管理職になるまでに退職する	8	仕事がハードで女性には無理である
4	全国規模の転勤がある	9	女性本人が管理職を希望しない
5	顧客が女性管理職をいやがる	10	上司・同僚・部下となる男性が女性管理職を希望しない
		11	その他()

* その他を選択した場合は、具体的な内容を記載してください。

(2) 職場環境

職場におけるパワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントについては、労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法により、事業主及び労働者の責務が法律上明記されています。

令和2年6月1日より、職場におけるハラスメント防止対策が強化され、パワーハラスメント防止措置が事業主の義務（※）となりました。※中小事業主は令和4年4月1日から義務化されました（それまでは努力義務）。

また、職場におけるセクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントについては、雇用管理上の措置を講じることが既に義務づけられていますが、令和2年6月1日より事業所の規模を問わず防止対策も強化されました。

①職場におけるパワーハラスメント防止対策に関する規定を設けていますか。

* 「規定がある」とは、就業規則、労働協約、社内規程等で明文化されているものをいいます。
「相談体制を整備している」とは、相談窓口をあらかじめ定める等の対応をしていることをいいます。

1	規定があり相談体制も整備している	→	今後規定を設ける予定があるとすればそれはいつ頃ですか。 年 月 頃予定
2	規定はあるが相談体制は整備していない		
3	規定はないが相談体制は整備している		
4	規定はなく相談体制も整備していない		

②職場におけるセクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの防止対策に関する規定を設けていますか。

* 「規定がある」とは、就業規則、労働協約、社内規程等で明文化されているものをいいます。
「相談体制を整備している」とは、相談窓口をあらかじめ定める等の対応をしていることをいいます。

1	規定があり相談体制も整備している	→	今後規定を設ける予定があるとすればそれはいつ頃ですか。 年 月 頃予定
2	規定はあるが相談体制は整備していない		
3	規定はないが相談体制は整備している		
4	規定はなく相談体制も整備していない		

③貴事業所では女性のみ適用される職場制度や慣行はありますか。該当する番号すべて○で囲んでください。

1	補助的、内部的仕事だけをする	5	結婚退職または出産退職
2	制服の着用	6	その他（ ）
3	職員または来客に対するお茶出し	7	特になし
4	職場内の清掃	* その他を選択した場合は、具体的な内容を記載してください。	

6 育児・介護休業制度

(1) 育児休業制度

育児休業制度とは「育児・介護休業法」に規定する制度で、労働基準法で規定する産前産後休業とは別に、子が1歳に達するまでの間（父母がともに育児休業を取得する場合は1歳2か月まで、一定の場合は1歳6か月まで）、子を養育するため一定期間休業できる制度をいいます（一定期間とは、希望する一日以上の育児休業期間のことをいいます）。
この制度はすべての事業所に義務づけられており、正社員だけでなく一定の範囲の期間雇用者も対象となります。
また、平成22年6月30日から、配偶者が専業主婦（夫）などであっても申出を拒むことはできなくなりました。
なお、令和4年10月1日より施行された産後パパ育休（出生時育児休業）については、下記設問に含まず回答をしてください。

①育児休業制度に関する規定を設けていますか。

* 「規定がある」とは、就業規則、労働協約、社内規程等で制度が明文化されているものをいいます。
「制度を実施した」とは、過去に一度でも制度を実施した実績も含みます。

1	規定があり制度を実施したこともある	→ ・規定はあるが制度を実施したことがないのはなぜですか。 該当する番号をすべて○で囲んでください。
2	規定はあるが制度を実施したことは無い	
3	規定はないが制度を実施したことがある	
4	規定はなく制度を実施したこともない	

1	該当する従業員がいないため
2	人員の不足により、休業取得が不可能なため
3	専門的な業務により、代替ができないため
4	制度の周知や啓発が不十分であるため
5	託児所の設置や短時間勤務制度等により、働きながら育児を行える環境にあるため
6	その他（ ）

* その他を選択した場合は、具体的な内容を記載してください。

→ ・今後規定を設ける予定があるとすれば
それはいつ頃ですか。

年 月 頃予定

②貴事業所では、育児休業を取得した従業員はいましたか。
育児休業を取得した従業員がいる場合、その人数・日数についてもお答えください。

1	男性の該当者		人	※1 「該当者」は、令和4年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）の1年間の <u>出産者数</u> （男性の場合は配偶者が出産した者の数）
	女性の該当者		人	
2	男性の取得者		人	※2 「取得者」は、1に該当した者のうち、令和5年9月30日までの間に、育児休業を開始した者の数（育児休業開始予定の申出をしている者を含む）
	女性の取得者		人	
3	男性の平均取得日数		日	※3 「平均取得日数」は、2の開始者（申出者を含む）の一人あたりの平均取得日数（少数未満は切り上げ）
	女性の平均取得日数		日	

(2) 介護休業制度

介護休業制度とは「育児・介護休業法」に規定する制度をいい、要介護状態にある家族の介護のため、一定期間休業できる制度をいいます。家族の介護のため、労働基準法で規定する年次有給休暇を取得する場合は除きます。
平成11年4月から、介護休業制度がすべての事業所に義務づけられています。また、平成17年4月から、一定の範囲の期間雇用者についても対象になりました。

①介護休業制度に関する規定を設けていますか。

＊ 「規定がある」とは、就業規則、労働協約、社内規程等で制度が明文化されているものをいいます。
「制度を実施した」とは、実績があることをいいます。

1	規定があり制度を実施したこともある	→	・ 規定で定められた期間はどのくらいですか。	1	9 3 日以内
2	規定はあるが制度を実施したことはない			2	9 4 日以上 6 か月未満
3	規定はないが制度を実施したことがある	→	・ 今後規定を設ける予定があるとすればそれはいつ頃ですか。	3	6 か月以上
4	規定はなく制度を実施したこともない				

年: 月: 頃 予定

②貴事業所では、介護休業を取得した従業員はいましたか。
過去 1 年間（令和4年10月1日から令和5年9月30日までの間）の取得実績についてお答えください。

1	いた	→	・ 取得した従業員の平均休業期間はどの程度ですか（休業期間には、週休日等の休日も含みます）。
2	いない		

男性 人 女性 人 日

(3) 子の看護休暇制度

子の看護休暇制度とは「育児・介護休業法」に規定する制度をいい、小学校就学前の子を養育する労働者の申し出により、子が1人であれば年5日、2人以上であれば年10日まで、病気、けがをした子の看護のために休暇を取得することができる制度をいいます。

前問 6（2）の介護休業制度や、子の看病のために労働基準法で規定する年次有給休暇を取得する場合とは別に制度化しているものをいいます。

この制度は、すべての事業所に義務づけられています。

①子の看護休暇制度に関する規定を設けていますか。
＊ 「規定がある」とは、就業規則、労働協約、社内規程等で制度が明文化されているものをいいます。「制度を実施した」とは、実績があることをいいます。

1	規定があり制度を実施したこともある	→	・ 今後規定を設ける予定があるとすればそれはいつ頃ですか。
2	規定はあるが制度を実施したことはない		
3	規定はないが制度を実施したことがある		
4	規定はなく制度を実施したこともない		

年: 月: 頃 予定

②貴事業所では、子の看護休暇を取得した従業員はいましたか。
過去 1 年間（令和4年10月1日から令和5年9月30日までの間）の取得実績についてお答えください。

1	いた	→	・ 取得した従業員の平均休暇期間はどの程度ですか。
2	いない		

男性 人 女性 人 日

(4) 介護休暇制度

介護休暇制度とは、「育児・介護休業法」に規定する制度をいい、要介護状態にある対象家族の介護その他の世話をを行う労働者の申し出により、対象家族が1人であれば年5日、2人以上であれば年10日まで、介護その他の世話のために休暇を取得できる制度をいいます。

①介護休暇制度に関する規定を設けていますか。

＊ 「規定がある」とは、就業規則、労働協約、社内規程等で制度が明文化されているものをいいます。「制度を実施した」とは、実績があることをいいます。

1	規定があり制度を実施したこともある
2	規定はあるが制度を実施したことはない
3	規定はないが制度を実施したことがある
4	規定はなく制度を実施したこともない

・今後規定を設ける予定があるとすればそれはいつ頃ですか。

年

月

頃予定

②貴事業所では、介護休暇を取得した従業員はいましたか。

過去1年間（令和4年10月1日から令和5年9月30日までの間）の取得実績についてお答えください。

1	いた
2	いない

・取得した従業員の平均休暇期間はどの程度ですか。

男性

人

女性

人日

7 仕事と子育ての両立支援

(1) 貴事業所では従業員の仕事と子育ての両立に対する支援・措置を行っていますか。

＊ 「行っている」とは、規定（就業規則等による明文化）がある、又は規定はないが、支援・措置等の実績がある場合をいいます。

1

行っている

2

行っていない

・次の内容のうち、どのような支援・措置を行っていますか。（該当する内容、年齢区分の欄すべてに○印をつけてください）

	対象となる子の年齢	1歳未満	1歳～3歳未満	3歳～小学校就学前	小学校～
	両立支援・措置				
1	短時間勤務制度				
2	育児の場合に利用できるフレックスタイム制度				
3	始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ				
4	所定外労働の免除				
5	事業所内託児施設				
6	育児に要する経費の援助措置				
7	1歳以上の子を対象とする育児休業				
8	小学生以上の子を対象とする看護休暇制度				

＊ 記入例：短時間勤務制度を、0歳から小学校就学前までの子どもを対象に実施している場合は、「1歳未満」、「1歳～3歳未満」、「3歳～小学校就学前」のいずれの欄にも○印をつけてください。

(2) 妊娠、出産、育児又は介護を理由に退職した労働者の再雇用特別措置について

再雇用特別措置とは、「育児・介護休業法」に規定する措置をいい、妊娠、出産、育児又は介護を理由に退職した男女労働者に対して、退職の際に、将来再び雇用されることを希望する旨の申し出をした者について、募集、採用にあたって特別の配慮をする措置をいいます。

再雇用特別措置制度に関する規定を設けていますか。

- * 「規定がある」とは、就業規則、労働協約、社内規程等で制度が明文化されているものをいいます。
「制度を実施した」とは、実績があることをいいます。

1	規定があり制度を実施したこともある
2	規定はあるが制度を実施したことはない
3	規定はないが制度を実施したことがある
4	規定はなく制度を実施したこともない

→ ・今後規定を設ける予定があるとすればそれはいつ頃ですか。

年	月
---	---

頃予定

8 多様な働き方

(1) 貴事業所ではどのような「働き方」を実施していますか。該当する番号をすべて○で囲んでください。

- * 「実施している」とは、規定（就業規則等による明文化）がある、又は規定はないが、制度等の実績があることをいいます。

1	勤務間インターバル制度の導入	8	地域限定勤務制度の導入
2	副業・兼業の推進	9	正社員化制度の導入
3	フレックスタイム制度の推進	10	短時間勤務制度の導入
4	テレワークの推進	11	社内における職業転換制度の導入
5	半日・時間単位等柔軟な年休取得制度の導入	12	人事評価制度の導入
6	社内コミュニケーションツールの導入	13	その他（ ）
7	資格取得等キャリアアップ支援制度の導入	14	全く取り組んでいない

- * 「勤務間インターバル制度」とは、勤務終了後、一定時間以上の「休息时间」を設けることで、従業員の生活時間や睡眠時間を確保する制度をいいます。
- * 「フレックスタイム制度」とは、一定の期間（清算期間）の総労働時間を定めておき、労働者は、その条件のうちで各自の始業、終業の時刻を自分で選択して働く制度です。
- * 「テレワーク」とは、情報通信技術（ICT）を活用し、自宅やサテライトオフィスなど、本拠地のオフィスから離れたところに居ながら仕事をするといった、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方をいいます。
- * 「社内コミュニケーションツールの導入」とは、SNSやICTツールなど社員間のスムーズな情報共有を可能とするツールの導入をいいます。
- * 「資格取得等キャリアアップ支援制度」とは、従業員のキャリアアップ支援を行うため、資格取得にかかる費用や研修費等を支援する制度をいいます。
- * 「地域限定勤務制度」とは、転勤するエリアが限定されていたり、転居を伴う転勤がなかったり、あるいは転勤が一切ない働き方をいいます。
- * 「正社員化制度」とは、非正規として採用された従業員の正社員化を可能とする制度をいいます。
- * 「短時間勤務制度」とは、子育てや介護などフルタイムで働けない従業員の短時間労働を可能にする制度をいいます。
- * 「社内における職業転換制度」とは、事務職から専門職など社内における職業の転換を可能とする制度をいいます。
- * 「人事評価制度」とは、社員の働きぶりやパフォーマンス、スキルを評価し、給与や昇給などに反映する仕組みをいいます。
- * 「その他」を選択した場合は、具体的な内容を記載してください。

(2) 貴事業所では働き方改革を推進する取組を行う上で、どのようなことが必要ですか。

該当する番号をすべて○で囲んでください。

1	管理者の意識改革や取組促進	6	取組を推進する人材の確保
2	従業員の意識改革や取組促進	7	取引先の理解
3	経営者の理解や推進力	8	その他（ ）
4	適正な人員の確保	9	特になし
5	制度やノウハウの理解促進	* その他を選択した場合は、具体的な内容を記載してください。	

9 定年制

＊ 平成10年4月から定年の定めをする場合、60歳以上とすることに加え、平成18年4月1日からは年金支給開始年齢の段階的引上げにあわせ、定年の引上げ、継続雇用制度の導入又は定年の定めの廃止のいずれかの措置を講ずることが義務づけられています。また、平成25年4月から継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みが原則廃止され、希望者全員を継続雇用の対象とすることが必要となったほか、令和3年4月からは70歳までの就業確保措置が事業主の努力義務になりました。

(1) 定年の定めを設けていますか。

定年制実施の有無	1	有
	2	無

→ 定年年齢が61歳以上の場合、
具体的に 歳
＊ 定年年齢の引き上げが決定している事業所は、改訂後のもので記入してください。
＊ 職種別に定年年齢を定めている事業所は、適用労働者の最も多い職種で記入してください。

(2) 定年後の継続雇用制度

再雇用制度または勤務延長制度を採用していますか。

- ＊ 「再雇用制度」とは、定年年齢でいったん退職させた後、再び雇用する制度をいいます。
- ＊ 「勤務延長制度」とは、定年年齢に達しても退職させることなく、引き続き雇用する制度をいいます。

継続雇用制度の有無	1	有
	2	無

→ 雇用期間（延長期間）は最高何歳までですか。
 歳（※上限がない場合は、70歳と記入してください。）

1	原則として希望者全員	3	会社が定めた基準を満たした者
2	会社が特に必要と認めた者に限る	4	その他（ ）

＊ その他を選択した場合は、具体的な内容を記載してください。

非正規雇用労働者を雇用していない事業所への質問は以上です。ご協力ありがとうございました。

以下の質問では、非正規雇用労働者について回答をお願いします。

- * 非正規雇用労働者を雇用している事業所のみお答えください。
- * 非正規雇用労働者とは、パートタイム労働者、契約社員、派遣社員、嘱託社員、出向社員、臨時的雇用者等をいいます。

10 非正規雇用労働者

(1) 雇用関係

①非正規雇用労働者を雇用している理由は主として何ですか。該当する番号をすべて○で囲んでください。

1	経営状態に応じた雇用調整が容易なため	6	正規雇用労働者の就業時間の前後や休憩時間中の作業を補うため
2	正規雇用労働者の採用が困難であるため	7	再雇用、勤務延長のため
3	忙しい時期のみ雇用できるため	8	資格、技能を持った人が必要であるため
4	正規雇用労働者に比べ人件費等、経費負担が少なくて済むため	9	その他（ ）
5	仕事の内容が非正規雇用労働者で間に合うため	* その他を選択した場合は、具体的な内容を記載してください。	

②非正規雇用労働者を雇用する場合、雇用期間の定めはありますか。

1	全員一律に定めている	→	・雇用期間はどの程度ですか。			
2	各人によって異なる		1	1か月未満	4	6か月～1年
3	期間の定めはない		2	1～3か月未満	5	1年を超える期間
			3	3～6か月未満		

③非正規雇用労働者の就業規則はどのようになっていますか。該当する番号をすべて○で囲んでください。

1	正規雇用労働者の就業規則を準用している
2	正規雇用労働者の就業規則に非正規雇用労働者についての定めを追加して適用している
3	非正規雇用労働者のみの就業規則を作成している
4	非正規雇用労働者に適用する就業規則はない
5	その他（ ）

* その他を選択した場合は、具体的な内容を記載してください。

④非正規雇用労働者の主な仕事は何ですか（1つ選択）。

1	正規雇用労働者とはほぼ同じ仕事
2	非正規雇用労働者が主体の単純労働や、正規雇用労働者の補助的な仕事
3	専門的な知識、技能を有する仕事
4	その他（ ）

* その他を選択した場合は、具体的な内容を記載してください。

(2) 労働条件・諸制度

①非正規雇用労働者の週平均所定労働時間について、該当する人数を記入してください。

1	2	3	4	5	6	7
18時間未満	18時間以上 30時間未満	30時間以上 40時間未満	40時間以上 44時間未満	44時間以上 46時間未満	46時間以上	合 計
人	人	人	人	人	人	人

* 合計欄の人数は、調査票1ページの「非正規雇用計」欄と一致するかチェックしてください。

②非正規雇用労働者の採用時の賃金は何を考慮して決定していますか。該当する番号をすべて○で囲んでください。

1	同じ地域・職種の非正規雇用労働者の賃金	5	年齢に応じて
2	同じ職種の正規雇用労働者の賃金	6	仕事の困難度に応じて
3	地域別・産業別最低賃金	7	その他（ ）
4	経験年数に応じて	* その他を選択した場合は、具体的な内容を記載してください。	

③非正規雇用労働者の賃金水準が正規雇用労働者と違う理由は何ですか。該当する番号をすべて○で囲んでください。

1	職務内容が違うため	6	正社員については企業への貢献がより期待できるため
2	責任の重さが違うため	7	もともとそういった契約内容で労働者も納得しているため
3	勤務時間の選択性があるため	8	正規雇用労働者の賃金を下げることができないため
4	残業時間・回数が違うため	9	その他（ ）
5	配置転換の頻度が違うため	* その他を選択した場合は、具体的な内容を記載してください。	

④非正規雇用労働者の各種制度はどのようになっていますか。実施しているものすべてを○で囲んでください。

1	正規雇用労働者への切り替え制度	5	昇給制度
2	年次有給休暇	6	賞与
3	育児休業制度	7	退職金制度
4	介護休業制度		

～ 以上で、質問事項は終了です。 ～

ご協力ありがとうございました。

Ⅱ 調査の結果

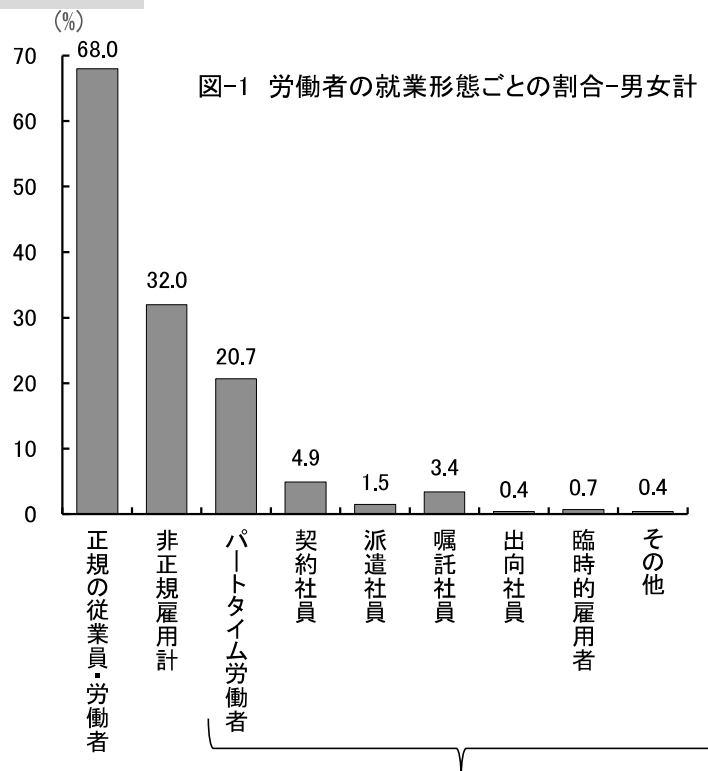
1 事業所の概況

(1) 労働者の就業形態ごとの割合-男女計

「正規の従業員・労働者」が68.0%

労働者の就業形態ごとの割合-男女計は、「正規の従業員・労働者」が68.0%、「非正規雇用」が32.0%となっている。

非正規雇用のうち、「パートタイム労働者」が全体の約6割を占めている。



第1表 労働者の就業形態ごとの割合-男女計(労働者数の割合)

非正規雇用の内訳

(%)

区 分	合 計	正規の 従業員・ 労働者	非正規雇用の内訳							非正規 雇用計
			パートタイム 労働者	契約社員	派遣社員	嘱託社員	出向社員	臨時的 雇用者	その他	
調 査 計	100.0	68.0	20.7 (64.6)	4.9 (15.3)	1.5 (4.7)	3.4 (10.6)	0.4 (1.3)	0.7 (2.2)	0.4 (1.3)	32.0 (100.0)
企業規模	5～29人	100.0	19.4 (71.1)	2.3 (8.4)	0.2 (0.7)	2.3 (8.4)	0.1 (0.4)	1.9 (7.0)	1.1 (4.0)	27.3 (100.0)
	30～99人	100.0	14.9 (58.4)	3.8 (14.9)	1.2 (4.7)	3.9 (15.3)	0.4 (1.6)	0.6 (2.4)	0.7 (2.7)	25.5 (100.0)
	100～299人	100.0	15.9 (54.5)	6.0 (20.5)	1.6 (5.5)	4.1 (14.0)	0.4 (1.4)	0.5 (1.7)	0.7 (2.4)	29.2 (100.0)
	300～499人	100.0	15.2 (47.1)	6.0 (18.6)	2.7 (8.4)	7.1 (22.0)	0.3 (0.9)	0.2 (0.6)	0.8 (2.4)	32.3 (100.0)
	500人以上	100.0	32.3 (68.6)	7.5 (15.9)	2.7 (5.7)	2.7 (5.7)	0.6 (1.3)	0.2 (0.4)	1.1 (2.4)	47.1 (100.0)
	計	100.0	20.7 (64.6)	4.9 (15.3)	1.5 (4.7)	3.4 (10.6)	0.4 (1.3)	0.7 (2.2)	0.4 (1.3)	32.0 (100.0)
産業分類	建設業	100.0	2.7 (32.5)	2.1 (25.3)	0.3 (3.6)	1.2 (14.5)	0.4 (4.8)	1.5 (18.1)	0.1 (1.2)	8.3 (100.0)
	製造業	100.0	8.2 (38.1)	3.6 (16.8)	4.5 (20.9)	3.6 (16.8)	0.8 (3.7)	0.3 (1.4)	0.5 (2.3)	21.5 (100.0)
	情報通信業	100.0	1.6 (10.4)	3.6 (23.4)	7.6 (49.4)	1.2 (7.8)	1.4 (9.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	15.4 (100.0)
	運輸・郵便業	100.0	11.6 (47.8)	2.8 (11.5)	1.0 (4.1)	8.4 (34.6)	0.2 (0.8)	0.1 (0.4)	0.2 (0.8)	24.3 (100.0)
	卸売、小売業	100.0	42.5 (85.2)	3.6 (7.2)	0.2 (0.4)	2.6 (5.2)	0.3 (0.6)	0.1 (0.2)	0.6 (1.2)	49.9 (100.0)
	金融、保険業	100.0	17.8 (62.7)	3.0 (10.6)	0.4 (1.4)	6.3 (22.2)	0.0 (0.0)	0.1 (0.3)	0.8 (2.8)	28.4 (100.0)
	宿泊、飲食業	100.0	59.7 (82.3)	4.2 (5.8)	0.6 (0.8)	1.5 (2.1)	0.2 (0.3)	1.2 (1.7)	5.1 (7.0)	72.5 (100.0)
	サービス業	100.0	21.3 (54.6)	10.3 (26.4)	1.6 (4.1)	4.3 (11.0)	0.3 (0.8)	0.3 (0.8)	0.9 (2.3)	39.0 (100.0)
	計	100.0	20.7 (64.6)	4.9 (15.3)	1.5 (4.7)	3.4 (10.6)	0.4 (1.3)	0.7 (2.2)	0.4 (1.3)	32.0 (100.0)
地域別	県 北	100.0	15.8 (59.6)	5.8 (21.9)	1.2 (4.5)	2.5 (9.5)	0.3 (1.1)	0.3 (1.1)	0.6 (2.3)	26.5 (100.0)
	中 央	100.0	20.6 (61.9)	5.1 (15.3)	1.8 (5.4)	3.8 (11.4)	0.5 (1.5)	0.4 (1.2)	1.1 (3.3)	33.3 (100.0)
	県 南	100.0	24.1 (70.1)	3.7 (10.8)	1.0 (2.9)	3.5 (10.2)	0.3 (0.9)	1.6 (4.6)	0.2 (0.5)	34.4 (100.0)
労働組合有	100.0	65.3 (55.0)	19.1 (55.0)	6.9 (19.9)	2.4 (6.9)	4.5 (13.0)	0.6 (1.7)	0.5 (1.5)	0.7 (2.0)	34.7 (100.0)
労働組合無	100.0	68.7 (67.7)	21.2 (67.7)	4.2 (13.4)	1.2 (3.8)	3.0 (9.6)	0.3 (1.0)	0.8 (2.6)	0.6 (1.9)	31.3 (100.0)

注1)「サービス業」には「学術研究、専門・技術サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」、「サービス業(他に分類されないもの)」を含む。

注2)調査計、規模別、地域別及び労働組合有無別には、「農林漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「不動産業、物品賃貸業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」を含む。

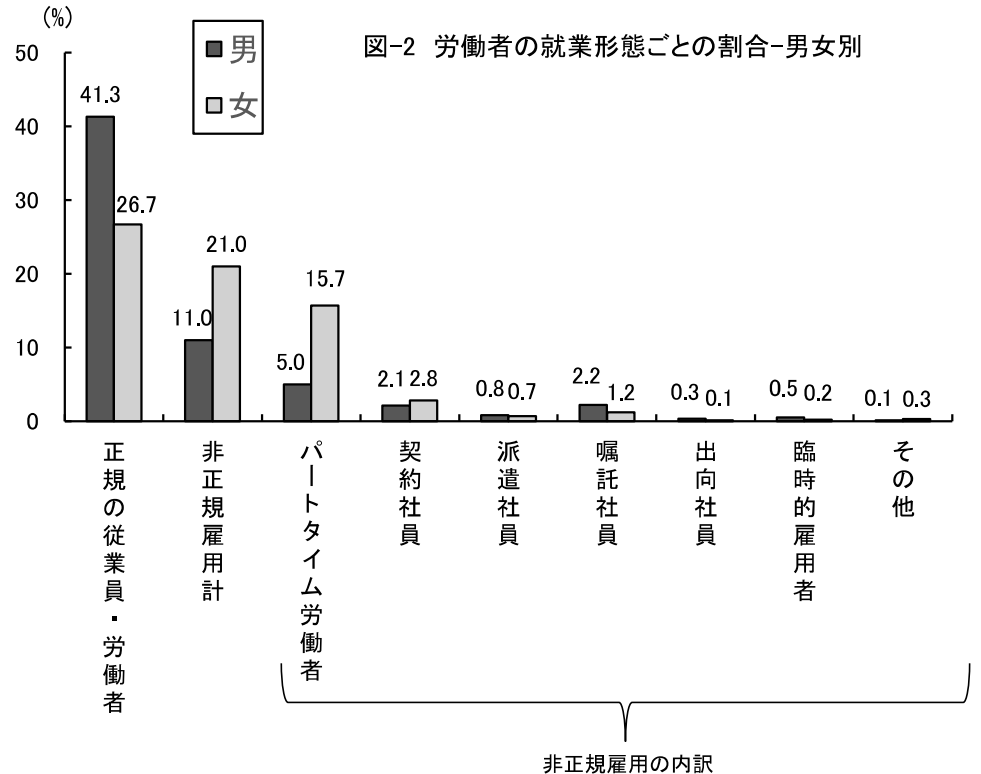
(2) 労働者の就業形態ごとの割合-男女別

「女性の非正規雇用者」が21.0%

労働者の就業形態ごとの割合-男女別は、「正規の従業員・労働者」は男性が41.3%、女性が26.7%となっている。

また、「非正規雇用者」は男性が11.0%、女性が21.0%となっている。

女性の非正規雇用者のうち、「パートタイム労働者」が全体の約7割を占めている。



第2表 労働者の就業形態ごとの割合-男女別(労働者数の割合)

(%)																				
区 分		合 計	正規の 従業員・労働者		パートタイム 労働者		契約社員		派遣社員		嘱託社員		出向社員		臨時的 雇用者		その他		非正規 雇用計	
			男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
調 査 計		100.0	41.3	26.7	5.0 (45.5)	15.7 (74.8)	2.1 (19.1)	2.8 (13.3)	0.8 (7.3)	0.7 (3.3)	2.2 (20.0)	1.2 (5.7)	0.3 (2.7)	0.1 (0.5)	0.5 (4.5)	0.2 (1.0)	0.1 (0.9)	0.3 (1.4)	11.0 (100.0)	21.0 (100.0)
企業規模	5 ～ 2 9 人	100.0	46.0	26.7	4.5 (48.4)	14.9 (82.8)	1.2 (12.9)	1.1 (6.1)	0.0 (0.0)	0.2 (1.1)	1.6 (17.2)	0.7 (3.9)	0.1 (1.1)	0.0 (0.0)	1.5 (16.1)	0.4 (2.2)	0.4 (4.3)	0.7 (3.9)	9.3 (100.0)	18.0 (100.0)
	3 0 ～ 9 9 人	100.0	42.8	31.7	3.6 (39.1)	11.3 (69.3)	1.5 (16.3)	2.3 (14.1)	0.6 (6.5)	0.6 (3.7)	2.7 (29.3)	1.2 (7.4)	0.3 (3.3)	0.1 (0.6)	0.3 (3.3)	0.3 (1.8)	0.2 (2.2)	0.5 (3.1)	9.2 (100.0)	16.3 (100.0)
	1 0 0 ～ 2 9 9 人	100.0	41.8	29.0	4.9 (38.9)	11.0 (66.3)	3.3 (26.2)	2.7 (16.3)	0.8 (6.3)	0.8 (4.8)	2.6 (20.6)	1.5 (9.0)	0.3 (2.4)	0.1 (0.6)	0.3 (2.4)	0.2 (1.2)	0.4 (3.2)	0.3 (1.8)	12.6 (100.0)	16.6 (100.0)
	3 0 0 ～ 4 9 9 人	100.0	39.7	28.0	2.9 (25.9)	12.3 (58.3)	2.6 (23.2)	3.4 (16.1)	1.3 (11.6)	1.4 (6.6)	3.6 (32.1)	3.5 (16.6)	0.2 (1.8)	0.1 (0.5)	0.1 (0.9)	0.1 (0.5)	0.5 (4.5)	0.3 (1.4)	11.2 (100.0)	21.1 (100.0)
	5 0 0 人 以 上	100.0	33.2	19.7	7.2 (52.2)	25.1 (75.4)	2.4 (17.4)	5.1 (15.3)	1.5 (10.9)	1.2 (3.6)	1.7 (12.3)	1.0 (3.0)	0.5 (3.6)	0.1 (0.3)	0.1 (0.7)	0.1 (0.3)	0.4 (2.9)	0.7 (2.1)	13.8 (100.0)	33.3 (100.0)
産業分類	建 設 業	100.0	80.2	11.5	0.9 (20.5)	1.8 (46.2)	1.1 (25.0)	1.0 (25.6)	0.1 (2.3)	0.2 (5.1)	1.0 (22.7)	0.2 (5.1)	0.3 (6.8)	0.1 (2.6)	1.0 (22.7)	0.5 (12.8)	0.0 (0.0)	0.1 (2.6)	4.4 (100.0)	3.9 (100.0)
	製 造 業	100.0	52.2	26.3	1.2 (12.9)	7.0 (57.4)	1.8 (19.4)	1.8 (14.8)	2.7 (29.0)	1.8 (14.8)	2.5 (26.9)	1.1 (9.0)	0.7 (7.5)	0.1 (0.8)	0.1 (1.1)	0.2 (1.6)	0.3 (3.2)	0.2 (1.6)	9.3 (100.0)	12.2 (100.0)
	情 報 通 信 業	100.0	65.0	19.6	0.7 (7.9)	0.9 (13.8)	2.1 (23.6)	1.5 (23.1)	3.9 (43.8)	3.7 (56.9)	1.2 (13.5)	0.0 (0.0)	1.0 (11.2)	0.4 (6.2)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	8.9 (100.0)	6.5 (100.0)
	運 輸 、 郵 便 業	100.0	66.7	9.0	4.6 (30.3)	7.0 (76.9)	2.1 (13.8)	0.7 (7.7)	0.5 (3.3)	0.5 (5.5)	7.5 (49.3)	0.9 (9.9)	0.2 (1.3)	0.0 (0.0)	0.1 (0.7)	0.0 (0.0)	0.2 (1.3)	0.0 (0.0)	15.2 (100.0)	9.1 (100.0)
	卸 売 、 小 売 業	100.0	34.3	15.8	11.3 (72.4)	31.2 (91.0)	1.6 (10.3)	2.0 (5.8)	0.1 (0.6)	0.1 (0.3)	1.9 (12.2)	0.7 (2.0)	0.2 (1.3)	0.1 (0.3)	0.1 (0.6)	0.0 (0.0)	0.4 (2.6)	0.2 (0.6)	15.6 (100.0)	34.3 (100.0)
	金 融 、 保 険 業	100.0	42.5	29.1	0.5 (8.1)	17.3 (77.9)	0.0 (0.0)	3.0 (13.5)	0.0 (0.0)	0.4 (1.8)	5.5 (88.7)	0.8 (3.6)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.1 (0.5)	0.2 (3.2)	0.6 (2.7)	6.2 (100.0)	22.2 (100.0)
	宿 泊 、 飲 食 業	100.0	17.2	10.3	15.2 (78.4)	44.5 (83.8)	1.9 (9.8)	2.3 (4.3)	0.2 (1.0)	0.4 (0.8)	0.6 (3.1)	0.9 (1.7)	0.2 (1.0)	0.0 (0.0)	0.2 (1.0)	1.0 (1.9)	1.1 (5.7)	4.0 (7.5)	19.4 (100.0)	53.1 (100.0)
	サ ー ビ ス 業	100.0	42.6	18.4	5.1 (32.9)	16.2 (68.9)	5.6 (36.1)	4.7 (20.0)	0.9 (5.8)	0.7 (3.0)	2.9 (18.7)	1.4 (6.0)	0.2 (1.3)	0.1 (0.4)	0.2 (1.3)	0.1 (0.4)	0.6 (3.9)	0.3 (1.3)	15.5 (100.0)	23.5 (100.0)
地域別	県 北	100.0	45.4	28.1	3.9 (44.3)	11.9 (67.2)	2.4 (27.3)	3.4 (19.2)	0.6 (6.8)	0.6 (3.4)	1.4 (15.9)	1.1 (6.2)	0.2 (2.3)	0.1 (0.6)	0.1 (1.1)	0.2 (1.1)	0.2 (2.3)	0.4 (2.3)	8.8 (100.0)	17.7 (100.0)
	中 央	100.0	41.1	25.6	5.4 (44.6)	15.2 (71.7)	2.2 (18.2)	2.9 (13.7)	0.9 (7.4)	0.9 (4.2)	2.6 (21.5)	1.2 (5.7)	0.4 (3.3)	0.1 (0.5)	0.2 (1.7)	0.2 (0.9)	0.4 (3.3)	0.7 (3.3)	12.1 (100.0)	21.2 (100.0)
	県 南	100.0	38.1	27.5	5.0 (45.9)	19.1 (81.3)	1.5 (13.8)	2.2 (9.4)	0.6 (5.5)	0.4 (1.7)	2.2 (20.2)	1.3 (5.5)	0.2 (1.8)	0.1 (0.4)	1.3 (11.9)	0.3 (1.3)	0.1 (0.9)	0.1 (0.4)	10.9 (100.0)	23.5 (100.0)
労 働 組 合 有		100.0	43.7	21.6	4.5 (36.6)	14.6 (65.2)	2.6 (21.1)	4.3 (19.2)	1.2 (9.8)	1.2 (5.4)	3.0 (24.4)	1.5 (6.7)	0.5 (4.1)	0.1 (0.4)	0.2 (1.6)	0.3 (1.3)	0.3 (2.4)	0.4 (1.8)	12.3 (100.0)	22.4 (100.0)
労 働 組 合 無		100.0	40.3	28.4	5.1 (48.1)	16.1 (77.8)	1.9 (17.9)	2.3 (11.1)	0.6 (5.7)	0.6 (2.9)	1.9 (17.9)	1.1 (5.3)	0.2 (0.9)	0.1 (0.5)	0.6 (5.7)	0.2 (1.0)	0.3 (2.8)	0.3 (1.4)	10.6 (100.0)	20.7 (100.0)

注1)「サービス業」には「学術研究、専門・技術サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」、「サービス業(他に分類されないもの)」を含む。

注2)調査計、規模別、地域別及び労働組合有無別には、「農林漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「不動産業、物品賃貸業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」を含む。

2 労働時間

(1) 週所定労働時間

「40時間以下」が事業所の88.3%、労働者の94.5%

1週間の所定労働時間は、「40時間以下」が事業所の88.3%、労働者の94.5%となっている。これを産業別にみると「情報通信業」と「金融、保険業」で事業所の100.0%となっている。

また、週所定労働時間の事業所平均は、39時間28分(前年度39時間21分)で、労働者平均は、39時間19分(前年度39時間09分)となっている。

図-3 週所定労働時間

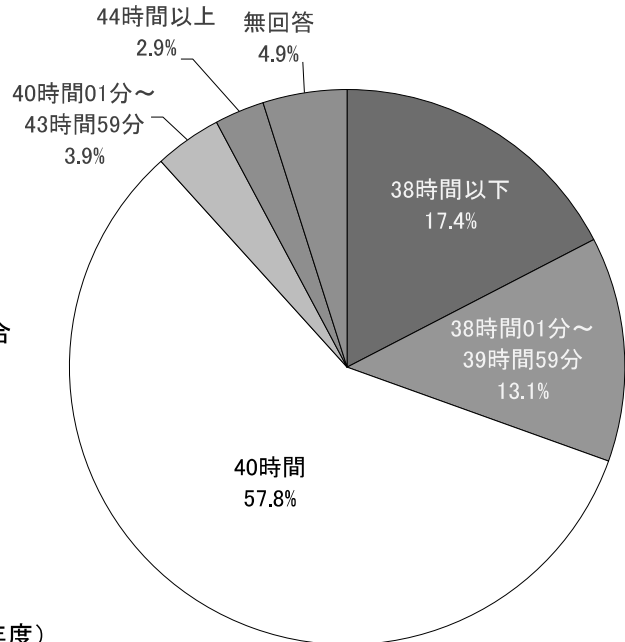
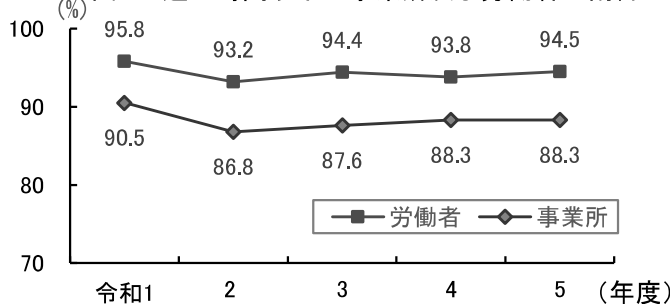


図-4 週40時間以下の事業所及び労働者の割合



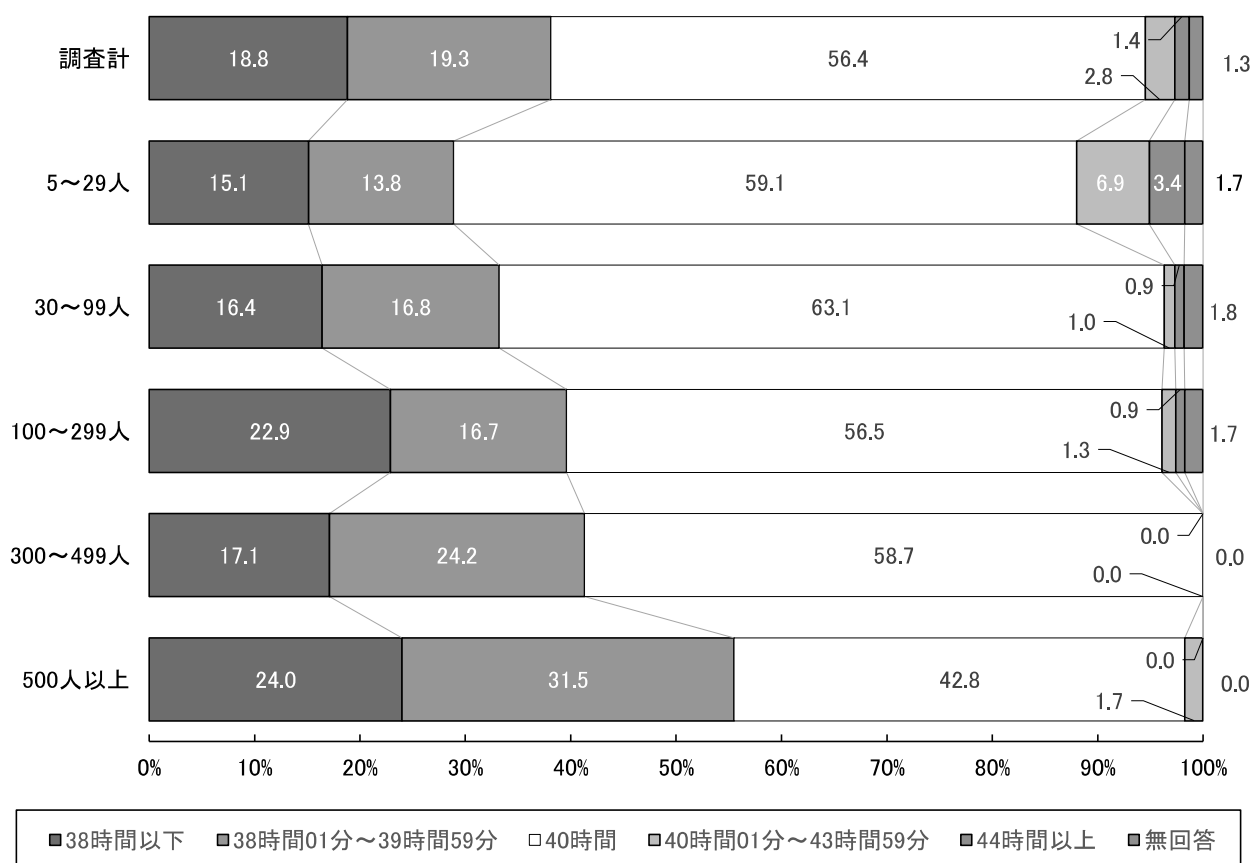
第3表 週所定労働時間(事業所数の割合)

(%)									
区 分		合 計	38時間 以 下	38時間01分 ～ 39時間59分	40時間	40時間01分 ～ 43時間59分	44時間 以 上	無回答	1事業所 当たりの 平均週所定 労働時間
調 査 計		100.0	17.4	13.1	57.8	3.9	2.9	4.9	39時間28分
企業規模	5 ～ 2 9 人	100.0	15.3	12.4	56.0	6.0	4.3	6.0	39時間39分
	3 0 ～ 9 9 人	100.0	14.5	13.9	66.3	1.7	1.5	2.1	39時間23分
	100～299人	100.0	24.6	14.6	50.4	3.2	2.9	4.3	39時間11分
	300～499人	100.0	19.2	14.1	61.5	0.0	0.0	5.2	39時間07分
	500人以上	100.0	22.0	12.7	60.8	0.3	0.0	4.2	39時間13分
産業分類	建 設 業	100.0	16.1	19.5	44.9	10.2	7.5	1.8	39時間59分
	製 造 業	100.0	15.0	18.6	47.2	10.6	0.2	8.4	39時間33分
	情報通信業	100.0	13.1	4.8	82.1	0.0	0.0	0.0	39時間27分
	運輸、郵便業	100.0	7.4	7.6	79.8	0.6	4.6	0.0	40時間01分
	卸売、小売業	100.0	22.3	11.6	56.2	2.6	2.6	4.7	39時間22分
	金融、保険業	100.0	74.0	13.0	13.0	0.0	0.0	0.0	37時間21分
	宿泊、飲食業	100.0	8.9	0.6	58.5	4.0	4.0	24.0	40時間02分
	サービス業	100.0	10.1	14.7	68.1	0.2	4.2	2.7	39時間31分
地域別	県 北	100.0	15.6	10.1	64.0	5.1	3.0	2.2	39時間24分
	中 央	100.0	19.8	13.5	55.3	2.8	2.4	6.2	39時間20分
	県 南	100.0	14.9	14.2	57.8	5.1	3.7	4.3	39時間43分
労働組合有		100.0	25.6	12.1	54.1	0.2	3.9	4.1	39時間20分
労働組合無		100.0	16.0	13.2	58.4	4.6	2.7	5.1	39時間29分

注1)「サービス業」には「学術研究、専門・技術サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」、「サービス業(他に分類されないもの)」を含む。

注2)調査計、規模別、地域別及び労働組合有無別には、「農林漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「不動産業、物品賃貸業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」を含む。

図-5 週所定労働時間



第4表 週所定労働時間(労働者数の割合)

(%)

区 分		合 計	38時間 以 下	38時間01分 ～ 39時間59分	40時間	40時間01分 ～ 43時間59分	44時間 以 上	無回答	労働者1人 当たりの 平均週所定 労働時間
調 査 計		100.0	18.8	19.3	56.4	2.8	1.4	1.3	39時間19分
企業規模	5 ～ 2 9 人	100.0	15.1	13.8	59.1	6.9	3.4	1.7	39時間42分
	3 0 ～ 9 9 人	100.0	16.4	16.8	63.1	1.0	0.9	1.8	39時間22分
	100～299人	100.0	22.9	16.7	56.5	1.3	0.9	1.7	39時間01分
	300～499人	100.0	17.1	24.2	58.7	0.0	0.0	0.0	39時間10分
	5 0 0 人 以上	100.0	24.0	31.5	42.8	1.7	0.0	0.0	39時間02分
産業分類	建 設 業	100.0	19.4	18.7	48.2	6.4	4.5	2.8	39時間37分
	製 造 業	100.0	12.8	33.0	45.1	6.3	0.4	2.4	39時間23分
	情報通信業	100.0	50.4	8.8	40.8	0.0	0.0	0.0	38時間00分
	運輸、郵便業	100.0	12.8	12.5	71.9	0.9	1.9	0.0	39時間42分
	卸売、小売業	100.0	21.5	12.3	62.1	1.6	1.9	0.6	39時間23分
	金融、保険業	100.0	82.2	9.4	8.4	0.0	0.0	0.0	37時間28分
	宿泊、飲食業	100.0	18.3	0.5	74.1	3.9	1.6	1.6	39時間27分
	サービス業	100.0	11.6	17.7	65.6	0.8	1.8	2.5	39時間30分
地域別	県 北	100.0	17.0	14.3	62.6	3.4	1.8	0.9	39時間28分
	中 央	100.0	21.7	23.7	50.4	1.8	1.0	1.4	39時間06分
	県 南	100.0	15.1	15.3	62.3	4.1	1.7	1.5	39時間34分
労 働 組 合 有		100.0	31.7	26.2	38.9	1.4	1.6	0.2	38時間57分
労 働 組 合 無		100.0	14.7	17.0	62.1	3.3	1.3	1.6	39時間26分

注1)「サービス業」には「学術研究、専門・技術サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」、「サービス業(他に分類されないもの)」を含む。

注2)調査計、規模別、地域別及び労働組合有無別には、「農林漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「不動産業、物品賃貸業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」を含む。

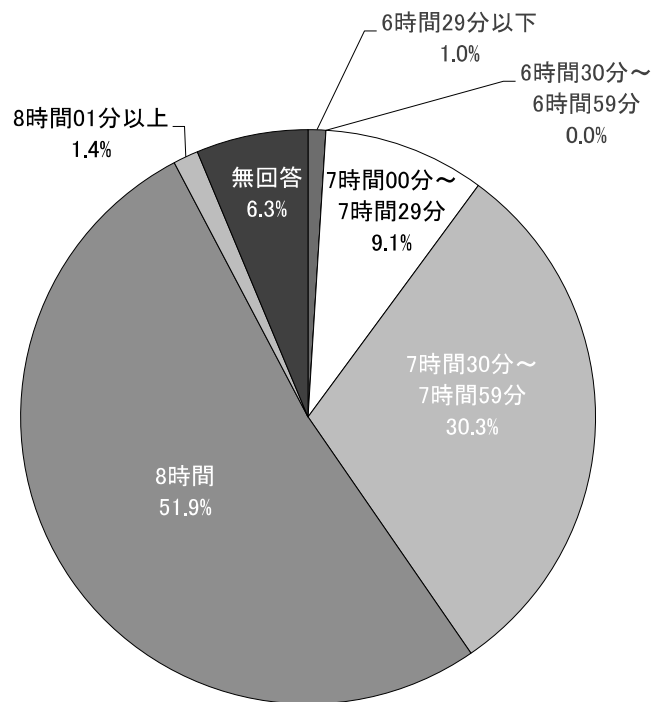
(2) 日所定労働時間

事業所平均7時間45分、労働者平均7時間47分

1日の所定労働時間は、事業所平均7時間45分(前年度7時間43分)、労働者平均7時間47分(前年度7時間45分)となっている。

また、所定労働時間を時間別にみると「8時間」が最も多く、事業所の51.9%、労働者の51.5%となっている。

図-6 1日の所定労働時間



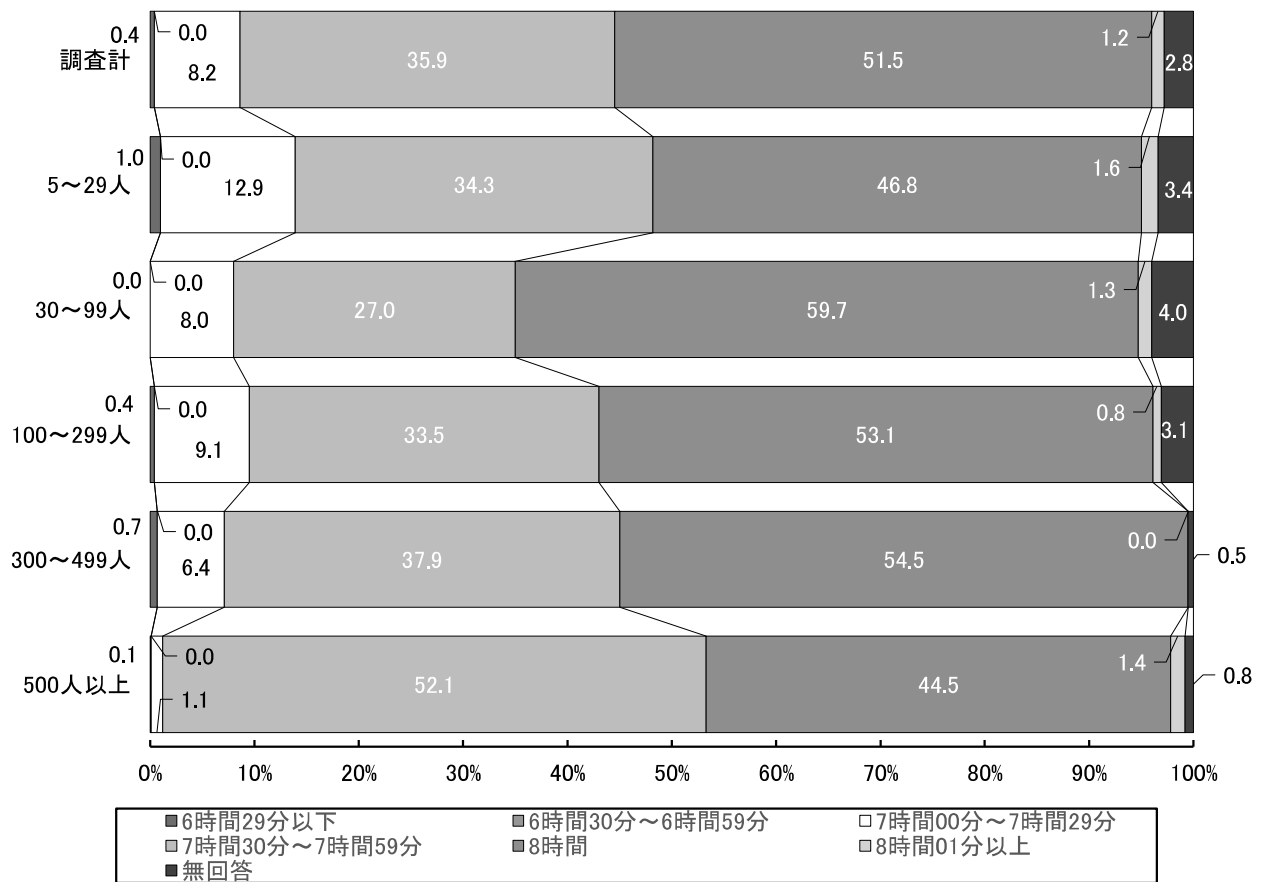
第5表 1日の所定労働時間(事業所数の割合)

(%)										
区 分		合 計	6時間29分 以下	6時間30分 ～ 6時間59分	7時間00分 ～ 7時間29分	7時間30分 ～ 7時間59分	8時間	8時間01分 以上	無回答	1事業所 当たりの 平均日所定 労働時間
調 査 計		100.0	1.0	0.0	9.1	30.3	51.9	1.4	6.3	7時間45分
企業規模	5 ～ 2 9 人	100.0	1.4	0.0	11.3	30.6	47.7	1.8	7.2	7時間43分
	30 ～ 99 人	100.0	0.0	0.0	8.0	24.4	63.1	1.5	3.0	7時間52分
	100 ～ 299 人	100.0	0.2	0.0	8.5	37.6	47.1	1.5	5.1	7時間46分
	300 ～ 499 人	100.0	5.3	0.0	10.9	28.6	49.8	0.0	5.4	7時間41分
	500 人以上	100.0	0.2	0.0	1.7	29.6	59.7	0.1	8.7	7時間50分
産業分類	建 設 業	100.0	1.5	0.0	14.4	41.2	36.8	2.9	3.2	7時間38分
	製 造 業	100.0	0.0	0.0	9.8	35.8	47.0	2.0	5.4	7時間46分
	情報通信業	100.0	33.3	0.0	7.1	10.7	48.9	0.0	0.0	7時間13分
	運輸、郵便業	100.0	0.0	0.0	7.4	18.9	61.3	0.0	12.4	7時間49分
	卸売、小売業	100.0	0.1	0.0	7.2	37.4	47.2	1.7	6.4	7時間46分
	金融、保険業	100.0	0.0	0.0	26.0	61.0	13.0	0.0	0.0	7時間29分
	宿泊、飲食業	100.0	0.0	0.0	13.5	10.0	48.4	4.0	24.1	7時間51分
	サービス業	100.0	1.4	0.0	8.8	23.3	63.2	0.2	3.1	7時間49分
地域別	県 北	100.0	1.1	0.0	7.7	27.8	56.3	1.9	5.2	7時間46分
	中 央	100.0	1.6	0.0	9.7	30.5	51.1	0.9	6.2	7時間44分
	県 南	100.0	0.0	0.0	9.0	31.7	50.2	1.9	7.2	7時間47分
労 働 組 合 有		100.0	1.5	0.0	8.0	33.9	49.5	1.5	5.6	7時間46分
労 働 組 合 無		100.0	0.9	0.0	9.3	29.7	52.3	1.4	6.4	7時間45分

注1)「サービス業」には「学術研究、専門・技術サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」、「サービス業(他に分類されないもの)」を含む。

注2)調査計、規模別、地域別及び労働組合有無別には、「農林漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「不動産業、物品賃貸業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」を含む。

図-7 1日の所定労働時間



第6表 1日の所定労働時間(労働者数の割合)

(%)

区 分		合 計	6時間29分 以下	6時間30分 ～ 6時間59分	7時間00分 ～ 7時間29分	7時間30分 ～ 7時間59分	8時間	8時間01分 以上	無回答	労働者1人 当たりの 平均日所定 労働時間
調 査 計		100.0	0.4	0.0	8.2	35.9	51.5	1.2	2.8	7時間47分
企業規模	5 ～ 2 9 人	100.0	1.0	0.0	12.9	34.3	46.8	1.6	3.4	7時間42分
	3 0 ～ 9 9 人	100.0	0.0	0.0	8.0	27.0	59.7	1.3	4.0	7時間52分
	100～299人	100.0	0.4	0.0	9.1	33.5	53.1	0.8	3.1	7時間45分
	300～499人	100.0	0.7	0.0	6.4	37.9	54.5	0.0	0.5	7時間48分
	5 0 0 人以上	100.0	0.1	0.0	1.1	52.1	44.5	1.4	0.8	7時間51分
産業分類	建 設 業	100.0	0.7	0.0	12.7	39.7	38.5	2.9	5.5	7時間41分
	製 造 業	100.0	0.0	0.0	6.7	39.0	50.6	2.3	1.4	7時間52分
	情報通信業	100.0	3.3	0.0	27.7	31.5	37.5	0.0	0.0	7時間32分
	運輸、郵便業	100.0	0.0	0.0	10.3	24.1	56.6	0.0	9.0	7時間46分
	卸売、小売業	100.0	0.1	0.0	7.3	37.0	53.2	0.9	1.5	7時間47分
	金融、保険業	100.0	0.0	0.0	16.7	74.9	8.4	0.0	0.0	7時間30分
	宿泊、飲食業	100.0	0.0	0.0	19.4	23.8	53.7	1.6	1.5	7時間45分
	サービス業	100.0	1.0	0.0	9.6	28.3	57.7	2.2	1.2	7時間53分
地域別	県 北	100.0	0.3	0.0	6.3	33.1	56.2	0.9	3.2	7時間48分
	中 央	100.0	0.7	0.0	9.3	40.1	46.3	1.6	2.0	7時間47分
	県 南	100.0	0.0	0.0	7.5	30.5	56.9	1.0	4.1	7時間48分
労 働 組 合 有		100.0	0.2	0.0	6.9	52.2	37.0	2.3	1.4	7時間49分
労 働 組 合 無		100.0	0.5	0.0	8.5	30.6	56.1	0.9	3.4	7時間47分

注1)「サービス業」には「学術研究、専門・技術サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」、「サービス業(他に分類されないもの)」を含む。

注2)調査計、規模別、地域別及び労働組合有無別には、「農林漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「不動産業、物品賃貸業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」を含む。

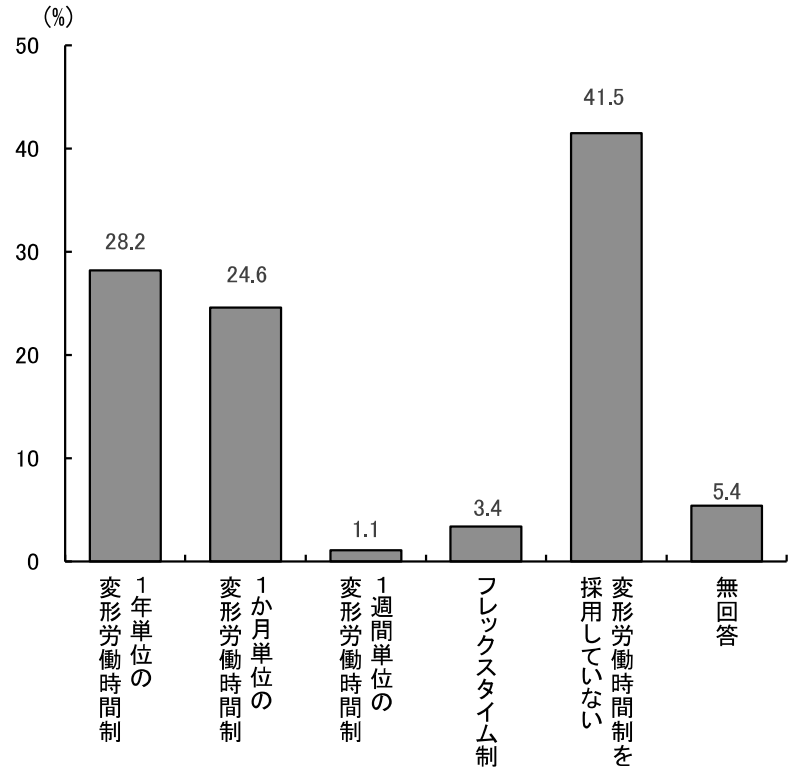
(3) 変形労働時間制

「変形労働時間制を採用している」事業所は53.1%

変形労働時間制を採用している事業所は、53.1%となっている。

変形労働時間制を形態別にみると、「1年単位の変形労働時間制」が最も多く、28.2%となっている。

図-8 変形労働時間制



第7表 変形労働時間制(事業所数の割合・複数回答)

(%)

区 分		合 計	変形労働時間制を採用している				変形労働時間 制を採用して いない	無回答
			1年単位の変形 労働時間制	1か月単位の変 形労働時間制	1週間単位の変 形労働時間制	フレックスタイム 制		
調 査 計		100.0	28.2	24.6	1.1	3.4	41.5	5.4
企業規模	5 ～ 2 9 人	100.0	31.4	18.5	0.7	1.1	43.7	7.1
	3 0 ～ 9 9 人	100.0	33.1	30.8	1.8	3.3	34.3	0.5
	100～299人	100.0	20.7	34.9	1.5	2.1	43.1	3.2
	300～499人	100.0	32.3	25.0	0.0	17.9	25.9	15.8
	500人以上	100.0	16.0	31.1	1.5	10.4	44.4	4.4
産業分類	建 設 業	100.0	57.7	12.5	0.2	0.2	28.1	4.8
	製 造 業	100.0	49.9	10.0	0.2	0.8	36.9	4.9
	情報通信業	100.0	33.3	7.1	0.0	6.0	54.8	0.0
	運輸、郵便業	100.0	29.1	33.7	0.0	8.1	37.1	0.0
	卸売、小売業	100.0	27.8	23.7	3.6	8.2	38.8	6.4
	金融、保険業	100.0	11.4	0.0	0.0	3.3	85.4	0.0
	宿泊、飲食業	100.0	12.9	38.4	4.0	0.0	21.2	28.1
	サービス業	100.0	25.1	19.8	0.0	7.8	52.4	2.8
地域別	県 北	100.0	40.9	22.6	1.0	2.5	35.8	2.2
	中 央	100.0	22.7	25.3	1.6	4.5	42.5	7.5
	県 南	100.0	28.8	24.8	0.3	2.3	43.6	4.4
労 働 組 合 有		100.0	17.9	24.7	1.5	11.9	48.4	4.0
労 働 組 合 無		100.0	30.0	24.6	1.0	2.0	40.4	5.7

注1)「サービス業」には「学術研究、専門・技術サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」、「サービス業(他に分類されないもの)」を含む。

注2)調査計、規模別、地域別及び労働組合有無別には、「農林漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「不動産業、物品賃貸業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」を含む。

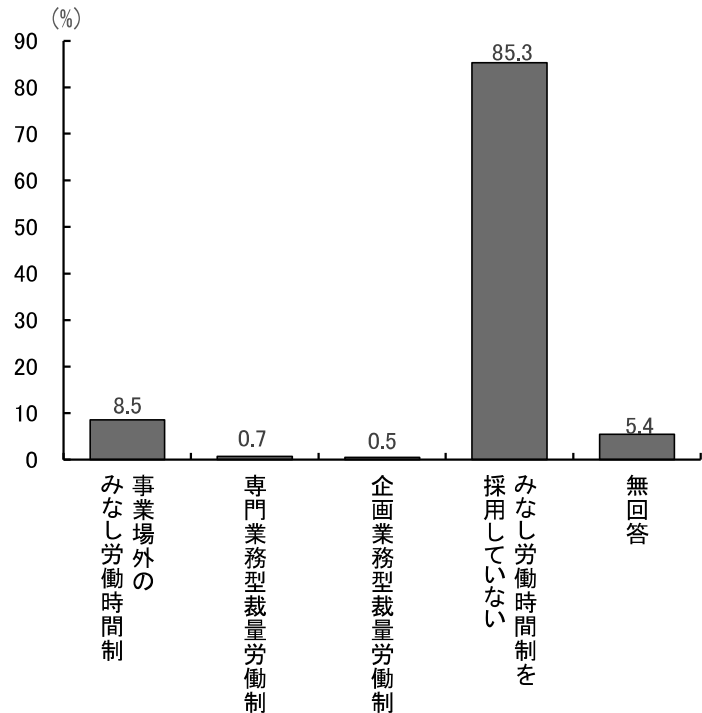
(4) みなし労働時間制

「みなし労働時間制を採用している」事業所は9.3%

みなし労働時間制を採用している事業所は9.3%となっている。

みなし労働時間制を形態別にみると、「事業場外のみなし労働時間制」が最も多く、8.5%となっている。

図-9 みなし労働時間制



第8表 みなし労働時間制(事業所数の割合・複数回答)

		みなし労働時間制を採用している					(%)
区 分	合 計	事業場外のみな し労働時間制	専門業務型 裁量労働制	企画業務型 裁量労働制	みなし労働時間 制を採用してい ない	無回答	
調 査 計	100.0	8.5	0.7	0.5	85.3	5.4	
企 業 規 模	5 ～ 29 人	100.0	6.7	0.4	0.0	85.8	7.1
	30 ～ 99 人	100.0	8.3	0.3	0.3	90.5	0.6
	100～299人	100.0	5.5	0.2	0.1	91.1	3.2
	300～499人	100.0	11.3	5.6	6.0	66.7	15.8
	500人以上	100.0	17.7	1.6	1.5	76.3	4.4
産 業 分 類	建 設 業	100.0	9.4	1.5	0.2	84.2	4.8
	製 造 業	100.0	5.7	0.1	0.0	89.3	4.9
	情報通信業	100.0	10.7	0.0	33.3	56.0	0.0
	運輸、郵便業	100.0	20.9	0.6	0.0	78.5	0.0
	卸売、小売業	100.0	14.2	1.9	0.4	78.1	6.4
	金融、保険業	100.0	24.4	0.0	11.4	75.6	0.0
	宿泊、飲食業	100.0	12.6	0.0	0.0	59.3	28.1
	サービス業	100.0	8.3	0.0	0.0	88.9	2.8
地 域 別	県 北	100.0	10.7	0.0	1.0	87.1	2.2
	中 央	100.0	6.3	1.4	0.6	84.7	7.5
	県 南	100.0	10.5	0.0	0.0	85.1	4.4
労 働 組 合 有		100.0	13.9	1.7	2.7	80.3	4.0
労 働 組 合 無		100.0	7.5	0.5	0.1	86.2	5.7

注1)「サービス業」には「学術研究、専門・技術サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」、「サービス業(他に分類されないもの)」を含む。

注2)調査計、規模別、地域別及び労働組合有無別には、「農林漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「不動産業、物品賃貸業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」を含む。

3 休日休暇制度

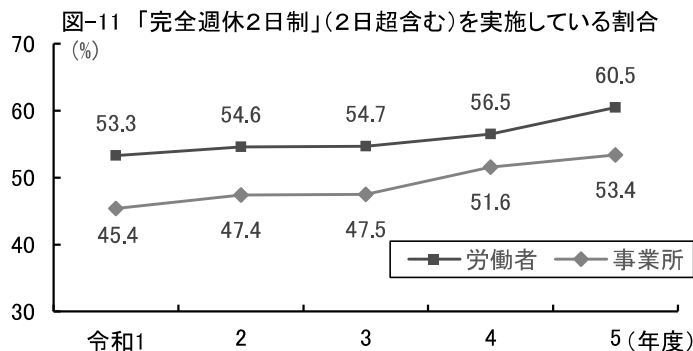
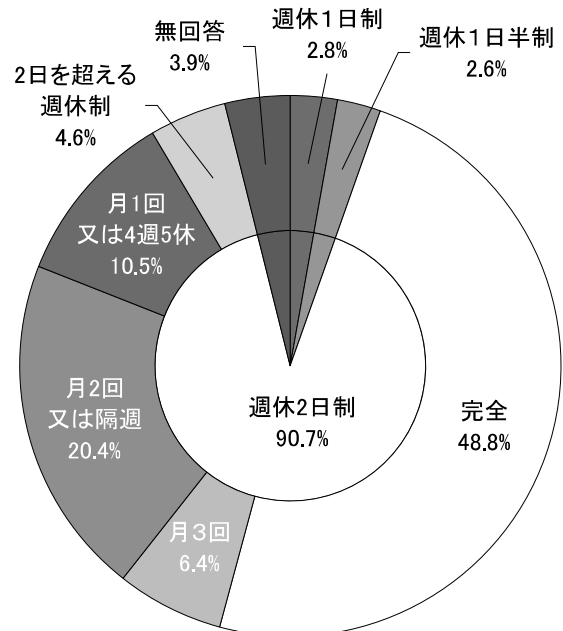
(1) 週休制の形態

「何らかの週休2日制実施」は事業所の90.7%、労働者の96.0%

何らかの週休2日制（2日超含む）を実施しているのは、事業所の90.7%、労働者の96.0%となっている。

週休制の形態別にみると「完全週休2日制」（2日超含む）が最も多く事業所の53.4%、労働者の60.5%となっている。

図-10 週休制の形態



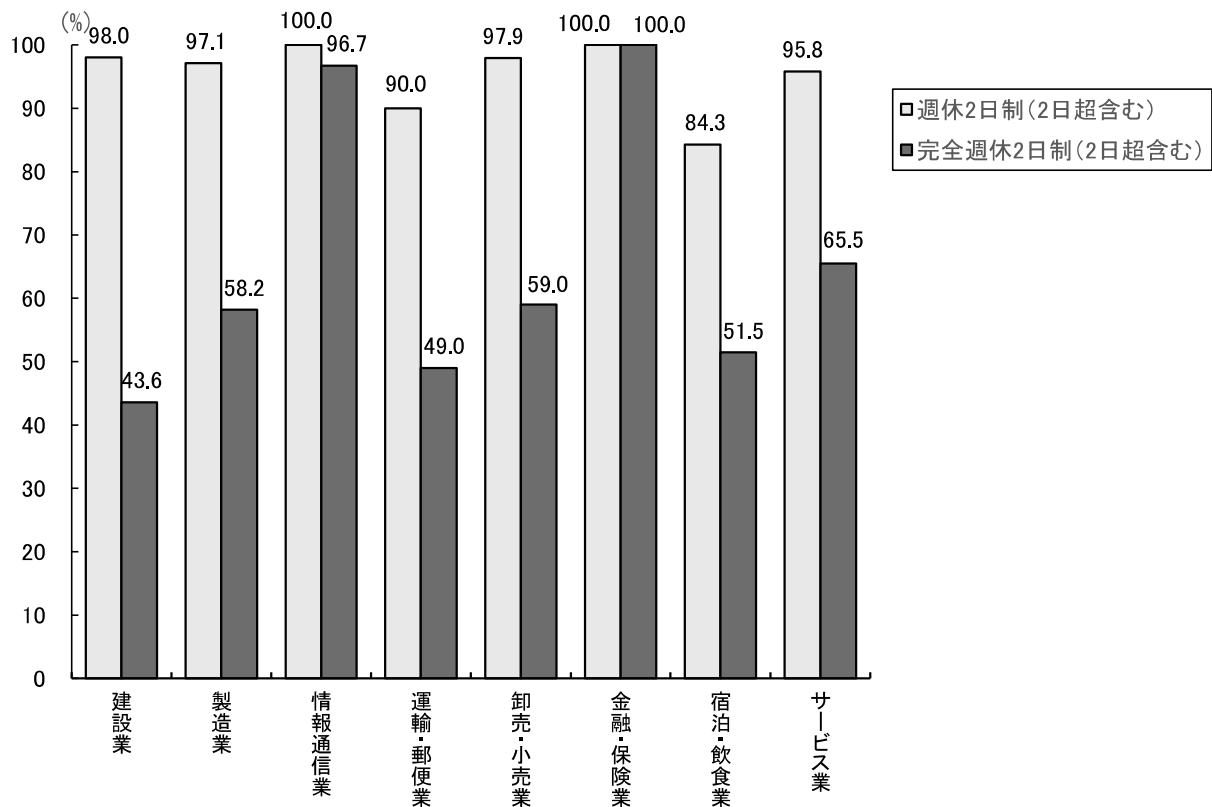
第9表 週休制の形態(事業所数の割合)

区 分	合 計	週休 1日制	週休 1日半制	週休2日制					2日を 超える 週休制	無回答
				計	完全	月3回	月2回又 は隔週	月1回又 は4週5休		
調 査 計	100.0	2.8	2.6	86.1 (100.0)	48.8 (56.7)	6.4 (7.4)	20.4 (23.7)	10.5 (12.2)	4.6	3.9
企業規模	5～29人	4.6	3.9	84.1 (100.0)	39.0 (46.4)	6.0 (7.1)	28.1 (33.4)	11.0 (13.1)	2.5	4.9
	30～99人	0.7	2.0	89.7 (100.0)	52.3 (58.3)	7.5 (8.4)	17.6 (19.6)	12.3 (13.7)	6.8	0.8
	100～299人	1.6	0.1	91.9 (100.0)	60.0 (65.3)	8.1 (8.8)	11.8 (12.8)	12.0 (13.1)	3.5	2.9
	300～499人	0.0	0.0	88.5 (100.0)	58.9 (66.6)	12.4 (14.0)	3.9 (4.4)	13.3 (15.0)	6.2	5.3
	500人以上	0.0	1.4	83.3 (100.0)	69.6 (83.6)	3.2 (3.8)	6.3 (7.6)	4.2 (5.0)	11.3	4.0
産業分類	建設業	2.9	1.5	95.4 (100.0)	31.3 (32.8)	7.7 (8.1)	48.7 (51.0)	7.7 (8.1)	0.2	0.0
	製造業	1.9	2.1	87.2 (100.0)	36.0 (41.3)	8.2 (9.4)	32.3 (37.0)	10.7 (12.3)	3.7	5.1
	情報通信業	0.0	0.0	100.0 (100.0)	66.7 (66.7)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	33.3 (33.3)	0.0	0.0
	運輸、郵便業	5.2	6.5	73.5 (100.0)	34.3 (46.7)	11.3 (15.4)	15.9 (21.6)	12.0 (16.3)	14.8	0.0
	卸売、小売業	0.0	1.7	84.3 (100.0)	43.6 (51.7)	7.9 (9.4)	22.4 (26.6)	10.4 (12.3)	9.4	4.6
	金融、保険業	0.0	0.0	100.0 (100.0)	100.0 (100.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0	0.0
	宿泊、飲食業	8.6	12.0	59.1 (100.0)	35.8 (60.6)	8.7 (14.7)	0.7 (1.2)	13.9 (23.5)	0.0	20.3
	サービス業	5.8	0.0	89.8 (100.0)	60.9 (67.8)	6.8 (7.6)	15.5 (17.3)	6.6 (7.3)	4.4	0.0
地域別	県 北	4.0	4.0	86.7 (100.0)	43.0 (49.6)	8.2 (9.5)	21.6 (24.9)	13.9 (16.9)	3.4	1.9
	中 央	2.9	1.3	85.5 (100.0)	51.7 (60.5)	4.9 (5.7)	17.7 (20.7)	11.2 (13.1)	4.7	5.6
	県 南	1.9	3.8	86.3 (100.0)	47.5 (55.0)	7.6 (8.8)	23.9 (27.7)	7.3 (8.5)	5.4	2.6
労働組合有	100.0	0.0	1.3	82.7 (100.0)	55.6 (67.2)	4.7 (5.7)	12.9 (15.6)	9.5 (11.5)	12.0	4.0
労働組合無	100.0	3.3	2.8	86.6 (100.0)	47.5 (54.8)	6.7 (7.7)	21.7 (25.1)	10.7 (12.4)	3.4	3.9

注1)「サービス業」には「学術研究、専門・技術サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」、「サービス業(他に分類されないもの)」を含む。

注2)調査計、規模別、地域別及び労働組合有無別には、「農林漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「不動産業、物品賃貸業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」を含む。

図-12 何らかの週休2日制実施(2日超含む)



第10表 週休制の形態(労働者数の割合)

(%)											
区 分		合 計	週休 1日制	週休 1日半制	週休2日制					2日を 超える 週休制	無回答
					計	完全	月3回	月2回又 は隔週	月1回又 は4週5休		
調 査 計		100.0	1.5	1.5	90.8 (100.0)	55.3 (60.9)	6.5 (7.2)	18.8 (20.7)	10.2 (11.2)	5.2	1.0
企業規模	5 ～ 2 9 人	100.0	3.8	2.9	89.5 (100.0)	40.1 (44.8)	5.5 (6.1)	33.1 (37.0)	10.8 (12.1)	2.7	1.1
	30～99人	100.0	0.9	2.2	90.6 (100.0)	51.3 (56.6)	8.5 (9.4)	20.0 (22.1)	10.8 (11.9)	4.6	1.7
	100～299人	100.0	0.9	0.4	94.6 (100.0)	60.2 (63.6)	10.0 (10.6)	13.4 (14.2)	11.0 (11.6)	3.6	0.5
	300～499人	100.0	0.0	0.0	96.0 (100.0)	63.6 (66.3)	8.1 (8.4)	12.8 (13.3)	11.5 (12.0)	4.0	0.0
	500人以上	100.0	0.0	0.1	88.3 (100.0)	75.1 (85.1)	1.5 (1.7)	4.6 (5.2)	7.1 (8.0)	11.2	0.4
産業分類	建 設 業	100.0	1.6	0.4	97.2 (100.0)	42.8 (44.0)	7.4 (7.6)	41.4 (42.6)	5.6 (5.8)	0.8	0.0
	製 造 業	100.0	0.9	1.1	88.7 (100.0)	49.8 (56.1)	8.5 (9.6)	22.7 (25.6)	7.7 (8.7)	8.4	0.9
	情報通信業	100.0	0.0	0.0	100.0 (100.0)	96.7 (96.7)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	3.3 (3.3)	0.0	0.0
	運輸、郵便業	100.0	3.1	6.9	73.5 (100.0)	32.5 (44.2)	9.3 (12.7)	21.7 (29.5)	10.0 (13.6)	16.5	0.0
	卸売、小売業	100.0	0.0	1.6	92.8 (100.0)	53.9 (58.1)	9.5 (10.2)	19.7 (21.2)	9.7 (10.5)	5.1	0.5
	金融、保険業	100.0	0.0	0.0	100.0 (100.0)	100.0 (100.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0	0.0
	宿泊、飲食業	100.0	6.0	7.9	84.3 (100.0)	51.5 (61.1)	13.3 (15.8)	4.0 (4.7)	15.5 (18.4)	0.0	1.8
	サービス業	100.0	4.2	0.0	92.2 (100.0)	61.9 (67.1)	9.3 (10.1)	13.1 (14.2)	7.9 (8.6)	3.6	0.0
地域別	県 北	100.0	1.6	2.9	90.0 (100.0)	48.3 (53.7)	7.4 (8.2)	23.3 (25.9)	11.0 (12.2)	4.9	0.6
	中 央	100.0	1.8	0.6	91.5 (100.0)	58.4 (63.8)	6.0 (6.6)	16.2 (17.7)	10.9 (11.9)	5.0	1.1
	県 南	100.0	0.8	2.0	90.5 (100.0)	55.0 (60.8)	6.8 (7.5)	20.4 (22.5)	8.3 (9.2)	5.7	1.0
労 働 組 合 有		100.0	0.0	0.2	89.1 (100.0)	61.5 (69.0)	5.6 (6.3)	13.4 (15.0)	8.6 (9.7)	10.6	0.1
労 働 組 合 無		100.0	1.9	1.9	91.5 (100.0)	53.3 (58.3)	6.8 (7.4)	20.7 (22.6)	10.7 (11.7)	3.5	1.2

注1)「サービス業」には「学術研究、専門・技術サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」、「サービス業(他に分類されないもの)」を含む。

注2)調査計、規模別、地域別及び労働組合有無別には、「農林漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「不動産業、物品賃貸業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」を含む。

(2) 年間休日総数

事業所平均107.5日、労働者平均111.2日

年間休日総数は、事業所平均107.5日（前年度107.4日）、労働者平均111.2日（前年度112.4日）となっている。

規模別でみると、最も多いのは「500人以上」で事業所平均115.2日、労働者平均118.3日となっている。最も少ないのは「5～29人」で事業所平均103.0日、労働者平均104.8日となっている。

産業別でみると、最も多いのは、事業所平均では「金融、保険業」で122.4日、労働者平均では「情報通信業」で122.9日となっている。また最も少ないのは、事業所・労働者平均ともに「宿泊、飲食業」でそれぞれ82.3日、94.8日となっている。

第11表 年間休日総数の平均

(日)

区 分		1事業所 平均年間 休日総数	労働者1人 平均年間 休日総数
調 査 計		107.5	111.2
企 業 規 模	5 ～ 2 9 人	103.0	104.8
	30 ～ 99 人	109.6	109.9
	100 ～ 299 人	113.5	113.6
	300 ～ 499 人	114.5	115.1
	500 人 以 上	115.2	118.3
産 業 分 類	建 設 業	102.9	106.8
	製 造 業	112.3	114.5
	情報通信業	121.7	122.9
	運輸、郵便業	111.9	106.9
	卸売、小売業	108.9	109.7
	金融、保険業	122.4	121.6
	宿泊、飲食業	82.3	94.8
	サービス業	107.1	110.1
地 域 別	県 北	104.2	109.2
	中 央	109.4	113.4
	県 南	106.9	108.8
労 働 組 合 有		113.9	116.6
労 働 組 合 無		106.5	109.4

第12表 年間休日総数(事業所数の割合)

(%)

区 分		合 計	69日 以下	70 ～ 79日	80 ～ 89日	90 ～ 99日	100 ～ 109日	110 ～ 119日	120日 以上	無回答
調 査 計		100.0	3.1	2.6	5.8	10.0	26.6	17.2	29.9	4.8
企 業 規 模	5 ～ 2 9 人	100.0	4.3	3.9	9.9	14.9	27.8	11.0	22.8	5.4
	30 ～ 99 人	100.0	1.5	3.0	2.5	11.3	29.6	20.9	29.2	2.0
	100 ～ 299 人	100.0	1.4	0.0	0.6	1.5	31.9	20.2	40.1	4.3
	300 ～ 499 人	100.0	0.8	0.0	0.2	0.4	17.5	42.3	33.6	5.2
	500 人 以 上	100.0	2.9	0.0	0.0	0.3	15.3	27.7	48.2	5.6
産 業 分 類	建 設 業	100.0	0.0	4.4	19.8	23.9	20.4	12.6	18.7	0.2
	製 造 業	100.0	0.0	0.0	8.6	11.8	35.1	13.2	25.9	5.4
	情報通信業	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	34.5	65.5	0.0
	運輸、郵便業	100.0	0.0	1.3	8.6	7.8	24.4	29.0	23.8	5.1
	卸売、小売業	100.0	1.0	2.6	3.7	10.0	29.9	19.7	26.9	6.2
	金融、保険業	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.6	0.0	98.4	0.0
	宿泊、飲食業	100.0	24.1	4.6	0.7	6.2	27.1	4.0	9.3	24.0
	サービス業	100.0	5.6	2.8	5.8	5.0	23.6	17.7	38.1	1.4
地 域 別	県 北	100.0	5.7	1.1	5.4	11.9	36.4	16.3	21.1	2.1
	中 央	100.0	2.1	3.3	5.1	8.7	22.6	17.7	34.6	5.9
	県 南	100.0	3.1	2.4	7.1	11.0	26.6	17.2	28.2	4.4
労 働 組 合 有		100.0	2.6	0.0	1.9	1.9	16.7	31.4	38.8	6.7
労 働 組 合 無		100.0	3.2	3.0	6.4	11.4	28.3	14.8	28.4	4.5

注1「サービス業」には「学術研究、専門・技術サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」、「サービス業(他に分類されないもの)」を含む。

注2調査計、規模別、地域別及び労働組合有無別には、「農林漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「不動産業、物品賃貸業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」を含む。

(3) 年次有給休暇

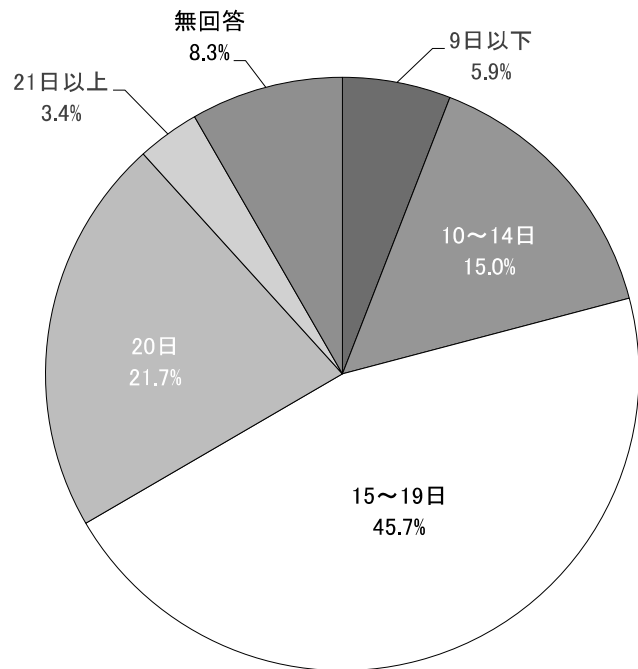
ア 年次有給休暇の付与日数

「15～19日」が45.7%

年次有給休暇の付与日数は、「15～19日」が最も多く45.7%となっている。

これを産業別にみると、「金融、保険業」の「15～19日」が60.2%と最も多く、次いで、「情報通信業」の「15～19日」が59.5%となっている。

図-13 年次有給休暇の付与日数



第13表 年次有給休暇の付与日数(事業所数の割合)

(%)

区 分		合 計	年次有給休暇の付与日数					無回答
			9日以下	10～14日	15～19日	20日	21日以上	
調 査 計		100.0	5.9	15.0	45.7	21.7	3.4	8.3
企業規模	5 ～ 2 9 人	100.0	8.9	17.8	42.4	19.6	1.1	10.2
	3 0 ～ 9 9 人	100.0	3.0	12.8	60.2	18.2	4.1	1.7
	100～299人	100.0	2.9	13.9	54.2	17.8	4.8	6.4
	300～499人	100.0	0.0	8.1	31.4	36.3	11.3	12.9
	500人以上	100.0	1.7	9.3	36.7	34.2	8.1	10.0
産業分類	建 設 業	100.0	8.1	10.0	52.1	23.6	1.5	4.7
	製 造 業	100.0	0.7	12.9	48.6	20.5	5.4	11.9
	情報通信業	100.0	0.0	4.8	59.5	1.2	1.2	33.3
	運輸、郵便業	100.0	4.5	12.3	41.3	39.8	0.8	1.3
	卸売、小売業	100.0	9.1	8.6	45.4	22.3	5.2	9.4
	金融、保険業	100.0	0.0	11.4	60.2	15.4	13.0	0.0
	宿泊、飲食業	100.0	4.0	26.5	11.3	20.6	1.2	36.4
	サービス業	100.0	6.1	18.9	41.9	25.7	4.4	3.0
地域別	県 北	100.0	5.5	18.9	50.2	16.7	3.5	5.2
	中 央	100.0	5.6	14.6	44.0	21.3	4.2	10.3
	県 南	100.0	6.5	13.0	45.4	25.5	2.1	7.5
労 働 組 合 有		100.0	2.8	4.7	37.9	36.7	9.5	8.4
労 働 組 合 無		100.0	6.4	16.7	47.0	19.1	2.4	8.4

注1)「サービス業」には「学術研究、専門・技術サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」、「サービス業(他に分類されないもの)」を含む。

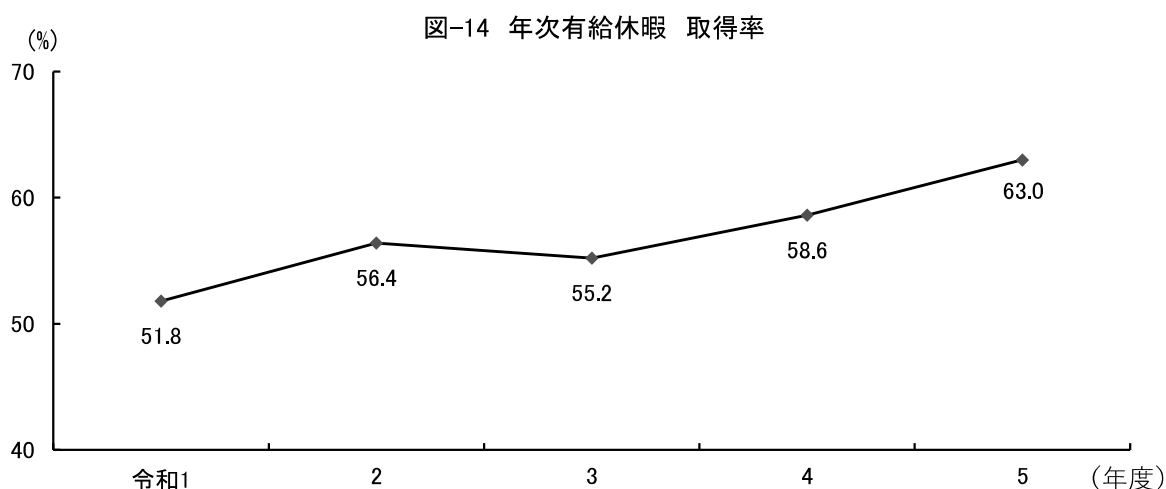
注2)調査計、規模別、地域別及び労働組合有無別には、「農林漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「不動産業、物品賃貸業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」を含む。

イ 年次有給休暇の取得状況

平均取得率は63.0%

年次有給休暇の平均付与日数は17.3日、平均取得日数は10.9日となっており、平均取得率は63.0%であった。

産業別では、平均取得日数の最多が「製造業」の12.4日、次いで「情報通信業」の11.9日となり、最少は「宿泊・飲食業」の8.2日となっている。



第14表 年次有給休暇の取得状況(労働者1人当たり平均)

区 分		平均付与日数 (日)	平均取得日数 (日)	平均取得率 (%)	<参考>前年度からの 平均繰越日数 (日)
調 査 計		17.3	10.9	63.0	13.0
企業規模	5～29人	16.0	10.0	62.5	10.3
	30～99人	17.1	11.4	66.7	13.2
	100～299人	17.6	10.7	60.8	13.6
	300～499人	18.0	10.9	60.6	14.5
	500人以上	18.7	11.5	61.5	15.6
産業分類	建設業	16.1	11.4	70.8	11.1
	製造業	18.0	12.4	68.9	13.6
	情報通信業	18.9	11.9	63.0	13.1
	運輸・郵便業	17.8	11.5	64.6	11.7
	卸売・小売業	17.8	8.8	49.4	14.0
	金融・保険業	18.8	9.2	48.9	23.0
	宿泊・飲食業	15.6	8.2	52.6	12.5
	サービス業	16.2	9.9	61.1	11.8
地域別	県 北	16.9	11.0	65.1	12.4
	中 央	17.5	11.2	64.0	13.3
	県 南	17.1	10.2	59.6	13.1
労働組合有		18.7	12.0	64.2	15.1
労働組合無		16.8	10.5	62.5	12.4

注1)「サービス業」には「学術研究、専門・技術サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」、「サービス業(他に分類されないもの)」を含む。

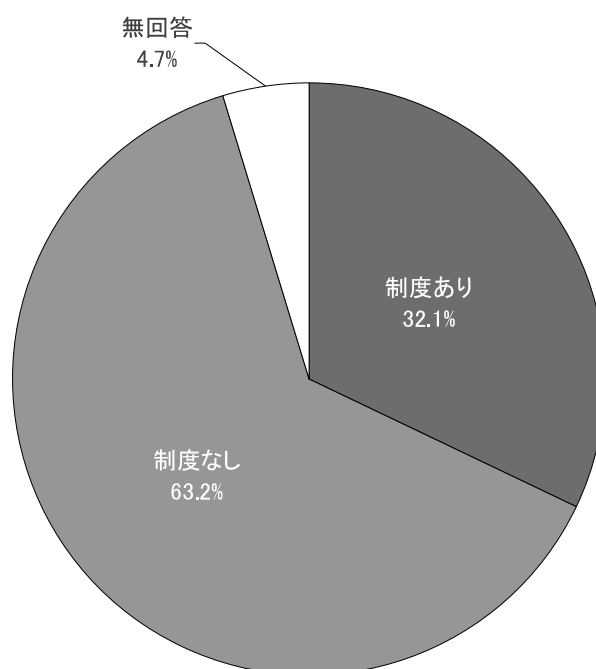
注2)調査計、規模別、地域別及び労働組合有無別には、「農林漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「不動産業、物品賃貸業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」を含む。

ウ 年次有給休暇計画的付与制度の有無

「制度あり」が32.1%

年次有給休暇を計画的に付与する制度がある事業所は32.1%となっている。産業別では「金融、保険業」が62.6%で最も多くなっている。

図-15 年次有給休暇計画的付与制度の有無



第15表 年次有給休暇計画的付与制度の有無(事業所数の割合)

(%)

区 分		合 計	制度あり	制度なし	無回答
調 査 計		100.0	32.1	63.2	4.7
企業規模	5～29人	100.0	24.5	69.5	6.0
	30～99人	100.0	33.3	66.3	0.4
	100～299人	100.0	31.8	63.9	4.3
	300～499人	100.0	32.5	60.7	6.8
	500人以上	100.0	61.1	34.5	4.4
産業分類	建設業	100.0	23.6	76.4	0.0
	製造業	100.0	32.0	63.0	5.0
	情報通信業	100.0	45.2	54.8	0.0
	運輸、郵便業	100.0	28.6	70.1	1.3
	卸売、小売業	100.0	40.3	53.4	6.3
	金融、保険業	100.0	62.6	37.4	0.0
	宿泊、飲食業	100.0	14.8	57.2	28.0
	サービス業	100.0	36.4	62.0	1.6
地域別	県北	100.0	29.9	68.1	2.0
	中央	100.0	35.2	58.8	6.0
	県南	100.0	28.7	67.0	4.3
労働組合有		100.0	53.2	42.8	4.0
労働組合無		100.0	28.5	66.7	4.8

注1)「サービス業」には「学術研究、専門・技術サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」、「サービス業(他に分類されないもの)」を含む。

注2)調査計、規模別、地域別及び労働組合有無別には、「農林漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「不動産業、物品賃貸業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」を含む。

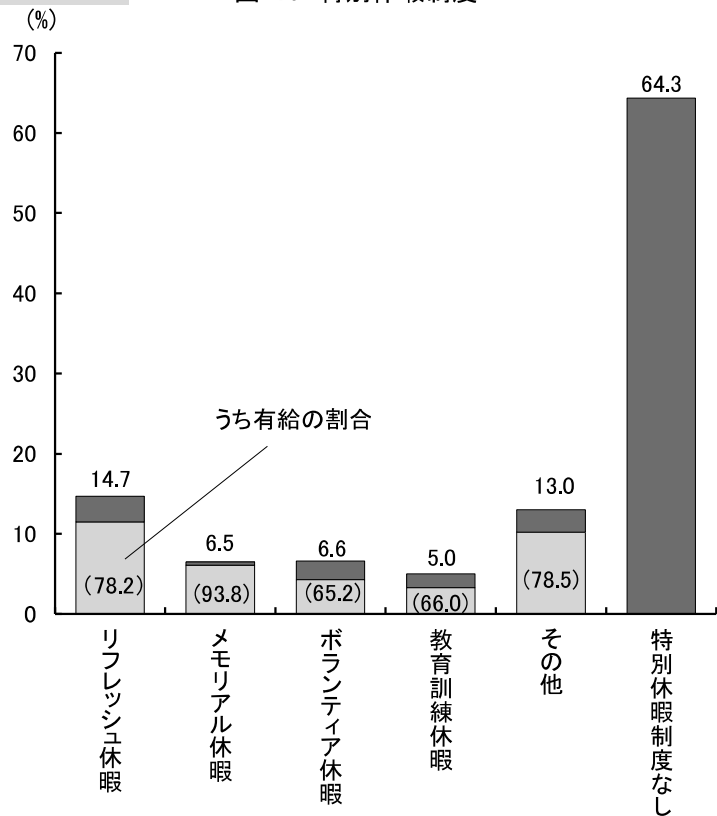
(4) 特別休暇制度

「特別休暇制度あり」が31.2%

「リフレッシュ休暇」や「ボランティア休暇」など、法定休暇以外の特別休暇制度がある事業所は31.2%となっている。

なお、「リフレッシュ休暇」がある事業所は14.7%、「メモリアル休暇」がある事業所は6.5%、「ボランティア休暇」がある事業所は6.6%、「教育訓練休暇」がある事業所は5.0%、「その他の休暇」がある事業所は13.0%となっている。

図-16 特別休暇制度



第16表 特別休暇制度(事業所数の割合、複数回答)

(%)											
区 分		合 計	特別休暇制度あり	リフレッシュ休暇	メモリアル休暇	ボランティア休暇	教育訓練休暇	その他	無回答	特別休暇制度なし	無回答
調 査 計		100.0	31.2	14.7	6.5	6.6	5.0	13.0	0.3	64.3	4.5
企業規模	5～29人	100.0	19.3	5.7	2.5	3.2	3.9	10.0	0.4	75.0	5.7
	30～99人	100.0	29.4	10.0	4.6	5.1	6.3	10.0	0.7	70.2	0.4
	100～299人	100.0	43.3	19.9	10.9	5.3	2.4	18.3	0.0	52.2	4.5
	300～499人	100.0	52.3	30.3	7.1	6.4	8.3	32.0	0.0	42.5	5.2
	500人以上	100.0	63.2	46.8	20.1	22.9	9.5	18.0	0.0	32.5	4.3
産業分類	建設業	100.0	27.5	11.3	3.3	5.3	8.1	8.1	0.0	72.5	0.0
	製造業	100.0	19.6	6.2	5.6	4.1	3.8	10.0	0.2	73.7	6.7
	情報通信業	100.0	57.1	40.5	0.0	6.0	1.2	15.5	0.0	42.9	0.0
	運輸、郵便業	100.0	27.8	22.5	12.3	16.7	2.6	1.3	1.3	72.2	0.0
	卸売、小売業	100.0	35.7	21.7	9.6	4.6	2.9	10.9	0.0	59.8	4.5
	金融、保険業	100.0	77.2	72.4	3.3	1.6	46.3	49.6	0.0	22.8	0.0
	宿泊、飲食業	100.0	14.0	12.6	5.9	4.0	4.6	0.7	0.0	61.9	24.1
	サービス業	100.0	33.6	4.4	6.6	10.6	3.5	19.6	0.0	66.4	0.0
地域別	県 北	100.0	24.2	12.4	8.4	4.9	7.2	7.8	0.4	73.8	2.0
	中 央	100.0	34.8	15.6	5.8	6.7	4.6	16.5	0.1	60.2	5.0
	県 南	100.0	30.2	14.7	6.4	7.4	4.4	10.8	0.6	64.9	4.9
労働組合有		100.0	61.8	44.7	16.2	20.2	10.6	20.2	0.4	34.3	3.9
労働組合無		100.0	26.0	9.5	4.9	4.2	4.1	11.7	0.3	69.5	4.5

注1)「サービス業」には「学術研究、専門・技術サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」、「サービス業(他に分類されないもの)」を含む。

注2)調査計、規模別、地域別及び労働組合有無別には、「農林漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「不動産業、物品賃貸業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」を含む。

4 賃金

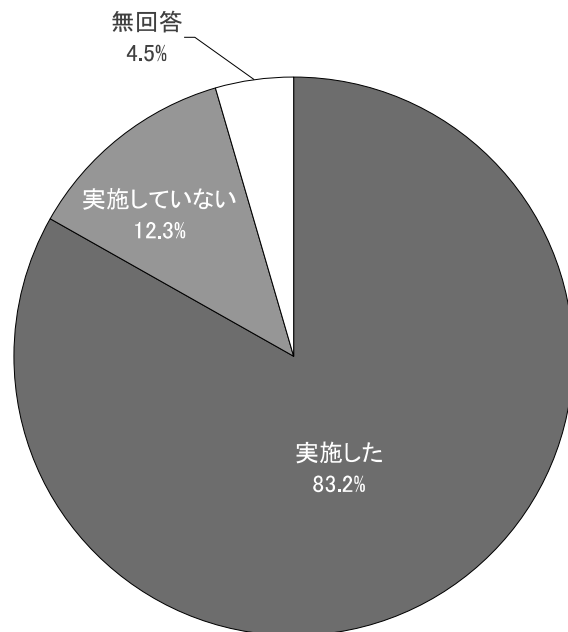
(1) 賃金改定

ア 賃金改定の実施状況

「実施した」が83.2%

賃金改定を実施した事業所は83.2%となっている。産業別では「金融、保険業」が98.4%で最も多くなっている。

図-17 賃金改定の実施状況



第17表 賃金改定の実施状況(事業所数の割合)

(%)

区 分	合 計	実施した	実施していない	無回答
調 査 計	100.0	83.2	12.3	4.5
企業規模	5～29人	77.9	16.1	6.0
	30～99人	94.9	4.6	0.5
	100～299人	91.5	5.4	3.1
	300～499人	75.6	19.0	5.4
	500人以上	84.1	11.7	4.2
産業分類	建設業	82.5	16.0	1.5
	製造業	77.2	14.5	8.3
	情報通信業	95.2	4.8	0.0
	運輸、郵便業	96.8	2.6	0.6
	卸売、小売業	82.6	12.9	4.5
	金融、保険業	98.4	1.6	0.0
	宿泊、飲食業	62.8	13.2	24.0
	サービス業	84.9	15.1	0.0
地域別	県 北	87.5	10.3	2.2
	中 央	81.3	13.6	5.1
	県 南	83.5	11.6	4.9
労働組合有	100.0	82.9	13.0	4.1
労働組合無	100.0	83.3	12.2	4.5

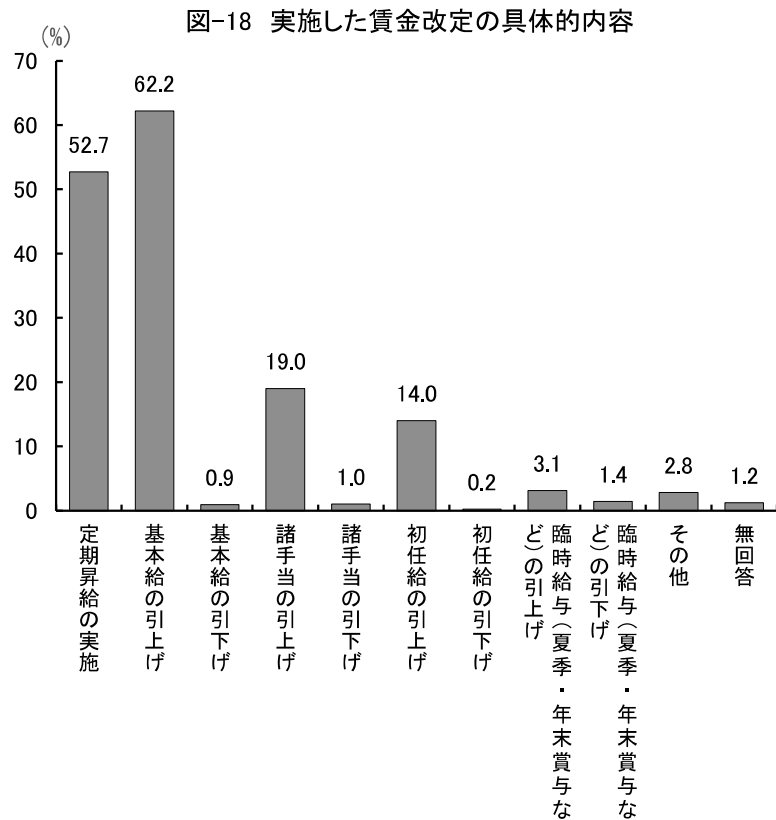
注1)「サービス業」には「学術研究、専門・技術サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」、「サービス業(他に分類されないもの)」を含む。

注2)調査計、規模別、地域別及び労働組合有無別には、「農林漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「不動産業、物品賃貸業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」を含む。

イ 実施した賃金改定の具体的内容

「基本給の引上げ」が62.2%

実施した賃金改定の具体的内容は「基本給の引上げ」が62.2%と最も多く、次いで「定期昇給の実施」が52.7%となっている。



第18表 実施した賃金改定の具体的内容(事業所数の割合・複数回答)

		(%)										
区 分	合 計	定期昇給の実施	基本給の引上げ	基本給の引下げ	諸手当の引上げ	諸手当の引下げ	初任給の引上げ	初任給の引下げ	臨時給与(夏季・年末賞与など)の引上げ	臨時給与(夏季・年末賞与など)の引下げ	その他	無回答
調 査 計	100.0	52.7	62.2	0.9	19.0	1.0	14.0	0.2	3.1	1.4	2.8	1.2
企業規模	5～29人	100.0	39.9	71.1	1.4	20.2	1.4	8.2	0.5	5.0	1.8	1.8
	30～99人	100.0	56.4	53.5	0.0	21.7	0.2	13.7	0.0	1.2	0.5	0.0
	100～299人	100.0	75.1	52.7	1.7	17.3	2.0	24.1	0.0	1.8	2.2	0.3
	300～499人	100.0	83.1	45.8	0.0	15.9	0.0	12.7	0.0	0.0	0.7	0.0
	500人以上	100.0	63.2	55.8	0.0	13.8	0.0	25.5	0.0	0.5	0.1	1.7
産業分類	建設業	100.0	38.1	74.0	0.0	25.1	0.0	14.3	0.0	2.0	1.8	1.8
	製造業	100.0	51.4	68.2	0.1	7.0	0.2	6.5	0.0	6.4	0.1	2.2
	情報通信業	100.0	65.0	53.8	0.0	15.0	0.0	18.8	0.0	0.0	1.3	0.0
	運輸、郵便業	100.0	37.5	67.7	0.0	20.1	0.0	11.2	4.7	4.7	0.0	4.7
	卸売、小売業	100.0	61.8	62.9	0.0	15.8	0.0	18.1	0.0	2.4	1.1	2.4
	金融、保険業	100.0	28.1	86.8	0.0	1.7	0.0	62.0	0.0	11.6	0.0	11.6
	宿泊、飲食業	100.0	30.8	77.6	0.0	20.1	0.0	8.4	0.0	0.0	0.2	0.0
	サービス業	100.0	53.9	60.8	1.6	13.6	1.6	19.9	0.0	0.5	0.1	0.5
地域別	県 北	100.0	53.5	61.0	2.2	15.0	1.2	16.5	0.0	2.3	1.1	1.2
	中 央	100.0	55.3	59.7	1.0	19.5	1.5	14.1	0.5	1.8	0.8	1.8
	県 南	100.0	48.1	66.8	0.0	21.0	0.1	12.2	0.0	5.5	2.3	5.5
労働組合有	100.0	68.9	60.0	0.0	13.9	0.0	36.6	0.0	2.3	0.5	2.3	0.1
労働組合無	100.0	49.9	62.6	1.1	19.9	1.2	10.2	0.3	3.2	1.5	2.9	1.4

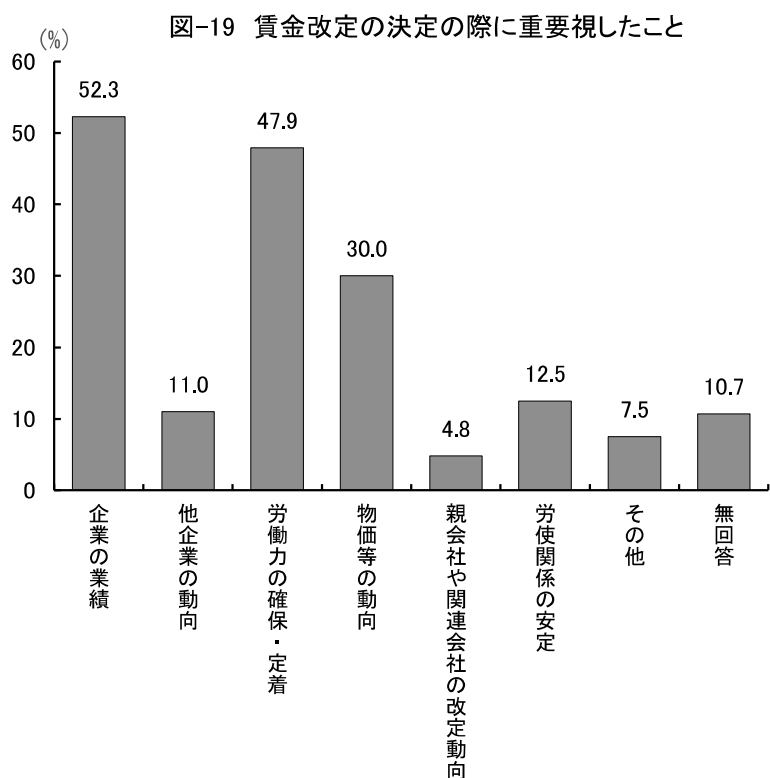
注1)「サービス業」には「学術研究、専門・技術サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」、「サービス業(他に分類されないもの)」を含む。

注2)調査計、規模別、地域別及び労働組合有無別には、「農林漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「不動産業、物品賃貸業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」を含む。

ウ 賃金改定の決定の際に重要視したこと

「企業の業績」が52.3%

賃金改定の決定の際に重要視したことは、「企業の業績」が52.3%と最も多く、次いで「労働力の確保・定着」が47.9%となっている。



第19表 賃金改定の決定の際に重要視したこと(事業所数の割合・複数回答)

(%)

（注）										
区 分		合 計	企業の業 績	他企業の 動向	労働力の 確保・定着	物価等の 動向	親会社や関 連会社の改 定動向	労使関係の 安定	その他	無回答
調 査 計		100.0	52.3	11.0	47.9	30.0	4.8	12.5	7.5	10.7
企業規模	5 ～ 2 9 人	100.0	47.9	6.4	46.7	31.0	1.4	12.9	9.6	8.6
	30～99人	100.0	57.1	8.4	55.0	25.9	4.5	12.4	4.7	9.3
	100～299人	100.0	63.7	17.3	42.4	33.3	6.5	13.2	4.7	12.1
	300～499人	100.0	25.4	13.4	48.8	14.7	15.7	9.2	2.5	29.4
	500人以上	100.0	56.5	24.2	47.8	32.3	13.5	11.6	8.1	14.0
産業分類	建 設 業	100.0	58.4	9.1	59.4	31.3	5.9	15.8	2.5	5.8
	製 造 業	100.0	56.1	3.7	47.7	27.5	7.3	3.8	14.2	6.5
	情報通信業	100.0	20.0	47.5	22.5	11.3	10.0	0.0	0.0	35.0
	運輸、郵便業	100.0	52.3	2.8	45.2	23.1	6.2	13.0	0.8	14.7
	卸売、小売業	100.0	57.4	15.0	47.0	44.2	8.8	19.8	2.9	11.8
	金融、保険業	100.0	58.7	58.7	73.6	70.2	1.7	11.6	14.9	0.0
	宿泊、飲食業	100.0	36.5	1.4	51.6	22.8	1.1	20.1	6.4	7.3
	サービス業	100.0	52.5	7.1	39.5	23.8	4.6	9.7	11.9	14.9
地域別	県 北	100.0	56.0	12.5	49.9	32.8	3.5	9.6	9.7	7.0
	中 央	100.0	55.2	12.6	47.7	30.4	6.6	14.4	5.3	12.3
	県 南	100.0	45.5	7.6	46.7	27.6	3.0	11.7	9.5	10.7
労 働 組 合 有		100.0	57.3	17.8	45.7	28.0	12.4	13.7	11.5	11.8
労 働 組 合 無		100.0	51.5	9.9	48.2	30.4	3.5	12.4	6.8	10.5

注1)「サービス業」には「学術研究、専門・技術サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」、「サービス業(他に分類されないもの)」を含む。

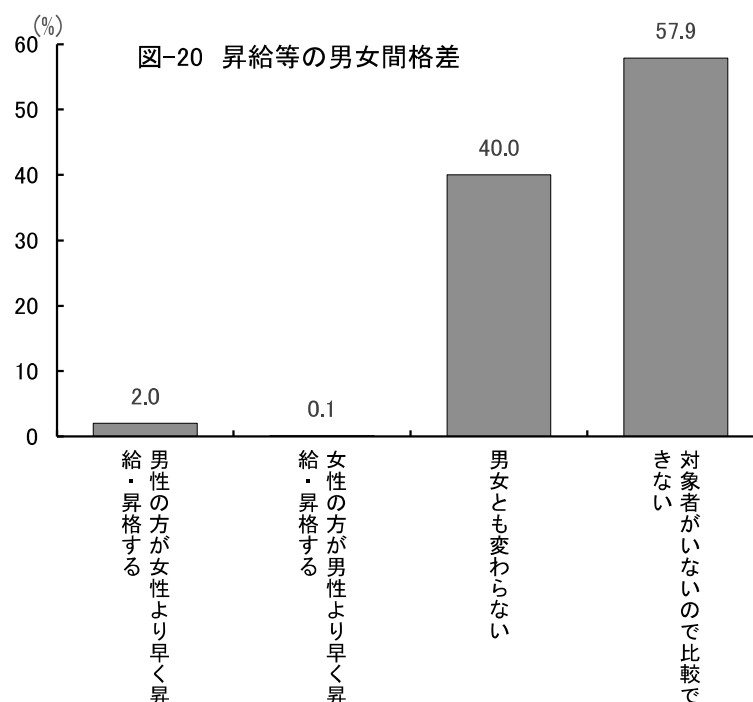
注2)調査計、規模別、地域別及び労働組合有無別には、「農林漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「不動産業、物品賃貸業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」を含む。

(2) 昇給等の男女間格差

「男女とも変わらない」が40.0%

大卒標準労働者※における昇給・昇格の男女間格差の有無については「男女とも変わらない」が40.0%、「男性の方が女性より早く昇給・昇格する」が2.0%となっている。

※大学卒業後、直ちに企業へ入社し同一企業に継続して勤務している労働者



第20表 昇給等の男女間格差(事業所数の割合)

(%)

区 分		合 計	男性の方が女性より早く昇給・昇格する	女性の方が男性より早く昇給・昇格する	男女とも変わらない	対象者がいないので比較できない
調 査 計		100.0	2.0	0.1	40.0	57.9
企業規模	5～29人	100.0	1.2	0.0	27.5	71.3
	30～99人	100.0	2.4	0.0	38.4	59.2
	100～299人	100.0	4.0	0.1	59.6	36.3
	300～499人	100.0	0.0	0.0	71.4	28.6
	500人以上	100.0	3.0	0.0	62.7	34.3
産業分類	建設業	100.0	2.4	0.0	12.8	84.8
	製造業	100.0	2.9	0.1	17.3	79.7
	情報通信業	100.0	0.0	0.0	90.0	10.0
	運輸、郵便業	100.0	0.7	0.0	41.6	57.7
	卸売、小売業	100.0	3.9	0.0	46.6	49.5
	金融、保険業	100.0	0.0	0.0	98.4	1.6
	宿泊、飲食業	100.0	0.0	0.0	39.4	60.6
	サービス業	100.0	1.6	0.0	48.4	50.0
地域別	県 北	100.0	2.7	0.0	35.9	61.4
	中 央	100.0	2.5	0.1	43.9	53.5
	県 南	100.0	0.8	0.0	36.5	62.7
労働組合有		100.0	0.9	0.0	72.4	26.7
労働組合無		100.0	2.2	0.1	34.4	63.3

注1)「サービス業」には「学術研究、専門・技術サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」、「サービス業(他に分類されないもの)」を含む。

注2)調査計、規模別、地域別及び労働組合有無別には、「農林漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「不動産業、物品賃貸業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」を含む。

5 男女共同参画

(1) 女性の雇用管理

ア 女性管理職の割合

課長相当職以上に占める女性の割合が22.2%

全労働者中の女性管理職の割合を役職別に見てみると、役員が1.8%、部長相当職が0.7%、課長相当職が1.7%、係長相当職が2.7%となっており、課長相当職以上が4.2%、係長相当職以上が6.9%となっている。

また、役職毎の女性管理職の割合をみると、課長相当職以上が22.2%、係長相当職以上が25.4%となっている。

第21表 女性管理職の割合(労働者数の割合)

区 分		全労働者数	(%)											
			係長相当職以上											
			役員		部長相当職		課長相当職		課長相当職以上		係長相当職		男女計	うち女性
男女計	うち女性	男女計	うち女性	男女計	うち女性	男女計	うち女性	男女計	うち女性	男女計	うち女性	男女計	うち女性	
調 査 計		100.0	6.8 (100.0)	1.8 (26.5)	4.5 (100.0)	0.7 (15.6)	7.6 (100.0)	1.7 (22.4)	18.9 (100.0)	4.2 (22.2)	8.3 (100.0)	2.7 (32.5)	27.2 (100.0)	6.9 (25.4)
企 業 規 模	5 ～ 29 人	100.0	15.0 (100.0)	4.5 (30.0)	5.4 (100.0)	1.1 (20.4)	5.5 (100.0)	1.6 (29.1)	25.9 (100.0)	7.2 (27.8)	4.9 (100.0)	1.9 (38.8)	30.8 (100.0)	9.1 (29.5)
	30 ～ 99 人	100.0	6.3 (100.0)	1.7 (27.0)	4.5 (100.0)	0.8 (17.8)	8.1 (100.0)	2.1 (25.9)	18.9 (100.0)	4.6 (24.3)	8.6 (100.0)	2.9 (33.7)	27.5 (100.0)	7.5 (27.3)
	100 ～ 299 人	100.0	3.3 (100.0)	0.6 (18.2)	4.2 (100.0)	0.6 (14.3)	7.5 (100.0)	1.7 (22.7)	15.0 (100.0)	2.9 (19.3)	9.3 (100.0)	2.9 (31.2)	24.3 (100.0)	5.8 (23.9)
	300 ～ 499 人	100.0	1.3 (100.0)	0.1 (7.7)	3.5 (100.0)	0.4 (11.4)	12.7 (100.0)	1.5 (11.8)	17.5 (100.0)	2.0 (11.4)	9.5 (100.0)	4.0 (42.1)	27.0 (100.0)	6.0 (22.2)
	500 人以上	100.0	0.9 (100.0)	0.1 (11.1)	3.9 (100.0)	0.3 (7.7)	8.9 (100.0)	1.2 (13.5)	13.7 (100.0)	1.6 (11.7)	11.2 (100.0)	3.1 (27.7)	24.9 (100.0)	4.7 (18.9)
産 業 分 類	建 設 業	100.0	11.2 (100.0)	3.0 (26.8)	5.2 (100.0)	0.1 (1.9)	6.7 (100.0)	0.3 (4.5)	23.1 (100.0)	3.4 (14.7)	6.2 (100.0)	0.9 (14.5)	29.3 (100.0)	4.3 (14.7)
	製 造 業	100.0	4.3 (100.0)	1.0 (23.3)	2.7 (100.0)	0.1 (3.7)	5.5 (100.0)	0.6 (10.9)	12.5 (100.0)	1.7 (13.6)	7.3 (100.0)	1.5 (20.5)	19.8 (100.0)	3.2 (16.2)
	情報通信業	100.0	4.4 (100.0)	0.2 (4.5)	13.2 (100.0)	0.6 (4.5)	10.5 (100.0)	0.5 (4.8)	28.1 (100.0)	1.3 (4.6)	5.9 (100.0)	1.2 (20.3)	34.0 (100.0)	2.5 (7.4)
	運輸、郵便業	100.0	4.7 (100.0)	1.7 (36.2)	1.7 (100.0)	0.0 (0.0)	4.2 (100.0)	0.1 (2.4)	10.6 (100.0)	1.8 (17.0)	5.7 (100.0)	1.6 (28.1)	16.3 (100.0)	3.4 (20.9)
	卸売、小売業	100.0	8.0 (100.0)	2.0 (25.0)	6.2 (100.0)	0.3 (4.8)	14.8 (100.0)	1.3 (8.8)	29.0 (100.0)	3.6 (12.4)	14.2 (100.0)	3.1 (21.8)	43.2 (100.0)	6.7 (15.5)
	金融、保険業	100.0	3.8 (100.0)	2.1 (55.3)	5.6 (100.0)	0.7 (12.5)	10.2 (100.0)	2.0 (19.6)	19.6 (100.0)	4.8 (24.5)	21.5 (100.0)	3.5 (16.3)	41.1 (100.0)	8.3 (20.2)
	宿泊、飲食業	100.0	11.0 (100.0)	4.7 (42.7)	4.9 (100.0)	0.5 (10.2)	11.6 (100.0)	4.0 (34.5)	27.5 (100.0)	9.2 (33.5)	10.5 (100.0)	6.7 (63.8)	38.0 (100.0)	15.9 (41.8)
	サービス業	100.0	9.2 (100.0)	1.4 (15.2)	6.5 (100.0)	0.4 (6.2)	9.3 (100.0)	2.2 (23.7)	25.0 (100.0)	4.0 (16.0)	9.0 (100.0)	3.2 (35.6)	34.0 (100.0)	7.2 (21.2)
地 域 別	県 北	100.0	7.3 (100.0)	2.0 (27.4)	3.3 (100.0)	0.4 (12.1)	6.6 (100.0)	1.4 (21.2)	17.2 (100.0)	3.8 (22.1)	8.1 (100.0)	2.7 (33.3)	25.3 (100.0)	6.5 (25.7)
	中 央	100.0	6.1 (100.0)	1.5 (24.6)	5.1 (100.0)	0.9 (17.6)	7.4 (100.0)	1.6 (21.6)	18.6 (100.0)	4.0 (21.5)	8.8 (100.0)	2.9 (33.0)	27.4 (100.0)	6.9 (25.2)
	県 南	100.0	7.6 (100.0)	2.3 (30.3)	4.3 (100.0)	0.8 (18.6)	8.8 (100.0)	1.9 (21.6)	20.7 (100.0)	5.0 (24.2)	7.5 (100.0)	2.4 (32.0)	28.2 (100.0)	7.4 (26.2)
労 働 組 合 有		100.0	1.6 (100.0)	0.2 (12.5)	3.3 (100.0)	0.2 (6.1)	7.1 (100.0)	1.3 (18.3)	12.0 (100.0)	1.7 (14.2)	10.9 (100.0)	3.1 (28.4)	22.9 (100.0)	4.8 (21.0)
労 働 組 合 無		100.0	8.5 (100.0)	2.4 (28.2)	4.9 (100.0)	0.9 (18.4)	7.8 (100.0)	1.8 (23.1)	21.2 (100.0)	5.1 (24.1)	7.4 (100.0)	2.6 (35.1)	28.6 (100.0)	7.7 (26.9)

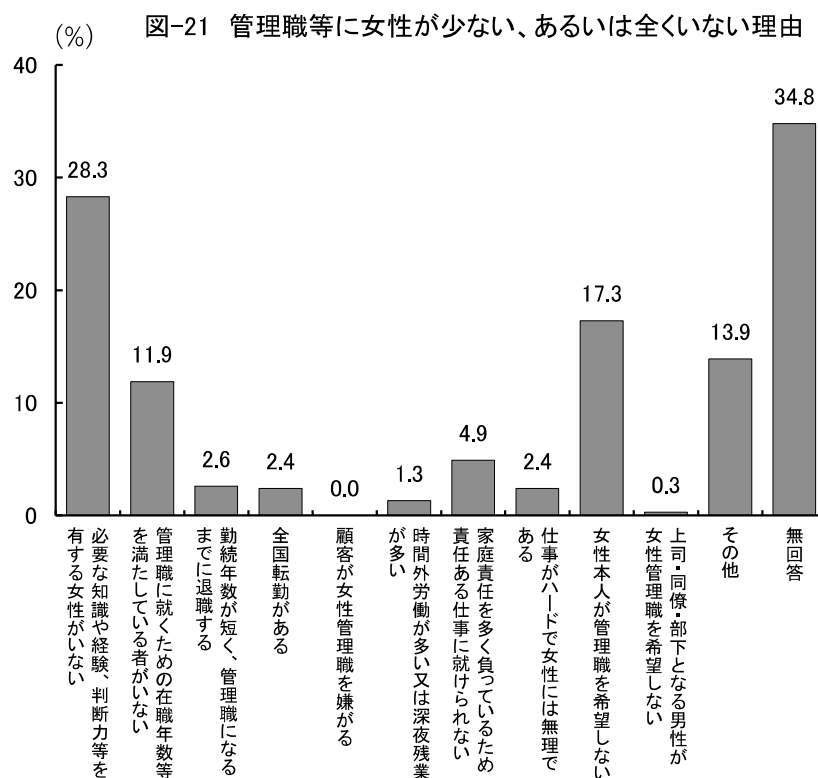
注1)「サービス業」には「学術研究、専門・技術サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」、「サービス業(他に分類されないもの)」を含む。

注2)調査計、規模別、地域別及び労働組合有無別には、「農林漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「不動産業、物品賃貸業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」を含む。

イ 管理職等に女性が少ない、あるいは全くいない理由

「必要な知識や経験、判断力等を有する女性がいらない」が事業所の28.3%

管理職等に女性が少ない、あるいは全くいない理由は「必要な知識や経験、判断力等を有する女性がいらない」が28.3%となっており、次いで「女性本人が管理職を希望しない」が17.3%となっている。



第22表 管理職等に女性が少ない、あるいは全くいない理由(事業所数の割合、複数回答)

(%)

(注)														
区 分	合 計	必要な知識や経験、判断力等を有する女性が少ない	管理職に就くための在職年数等を満たしている者がいない	勤続年数が短く、管理職になるまでに退職する	全国転勤がある	顧客が女性管理職を嫌がる	時間外労働が多い又は深夜残業が多い	家庭責任を多く負っているため責任ある仕事に就けられない	仕事ハードで女性には無理である	女性本人が管理職を希望しない	上司・同僚・部下となる男性が女性管理職を希望しない	その他	無回答	
調 査 計	100.0	28.3	11.9	2.6	2.4	0.0	1.3	4.9	2.4	17.3	0.3	13.9	34.8	
企業規模	5 ～ 2 9 人	100.0	23.1	7.7	3.1	0.0	0.0	2.1	4.6	3.1	20.6	0.5	11.2	41.5
	3 0 ～ 9 9 人	100.0	32.3	9.8	4.5	0.4	0.0	0.8	7.6	1.9	16.8	0.0	11.7	33.5
	100～299人	100.0	36.4	19.1	0.2	0.5	0.0	0.4	3.7	0.7	12.7	0.0	16.4	28.6
	300～499人	100.0	13.5	16.3	0.5	0.3	0.0	0.3	7.5	0.0	13.5	0.0	22.5	38.5
	500人以上	100.0	35.9	19.3	1.8	13.9	0.0	0.2	3.6	3.2	13.2	0.1	20.5	20.3
産業分類	建 設 業	100.0	42.2	9.6	6.9	0.3	0.0	0.0	8.4	4.6	17.3	2.0	16.2	17.6
	製 造 業	100.0	32.1	12.3	0.3	0.4	0.0	2.3	8.9	4.3	26.8	0.1	10.6	26.6
	情報通信業	100.0	11.9	48.8	6.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	38.1	6.0
	運輸・郵便業	100.0	42.0	12.0	0.8	1.6	0.0	1.0	4.2	0.8	16.3	0.0	15.3	28.1
	卸売、小売業	100.0	24.8	10.8	0.2	5.5	0.0	0.0	8.7	1.0	16.4	0.0	21.2	30.8
	金融、保険業	100.0	0.0	29.8	12.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	16.5	40.9
	宿泊、飲食業	100.0	12.0	11.3	2.9	4.9	0.0	5.5	0.0	4.9	16.8	0.0	10.4	56.0
	サービス業	100.0	29.9	14.3	4.1	4.1	0.0	2.2	3.0	5.1	27.9	0.0	9.4	32.6
地域別	県 北	100.0	24.2	11.0	3.9	3.6	0.0	2.8	6.1	2.7	17.8	0.0	15.8	36.0
	中 央	100.0	31.1	12.2	2.3	2.7	0.0	0.7	4.5	2.8	16.2	0.5	14.0	31.5
	県 南	100.0	26.7	11.8	2.2	1.0	0.0	1.1	4.8	1.7	18.9	0.1	12.5	39.2
労働組合有	100.0	29.4	22.0	0.1	2.9	0.0	0.6	3.4	0.1	12.4	0.1	22.3	25.8	
労働組合無	100.0	28.1	9.8	3.1	2.3	0.0	1.4	5.2	2.9	18.3	0.3	12.3	36.6	

注1)「サービス業」には「学術研究、専門・技術サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」、「サービス業(他に分類されないもの)」を含む。

注2)調査計、規模別、地域別及び労働組合有無別には、「農林漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「不動産業、物品賃貸業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」を含む。

(2) 職場環境

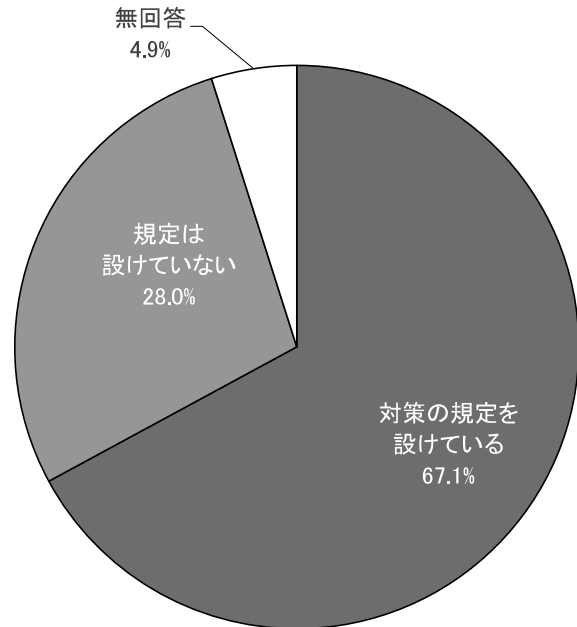
ア 職場におけるパワーハラスメント防止対策に関する規定の有無

「対策の規定を設けている」が67.1%

職場におけるパワーハラスメント防止対策に関する規定がある事業所は67.1%となっている。

この規定の有無にかかわらず、相談体制を整備している事業所は68.4%となっている。

図-22 職場におけるパワーハラスメント防止対策に関する規定の有無



第23表 職場におけるパワーハラスメント防止対策に関する規定の有無(事業所数の割合)

(%)

区 分		合 計	対策の規定を設けている			規定は設けていない			無回答
			計	相談体制有	相談体制無	計	相談体制有	相談体制無	
調 査 計		100.0	67.1 (100.0)	57.1 (85.1)	10.0 (14.9)	28.0 (100.0)	11.3 (40.4)	16.7 (59.6)	4.9
企業規模	5 ～ 2 9 人	100.0	48.5 (100.0)	34.0 (70.1)	14.5 (29.9)	45.0 (100.0)	17.7 (39.3)	27.3 (60.7)	6.5
	30～99人	100.0	79.4 (100.0)	71.8 (90.4)	7.6 (9.6)	18.5 (100.0)	8.7 (47.0)	9.8 (53.0)	2.1
	100～299人	100.0	92.2 (100.0)	84.4 (91.5)	7.8 (8.5)	4.9 (100.0)	1.4 (28.6)	3.5 (71.4)	2.9
	300～499人	100.0	87.4 (100.0)	87.2 (99.8)	0.2 (0.2)	7.3 (100.0)	7.3 (100.0)	0.0 (0.0)	5.3
	500人以上	100.0	95.7 (100.0)	95.6 (99.9)	0.1 (0.1)	0.1 (100.0)	0.1 (100.0)	0.0 (0.0)	4.2
産業分類	建 設 業	100.0	53.2 (100.0)	36.3 (68.2)	16.9 (31.8)	45.2 (100.0)	21.3 (47.1)	23.9 (52.9)	1.6
	製 造 業	100.0	44.0 (100.0)	35.1 (79.8)	8.9 (20.2)	49.3 (100.0)	11.7 (23.7)	37.6 (76.3)	6.7
	情報通信業	100.0	100.0 (100.0)	95.2 (95.2)	4.8 (4.8)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0
	運輸、郵便業	100.0	73.3 (100.0)	47.2 (64.4)	26.1 (35.6)	22.2 (100.0)	11.2 (50.5)	11.0 (49.5)	4.5
	卸売、小売業	100.0	74.8 (100.0)	65.1 (87.0)	9.7 (13.0)	20.7 (100.0)	8.4 (40.6)	12.3 (59.4)	4.5
	金融、保険業	100.0	88.6 (100.0)	88.6 (100.0)	0.0 (0.0)	11.4 (100.0)	11.4 (100.0)	0.0 (0.0)	0.0
	宿泊、飲食業	100.0	37.5 (100.0)	36.2 (96.5)	1.3 (3.5)	34.4 (100.0)	17.2 (50.0)	17.2 (50.0)	28.1
	サービス業	100.0	77.6 (100.0)	70.0 (90.2)	7.6 (9.8)	21.0 (100.0)	8.3 (39.5)	12.7 (60.5)	1.4
地域別	県 北	100.0	64.7 (100.0)	54.8 (84.7)	9.9 (15.3)	33.2 (100.0)	12.6 (38.0)	20.6 (62.0)	2.1
	中 央	100.0	70.7 (100.0)	62.6 (88.5)	8.1 (11.5)	22.8 (100.0)	10.7 (46.9)	12.1 (53.1)	6.5
	県 南	100.0	62.9 (100.0)	49.7 (79.0)	13.2 (21.0)	32.8 (100.0)	11.6 (35.4)	21.2 (64.6)	4.3
労 働 組 合 有		100.0	90.9 (100.0)	87.1 (95.8)	3.8 (4.2)	5.2 (100.0)	2.2 (42.3)	3.0 (57.7)	3.9
労 働 組 合 無		100.0	63.0 (100.0)	51.9 (82.4)	11.1 (17.6)	31.9 (100.0)	12.9 (40.4)	19.0 (59.6)	5.1

注1)「サービス業」には「学術研究、専門・技術サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」、「サービス業(他に分類されないもの)」を含む。

注2)調査計、規模別、地域別及び労働組合有無別には、「農林漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「不動産業、物品賃貸業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」を含む。

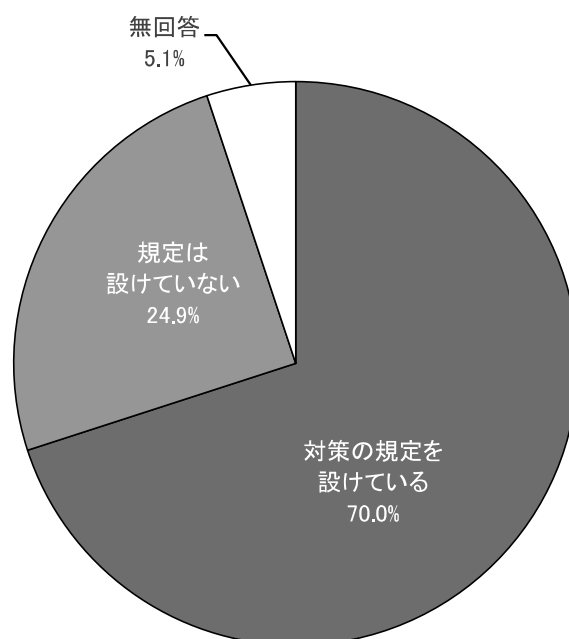
イ 職場におけるセクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント
防止対策の規定の有無

「対策の規定を設けている」が70.0%

職場におけるセクシュアルハラスメント、
妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメン
ト防止対策の規定がある事業所は70.0%と
なっている。

この規定の有無にかかわらず、相談体制を
整備している事業所は69.7%となっている。

図-23 職場におけるセクシュアルハラスメント、妊
娠・出産・育児休業等に関するハラスメント
防止対策の規定の有無



第24表 職場におけるセクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント防止対策の
規定の有無(事業所数の割合)

(%)

区 分		合 計	対策の規定を設けている			規定は設けていない			無回答
			計	相談体制有	相談体制無	計	相談体制有	相談体制無	
調 査 計		100.0	70.0 (100.0)	59.5 (85.0)	10.5 (15.0)	24.9 (100.0)	10.2 (41.0)	14.7 (59.0)	5.1
企業規模	5 ～ 2 9 人	100.0	52.1 (100.0)	36.9 (70.7)	15.2 (29.3)	41.2 (100.0)	16.7 (40.5)	24.5 (59.5)	6.7
	30～99人	100.0	84.9 (100.0)	76.6 (90.2)	8.3 (9.8)	13.1 (100.0)	5.8 (44.5)	7.3 (55.5)	2.0
	100～299人	100.0	93.0 (100.0)	85.3 (91.7)	7.7 (8.3)	4.1 (100.0)	0.8 (19.8)	3.3 (80.2)	2.9
	300～499人	100.0	88.2 (100.0)	88.0 (99.8)	0.2 (0.2)	6.6 (100.0)	6.6 (100.0)	0.0 (0.0)	5.2
	500人以上	100.0	95.6 (100.0)	95.5 (99.9)	0.1 (0.1)	0.1 (100.0)	0.1 (100.0)	0.0 (0.0)	4.3
産業分類	建 設 業	100.0	57.7 (100.0)	42.3 (73.3)	15.4 (26.7)	40.7 (100.0)	18.2 (44.7)	22.5 (55.3)	1.6
	製 造 業	100.0	51.8 (100.0)	37.9 (73.2)	13.9 (26.8)	39.9 (100.0)	10.7 (26.7)	29.2 (73.3)	8.3
	情報通信業	100.0	100.0 (100.0)	95.2 (95.2)	4.8 (4.8)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0
	運輸・郵便業	100.0	73.5 (100.0)	51.8 (70.5)	21.7 (29.5)	22.0 (100.0)	11.0 (50.0)	11.0 (50.0)	4.5
	卸売、小売業	100.0	76.6 (100.0)	65.3 (85.2)	11.3 (14.8)	18.8 (100.0)	7.2 (38.4)	11.6 (61.6)	4.6
	金融、保険業	100.0	88.6 (100.0)	88.6 (100.0)	0.0 (0.0)	11.4 (100.0)	11.4 (100.0)	0.0 (0.0)	0.0
	宿泊、飲食業	100.0	42.1 (100.0)	36.8 (87.4)	5.3 (12.6)	29.8 (100.0)	12.6 (42.3)	17.2 (57.7)	28.1
	サービス業	100.0	76.4 (100.0)	72.0 (94.2)	4.4 (5.8)	22.1 (100.0)	9.4 (42.6)	12.7 (57.4)	1.5
地域別	県 北	100.0	69.5 (100.0)	58.0 (83.4)	11.5 (16.6)	28.4 (100.0)	10.6 (37.4)	17.8 (62.6)	2.1
	中 央	100.0	72.1 (100.0)	64.4 (89.4)	7.7 (10.6)	21.1 (100.0)	10.2 (48.4)	10.9 (51.6)	6.8
	県 南	100.0	67.1 (100.0)	52.7 (78.6)	14.4 (21.4)	28.6 (100.0)	9.9 (34.5)	18.7 (65.5)	4.3
労 働 組 合 有		100.0	91.1 (100.0)	88.5 (97.2)	2.6 (2.8)	4.9 (100.0)	1.9 (39.3)	3.0 (60.7)	4.0
労 働 組 合 無		100.0	66.4 (100.0)	54.5 (82.1)	11.9 (17.9)	28.3 (100.0)	11.6 (41.0)	16.7 (59.0)	5.3

注1)「サービス業」には「学術研究、専門・技術サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」、「サービス業(他に分類されないもの)」を含む。

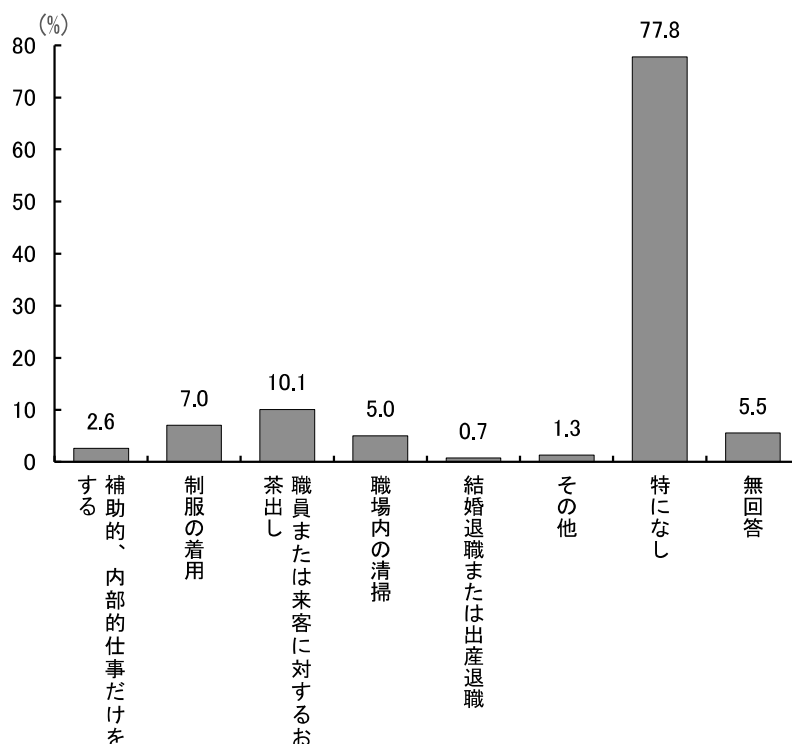
注2)調査計、規模別、地域別及び労働組合有無別には、「農林漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「不動産業、物品賃貸業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」を含む。

ウ 女性だけに適用される職場制度や慣行

「特になし」が77.8%

女性だけに適用される職場制度や慣行は、「特になし」が77.8%と最も多く、次いで「職員または来客に対するお茶出し」が10.1%となっている。

図-24 女性だけに適用される職場制度や慣行



第25表 女性だけに適用される職場制度や慣行(事業所数の割合・複数回答)

(%)

（注）

区 分		合 計	補助的、内 部的仕事 だけをする	制服の着 用	職員または 来客に対 するお茶 出し	職場内の 清掃	結婚退職 または出産 退職	その他	特になし	無回答
調 査 計		100.0	2.6	7.0	10.1	5.0	0.7	1.3	77.8	5.5
企業規模	5 ～ 2 9 人	100.0	2.8	6.4	8.3	6.0	1.1	1.8	78.2	7.1
	30～99人	100.0	3.6	8.0	18.0	7.1	0.5	1.7	71.9	2.3
	100～299人	100.0	3.1	8.3	14.9	3.4	0.0	0.6	75.4	4.5
	300～499人	100.0	0.8	23.3	1.9	0.9	0.0	1.1	67.9	5.3
	500人以上	100.0	0.1	2.3	5.4	1.4	0.1	0.0	88.0	4.5
産業分類	建 設 業	100.0	10.4	9.8	26.5	18.0	0.4	1.7	68.5	0.0
	製 造 業	100.0	3.3	4.9	8.0	3.5	0.1	0.7	82.2	4.9
	情報通信業	100.0	0.0	1.2	9.5	4.8	0.0	6.0	84.5	0.0
	運輸、郵便業	100.0	0.2	6.0	18.4	6.5	0.0	0.0	72.3	4.5
	卸売、小売業	100.0	3.6	8.5	10.3	4.4	0.1	0.9	75.5	6.5
	金融、保険業	100.0	0.0	11.4	11.4	0.0	0.0	1.6	75.6	0.0
	宿泊、飲食業	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	4.0	0.0	75.9	20.1
	サービス業	100.0	0.0	12.5	11.6	1.6	0.0	1.8	78.8	0.0
地域別	県 北	100.0	2.9	7.1	11.2	6.9	0.2	1.5	80.7	3.2
	中 央	100.0	2.1	7.0	10.1	3.3	0.8	1.7	77.4	6.2
	県 南	100.0	3.1	6.9	9.4	6.6	0.8	0.7	76.5	6.1
労 働 組 合 有		100.0	2.9	11.7	11.6	3.5	0.2	0.5	74.4	4.1
労 働 組 合 無		100.0	2.5	6.2	9.8	5.3	0.7	1.5	78.4	5.8

注1)「サービス業」には「学術研究、専門・技術サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」、「サービス業(他に分類されないもの)」を含む。

注2)調査計、規模別、地域別及び労働組合有無別には、「農林漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「不動産業、物品賃貸業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」を含む。

6 育児・介護休業制度

(1) 育児休業制度

ア 育児休業制度規定の有無

「規定あり」が87.5%

図-25 育児休業制度規定の有無

育児休業制度の規定がある事業所は87.5%となっている。

育児休業制度の規定の有無にかかわらず、この制度を実施したことがある事業所は52.1%となっている。

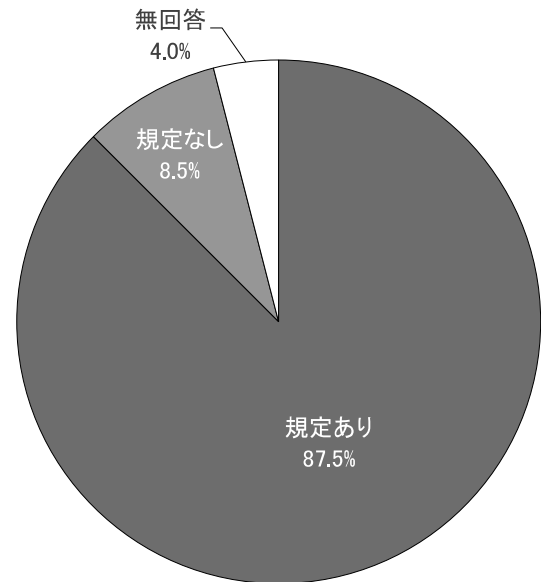
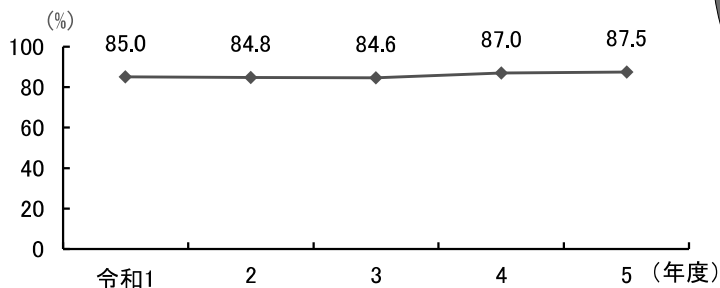


図-26 育児休業制度規定がある事業所の割合



第26表 育児休業制度規定の有無(事業所数の割合)

(%)

区 分		合 計	制度の規定を設けている			規定は設けていない			無回答
			計	実施有	実施無	計	実施有	実施無	
調 査 計		100.0	87.5 (100.0)	51.3 (58.6)	36.2 (41.4)	8.5 (100.0)	0.8 (9.4)	7.7 (90.6)	4.0
企業規模	5 ～ 2 9 人	100.0	79.1 (100.0)	36.7 (46.4)	42.4 (53.6)	15.6 (100.0)	1.4 (9.0)	14.2 (91.0)	5.3
	30～99人	100.0	99.2 (100.0)	63.7 (64.2)	35.5 (35.8)	0.5 (100.0)	0.0 (0.0)	0.5 (100.0)	0.3
	100～299人	100.0	97.1 (100.0)	76.8 (79.1)	20.3 (20.9)	0.1 (100.0)	0.0 (0.0)	0.1 (100.0)	2.8
	300～499人	100.0	93.9 (100.0)	88.3 (94.0)	5.6 (6.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	6.1
	500人以上	100.0	95.6 (100.0)	59.7 (62.4)	35.9 (37.6)	0.2 (100.0)	0.0 (0.0)	0.2 (100.0)	4.2
産業分類	建 設 業	100.0	84.0 (100.0)	30.5 (36.3)	53.5 (63.7)	16.0 (100.0)	0.0 (0.0)	16.0 (100.0)	0.0
	製 造 業	100.0	84.7 (100.0)	49.2 (58.1)	35.5 (41.9)	10.5 (100.0)	0.0 (0.0)	10.5 (100.0)	4.8
	情報通信業	100.0	66.7 (100.0)	57.1 (85.6)	9.6 (14.4)	33.3 (100.0)	0.0 (0.0)	33.3 (100.0)	0.0
	運輸、郵便業	100.0	81.9 (100.0)	35.3 (43.1)	46.6 (56.9)	13.6 (100.0)	0.0 (0.0)	13.6 (100.0)	4.5
	卸売、小売業	100.0	91.1 (100.0)	56.3 (61.8)	34.8 (38.2)	4.4 (100.0)	0.0 (0.0)	4.4 (100.0)	4.5
	金融、保険業	100.0	100.0 (100.0)	62.6 (62.6)	37.4 (37.4)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0
	宿泊、飲食業	100.0	59.9 (100.0)	24.4 (40.7)	35.5 (59.3)	20.1 (100.0)	0.0 (0.0)	20.1 (100.0)	20.0
	サービス業	100.0	88.7 (100.0)	46.2 (52.1)	42.5 (47.9)	11.3 (100.0)	2.8 (24.8)	8.5 (75.2)	0.0
地域別	県 北	100.0	88.5 (100.0)	48.5 (54.8)	40.0 (45.2)	9.6 (100.0)	0.0 (0.0)	9.6 (100.0)	1.9
	中 央	100.0	87.7 (100.0)	53.2 (60.7)	34.5 (39.3)	7.1 (100.0)	0.4 (5.6)	6.7 (94.4)	5.2
	県 南	100.0	86.5 (100.0)	50.2 (58.0)	36.3 (42.0)	9.9 (100.0)	1.8 (18.2)	8.1 (81.8)	3.6
労 働 組 合 有		100.0	93.5 (100.0)	66.2 (70.8)	27.3 (29.2)	2.6 (100.0)	0.0 (0.0)	2.6 (100.0)	3.9
労 働 組 合 無		100.0	86.5 (100.0)	48.8 (56.4)	37.7 (43.6)	9.5 (100.0)	0.9 (9.5)	8.6 (90.5)	4.0

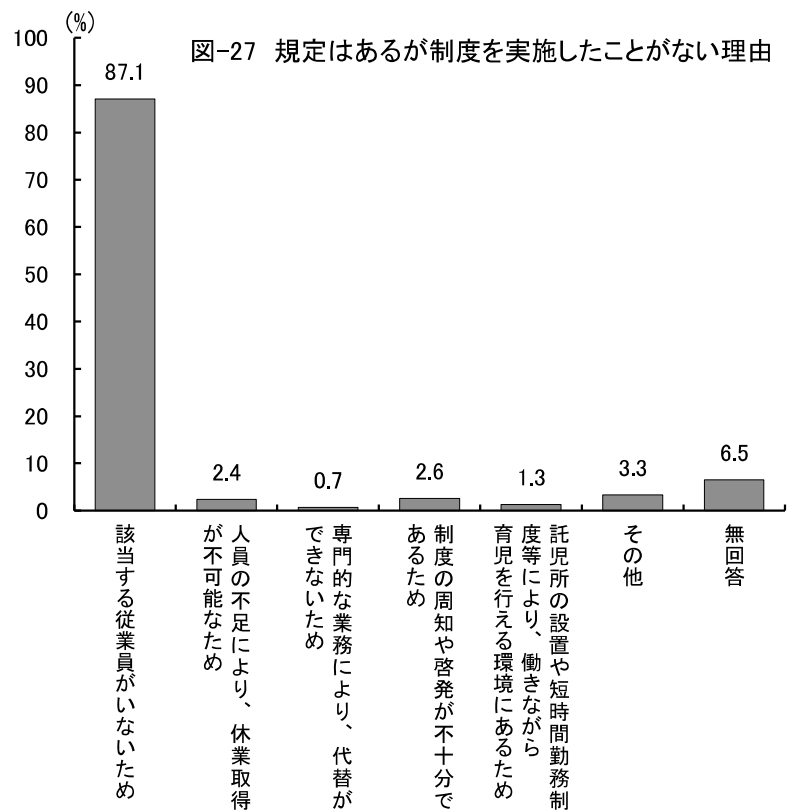
注1)「サービス業」には「学術研究、専門・技術サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」、「サービス業(他に分類されないもの)」を含む。

注2)調査計、規模別、地域別及び労働組合有無別には、「農林漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「不動産業、物品賃貸業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」を含む。

イ 規定はあるが制度を実施したことがない理由

「該当する従業員がいないため」が87.1%

育児休業制度規定はあるが実施したことがない理由については、「該当する従業員がいないため」が87.1%と最も多くなっている。



第27表 育児休業制度規定はあるが実施したことがない理由(事業所数の割合・複数回答)

(%)

区 分		合 計	該当する従業員がいないため	人員の不足により、休業取得が不可能なため	専門的な業務により、代替ができないため	制度の周知や啓発が不十分であるため	託児所の設置や短時間勤務制度等により、働きながら育児を行える環境にあるため	その他	無回答
調 査 計		100.0	87.1	2.4	0.7	2.6	1.3	3.3	6.5
企業規模	5 ～ 2 9 人	100.0	85.6	2.5	0.8	3.3	1.8	2.6	8.4
	30 ～ 99 人	100.0	87.9	5.1	0.9	3.3	0.9	3.3	3.3
	100 ～ 299 人	100.0	84.7	0.0	0.0	0.3	0.0	8.0	7.0
	300 ～ 499 人	100.0	96.7	3.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	500 人以上	100.0	94.6	0.0	0.0	0.0	0.0	4.1	1.4
産業分類	建 設 業	100.0	87.6	5.8	3.1	5.4	0.4	3.1	3.1
	製 造 業	100.0	77.5	1.5	0.7	0.2	0.0	7.2	14.4
	情報通信業	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	運輸、郵便業	100.0	98.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3	1.4
	卸売、小売業	100.0	93.0	0.0	0.0	0.0	0.4	0.0	6.6
	金融、保険業	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	宿泊、飲食業	100.0	100.0	11.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	サービス業	100.0	85.0	3.7	0.0	6.5	3.3	4.2	3.7
地域別	県 北	100.0	92.7	0.4	0.3	2.5	0.3	5.8	0.7
	中 央	100.0	82.2	3.7	0.2	4.5	1.3	2.9	7.7
	県 南	100.0	90.6	1.9	1.7	0.0	1.9	2.2	8.7
労 働 組 合 有		100.0	94.6	0.2	0.0	0.0	0.0	2.9	2.4
労 働 組 合 無		100.0	86.2	2.7	0.8	3.0	1.4	3.4	7.0

注1)「サービス業」には「学術研究、専門・技術サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」、「サービス業(他に分類されないもの)」を含む。

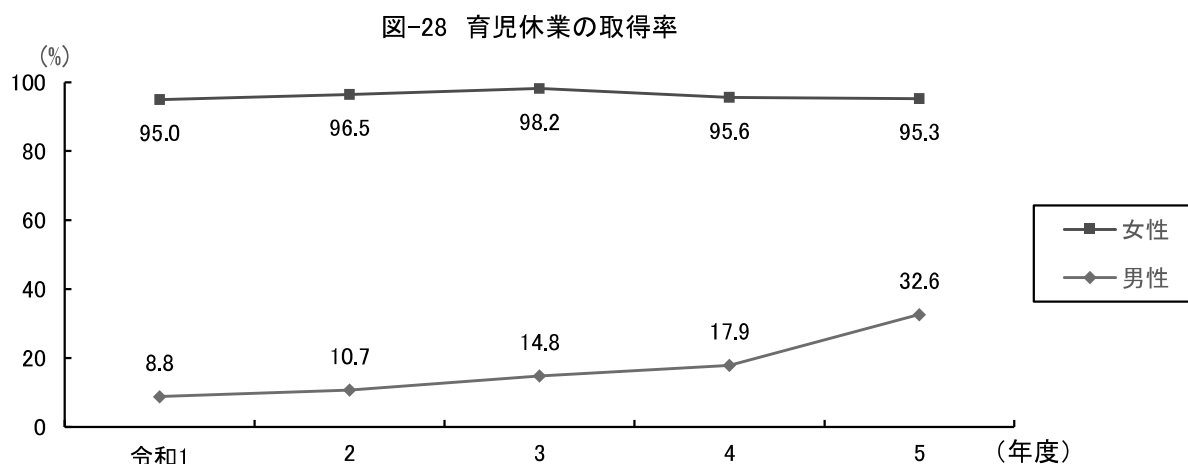
注2)調査計、規模別、地域別及び労働組合有無別には、「農林漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「不動産業、物品賃貸業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」を含む。

ウ 育児休業の取得状況

「取得率」は、女性95.3%、男性32.6% 「平均休業日数」は、238.4日

育児休業の取得状況をみると、女性は育児休業該当者※1066人のうち1016人が取得、取得率95.3%となり、男性は育児休業該当者※693人のうち226人が取得、取得率32.6%となっている。育児休業取得者の一人当たりの平均休業日数は238.4日となっている。

注) 数字はすべて実数であり、割合はそれを基に算出している。



第28表 育児休業の取得状況

区 分	女性				男性				全体平均 休業日数 (日)
	該当者 (人)	取得者 (人)	取得率 (%)	平均休業日数 (日)	該当者 (人)	取得者 (人)	取得率 (%)	平均休業日数 (日)	
調 査 計	1066	1016	95.3	281.3	693	226	32.6	45.3	238.4
企業規模	5～29人	61	60	98.4	250.9	47	9	19.1	53.6
	30～99人	184	167	90.8	268.3	87	30	34.5	40.7
	100～299人	270	256	94.8	268.8	178	72	40.4	40.5
	300～499人	72	71	98.6	267.1	62	22	35.5	37.1
	500人以上	479	462	96.5	299.1	319	93	29.2	51.6
産業分類	建設業	9	9	100.0	230.4	24	9	37.5	29.6
	製造業	200	186	93.0	257.4	316	88	27.8	57.2
	情報通信業	3	3	100.0	72.7	7	5	71.4	20.8
	運輸、郵便業	10	10	100.0	437.2	48	16	33.3	52.6
	卸売、小売業	57	55	96.5	270.5	39	7	17.9	24.0
	金融、保険業	20	9	45.0	239.2	13	8	61.5	51.1
	宿泊、飲食業	23	23	100.0	291.6	9	6	66.7	20.7
	サービス業	95	94	98.9	274.0	63	17	27.0	30.8
地域別	県 北	223	207	92.8	266.3	176	44	25.0	62.8
	中 央	620	598	96.5	290.4	429	139	32.4	42.9
	県 南	223	211	94.6	270.1	88	43	48.9	35.0
労働組合有	495	468	94.5	297.7	384	119	31.0	46.9	246.9
労働組合無	571	548	96.0	267.3	309	107	34.6	43.4	230.7

注1)「サービス業」には「学術研究、専門・技術サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」、「サービス業(他に分類されないもの)」を含む。

注2)調査計、規模別、地域別及び労働組合有無別には、「農林漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「不動産業、物品賃貸業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」を含む。

注3) 育児休業を取得できる要件に該当する人数、育児休業取得者については、抽出率による母集団への復元をしていない。

また誤差が大きいと考えられるので、利用にあたっては注意されたい。

(2) 介護休業制度

ア 介護休業制度規定の有無

「規定あり」が79.3%

介護休業制度の規定がある事業所は79.3%となっている。

介護休業制度の規定の有無にかかわらず、この制度を実施したことがある事業所13.6%となっている。

図-29 介護休業制度規定の有無

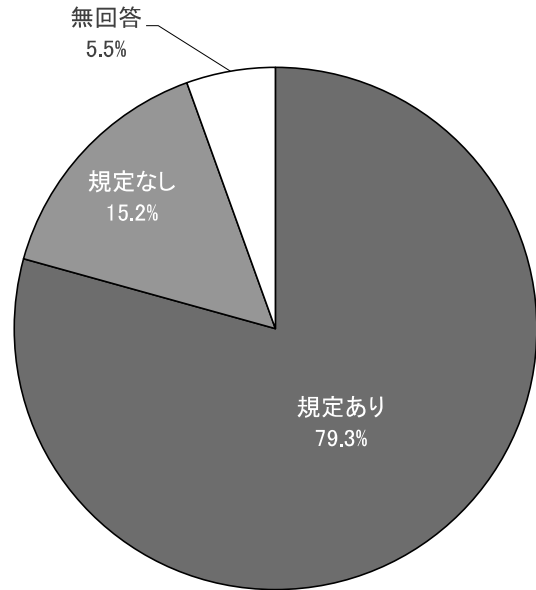
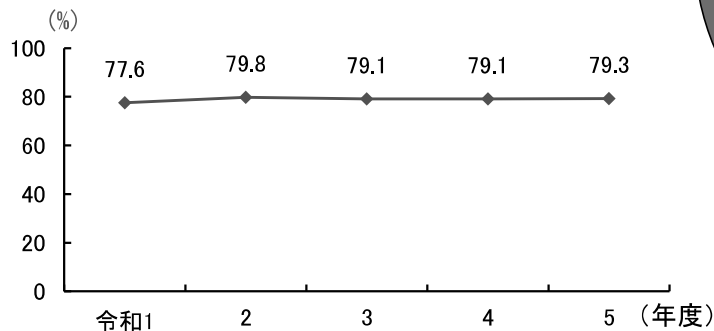


図-30 介護休業制度規定がある事業所の割合



第29表 介護休業制度規定の有無(事業所数の割合)

区 分		合 計	制度の規定を設けている			規定は設けていない			無回答
			計	実施有	実施無	計	実施有	実施無	
調 査 計		100.0	79.3 (100.0)	13.4 (16.9)	65.9 (83.1)	15.2 (100.0)	0.2 (1.3)	15.0 (98.7)	5.5
企業規模	5～29人	100.0	67.4 (100.0)	6.4 (9.5)	61.0 (90.5)	25.6 (100.0)	0.4 (1.6)	25.2 (98.4)	7.0
	30～99人	100.0	93.7 (100.0)	17.5 (18.7)	76.2 (81.3)	4.3 (100.0)	0.0 (0.0)	4.3 (100.0)	2.0
	100～299人	100.0	92.2 (100.0)	19.3 (20.9)	72.9 (79.1)	4.6 (100.0)	0.0 (0.0)	4.6 (100.0)	3.2
	300～499人	100.0	94.5 (100.0)	47.7 (50.5)	46.8 (49.5)	0.0 (100.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	5.5
	500人以上	100.0	92.7 (100.0)	21.2 (22.9)	71.5 (77.1)	1.6 (100.0)	0.0 (0.0)	1.6 (100.0)	5.7
産業分類	建設業	100.0	75.3 (100.0)	5.9 (7.8)	69.4 (92.2)	23.3 (100.0)	0.0 (0.0)	23.3 (100.0)	1.4
	製造業	100.0	77.4 (100.0)	10.5 (13.6)	66.9 (86.4)	17.7 (100.0)	0.0 (0.0)	17.7 (100.0)	4.9
	情報通信業	100.0	66.7 (100.0)	39.3 (58.9)	27.4 (41.1)	33.3 (100.0)	0.0 (0.0)	33.3 (100.0)	0.0
	運輸、郵便業	100.0	75.9 (100.0)	9.1 (12.0)	66.8 (88.0)	19.4 (100.0)	0.0 (0.0)	19.4 (100.0)	4.7
	卸売、小売業	100.0	82.0 (100.0)	13.9 (17.0)	68.1 (83.0)	9.8 (100.0)	0.0 (0.0)	9.8 (100.0)	8.2
	金融、保険業	100.0	100.0 (100.0)	3.3 (3.3)	96.7 (96.7)	0.0 (100.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0
	宿泊、飲食業	100.0	47.8 (47.8)	8.7 (18.2)	39.1 (81.8)	28.1 (100.0)	0.0 (0.0)	28.1 (100.0)	24.1
	サービス業	100.0	81.5 (100.0)	12.7 (15.6)	68.8 (84.4)	18.5 (100.0)	0.0 (0.0)	18.5 (100.0)	0.0
地域別	県 北	100.0	81.1 (100.0)	13.4 (16.5)	67.7 (83.5)	15.9 (100.0)	0.0 (0.0)	15.9 (100.0)	3.0
	中 央	100.0	79.4 (100.0)	13.7 (17.3)	65.7 (82.7)	13.4 (100.0)	0.0 (0.0)	13.4 (100.0)	7.2
	県 南	100.0	78.3 (100.0)	13.1 (16.7)	65.2 (83.3)	17.4 (100.0)	0.6 (3.4)	16.8 (96.6)	4.3
労働組合有		100.0	90.5 (100.0)	23.1 (25.5)	67.4 (74.5)	4.1 (100.0)	0.0 (0.0)	4.1 (100.0)	5.4
労働組合無		100.0	77.5 (100.0)	11.8 (15.2)	65.7 (84.8)	17.0 (100.0)	0.2 (1.2)	16.8 (98.8)	5.5

注1)「サービス業」には「学術研究、専門・技術サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」、「サービス業(他に分類されないもの)」を含む。

注2)調査計、規模別、地域別及び労働組合有無別には、「農林漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「不動産業、物品賃貸業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」を含む。

イ 介護休業の取得状況

「平均休業日数」は44.0日

介護休業を取得した者は、女性が49人、男性が14人、介護休業取得者1人当たりの平均休業日数は44.0日となっている。

注) 数値は実数であり、割合はそれを基に算出している。

第30表 介護休業の取得状況

区 分		介護休業取得者数		平均休業 日数 (日)
		女性 (人)	男性 (人)	
調 査 計		49	14	44.0
企 業 規 模	5 ～ 2 9 人	1	1	9.0
	3 0 ～ 9 9 人	13	2	50.0
	1 0 0 ～ 2 9 9 人	15	1	36.6
	3 0 0 ～ 4 9 9 人	7	3	47.5
	5 0 0 人 以 上	13	7	47.2
産 業 分 類	建 設 業	1	0	18.0
	製 造 業	13	7	45.6
	情 報 通 信 業	0	0	0.0
	運 輸 、 郵 便 業	1	1	15.5
	卸 売 、 小 売 業	6	0	62.5
	金 融 、 保 険 業	0	0	0.0
	宿 泊 、 飲 食 業	0	1	4.0
	サ ー ビ ス 業	1	2	66.0
地 域 別	県 北	19	4	44.9
	中 央	16	5	51.3
	県 南	14	5	34.9
労 働 組 合 有		17	7	41.0
労 働 組 合 無		32	7	45.9

注1)「サービス業」には「学術研究、専門・技術サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」、「サービス業(他に分類されないもの)」を含む。

注2)調査計、規模別、地域別及び労働組合有無別には、「農林漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「不動産業、物品賃貸業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」を含む。

注3)介護休業取得者数については、回答数が少ないため、抽出率による母集団への復元をしていない。

また誤差が大きいと考えられるので、利用にあたっては注意されたい。

(3) 子の看護休暇制度

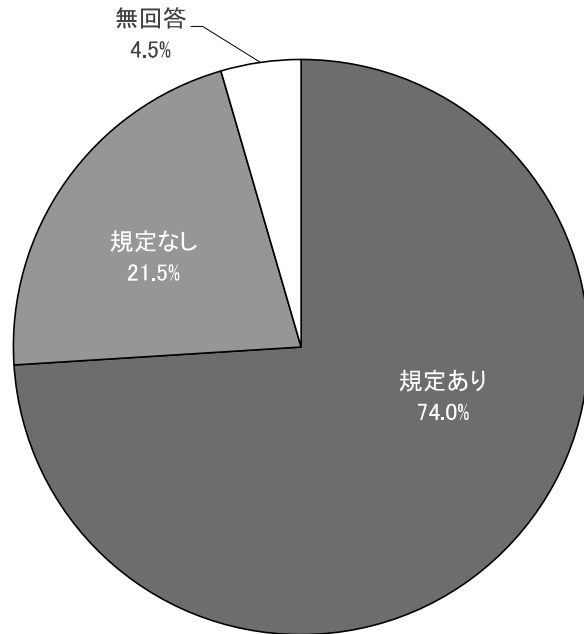
ア 子の看護休暇制度規定の有無

「規定あり」が74.0%

図-31 子の看護休暇制度規定の有無

子の看護休暇制度の規定がある事業所は74.0%となっている。

子の看護休暇制度の規定の有無にかかわらず、この制度を実施したことがある事業所は21.8%となっている。



第31表 子の看護休暇制度規定の有無(事業所数の割合)

(%)

区 分		合 計	制度の規定を設けている			規定は設けていない			無回答
			計	実施有	実施無	計	実施有	実施無	
調 査 計		100.0	74.0 (100.0)	20.1 (27.2)	53.9 (72.8)	21.5 (100.0)	1.7 (7.9)	19.8 (92.1)	4.5
企業規模	5 ～ 2 9 人	100.0	57.8 (100.0)	9.4 (16.3)	48.4 (83.7)	36.2 (100.0)	3.2 (8.8)	33.0 (91.2)	6.0
	30～99人	100.0	93.5 (100.0)	25.2 (27.0)	68.3 (73.0)	6.2 (100.0)	0.2 (3.2)	6.0 (96.8)	0.3
	100～299人	100.0	90.9 (100.0)	40.1 (44.1)	50.8 (55.9)	6.1 (100.0)	0.0 (0.0)	6.1 (100.0)	3.0
	300～499人	100.0	89.5 (100.0)	44.2 (49.4)	45.3 (50.6)	5.3 (100.0)	0.0 (0.0)	5.3 (100.0)	5.2
	500人以上	100.0	93.9 (100.0)	30.2 (32.2)	63.7 (67.8)	1.8 (100.0)	0.0 (0.0)	1.8 (100.0)	4.3
産業分類	建 設 業	100.0	71.3 (100.0)	16.2 (22.7)	55.1 (77.3)	28.7 (100.0)	3.1 (10.8)	25.6 (89.2)	0.0
	製 造 業	100.0	60.0 (100.0)	13.6 (22.7)	46.4 (77.3)	34.9 (100.0)	3.2 (9.2)	31.7 (90.8)	5.1
	情報通信業	100.0	66.7 (100.0)	57.1 (85.6)	9.6 (14.4)	33.3 (100.0)	0.0 (0.0)	33.3 (100.0)	0.0
	運輸、郵便業	100.0	66.8 (100.0)	14.9 (22.3)	51.9 (77.7)	28.5 (100.0)	0.0 (0.0)	28.5 (100.0)	4.7
	卸売、小売業	100.0	79.5 (100.0)	17.4 (21.9)	62.1 (78.1)	15.1 (100.0)	0.9 (6.0)	14.2 (94.0)	5.4
	金融、保険業	100.0	75.6 (100.0)	52.8 (69.8)	22.8 (30.2)	22.8 (100.0)	0.0 (0.0)	22.8 (100.0)	1.6
	宿泊、飲食業	100.0	47.9 (100.0)	12.2 (25.5)	35.7 (74.5)	28.1 (100.0)	0.0 (0.0)	28.1 (100.0)	24.0
	サービス業	100.0	74.3 (100.0)	13.5 (18.2)	60.8 (81.8)	25.7 (100.0)	2.8 (10.9)	22.9 (89.1)	0.0
地域別	県 北	100.0	74.9 (100.0)	18.0 (24.0)	56.9 (76.0)	23.2 (100.0)	2.0 (8.6)	21.2 (91.4)	1.9
	中 央	100.0	74.9 (100.0)	22.6 (30.2)	52.3 (69.8)	19.2 (100.0)	1.5 (7.8)	17.7 (92.2)	5.9
	県 南	100.0	72.1 (100.0)	17.6 (24.4)	54.5 (75.6)	24.1 (100.0)	1.8 (7.5)	22.3 (92.5)	3.8
労 働 組 合 有		100.0	86.6 (100.0)	32.4 (37.4)	54.2 (62.6)	9.4 (100.0)	0.0 (0.0)	9.4 (100.0)	4.0
労 働 組 合 無		100.0	71.8 (100.0)	18.0 (25.1)	53.8 (74.9)	23.6 (100.0)	2.0 (8.5)	21.6 (91.5)	4.6

注1)「サービス業」には「学術研究、専門・技術サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」、「サービス業(他に分類されないもの)」を含む。

注2)調査計、規模別、地域別及び労働組合有無別には、「農林漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「不動産業、物品賃貸業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」を含む。

イ 子の看護休暇の取得状況

「平均休暇日数」は5.1日

子の看護休暇を取得した者は、女性が1433人、男性が591人、子の看護休暇取得者1人当たりの平均休暇日数は5.1日となっている。

注) 数値は実数であり、割合はそれを基に算出している。

第32表 子の看護休暇の取得状況

区 分		子の看護休暇取得者数		平均休暇 日数 (日)
		女性 (人)	男性 (人)	
調 査 計		1433	591	5.1
企 業 規 模	5 ～ 29 人	28	15	5.3
	30 ～ 99 人	178	75	7.1
	100 ～ 299 人	330	171	5.2
	300 ～ 499 人	136	72	4.1
	500 人 以 上	761	258	4.7
産 業 分 類	建 設 業	20	40	4.8
	製 造 業	167	153	5.4
	情 報 通 信 業	14	7	3.4
	運 輸 、 郵 便 業	6	12	4.6
	卸 売 、 小 売 業	37	11	6.1
	金 融 、 保 険 業	19	8	3.0
	宿 泊 、 飲 食 業	1	0	5.0
	サ ー ビ ス 業	82	22	5.2
地 域 別	県 北	135	52	4.7
	中 央	1051	432	4.8
	県 南	247	107	6.5
労 働 組 合 有		774	377	4.4
労 働 組 合 無		659	214	6.0

注1)「サービス業」には「学術研究、専門・技術サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」、「サービス業(他に分類されないもの)」を含む。

注2)調査計、規模別、地域別及び労働組合有無別には、「農林漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「不動産業、物品賃貸業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」を含む。

注3) 子の看護休暇取得者数については、回答数が少ないため、抽出率による母集団への復元をしていない。

また誤差が大きいと考えられるので、利用にあたっては注意されたい。

(4) 介護休暇制度

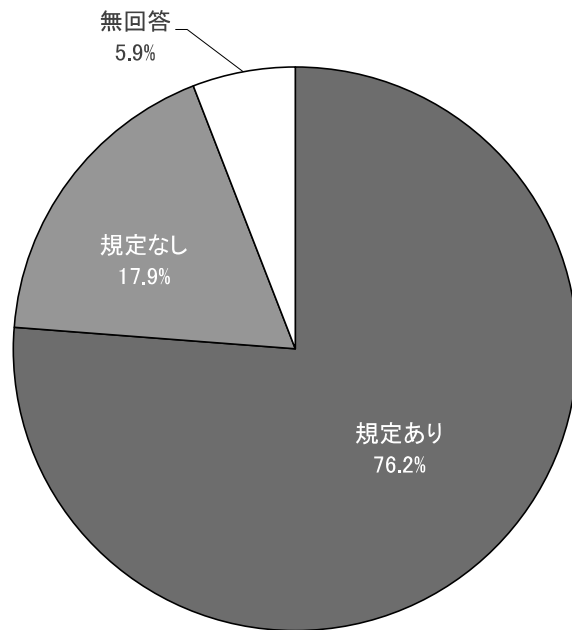
ア 介護休暇制度規定の有無

「規定あり」が76.2%

図-32 介護休暇制度規定の有無

介護休暇制度の規定がある事業所は76.2%となっている。

介護休暇制度の規定の有無にかかわらず、この制度を実施したことがある事業所は12.7%となっている。



第33表 介護休暇制度規定の有無(事業所数の割合)

(%)

区 分	合 計	制度の規定を設けている			規定は設けていない			無回答
		計	実施有	実施無	計	実施有	実施無	
調 査 計	100.0	76.2 (100.0)	11.9 (15.6)	64.3 (84.4)	17.9 (100.0)	0.8 (4.5)	17.1 (95.5)	5.9
企業規模	5～29人	63.8 (100.0)	4.3 (6.7)	59.5 (93.3)	29.1 (100.0)	1.4 (4.8)	27.7 (95.2)	7.1
	30～99人	91.1 (100.0)	12.3 (13.5)	78.8 (86.5)	8.0 (100.0)	0.2 (2.5)	7.8 (97.5)	0.9
	100～299人	89.4 (100.0)	21.2 (23.7)	68.2 (76.3)	4.8 (100.0)	0.0 (0.0)	4.8 (100.0)	5.8
	300～499人	89.5 (100.0)	34.0 (38.0)	55.5 (62.0)	5.3 (100.0)	0.0 (0.0)	5.3 (100.0)	5.2
	500人以上	91.3 (100.0)	26.6 (29.1)	64.7 (70.9)	1.6 (100.0)	0.0 (0.0)	1.6 (100.0)	7.1
産業分類	建設業	71.9 (100.0)	6.1 (8.5)	65.8 (91.5)	28.1 (100.0)	1.5 (5.3)	26.6 (94.7)	0.0
	製造業	67.9 (100.0)	6.3 (9.3)	61.6 (90.7)	23.5 (100.0)	1.6 (6.8)	21.9 (93.2)	8.6
	情報通信業	66.7 (100.0)	50.0 (75.0)	16.7 (25.0)	33.3 (100.0)	0.0 (0.0)	33.3 (100.0)	0.0
	運輸・郵便業	80.6 (100.0)	7.8 (9.7)	72.8 (90.3)	14.2 (100.0)	0.6 (4.2)	13.6 (95.8)	5.2
	卸売・小売業	78.8 (100.0)	6.8 (8.6)	72.0 (91.4)	13.2 (100.0)	0.0 (0.0)	13.2 (100.0)	8.0
	金融・保険業	88.6 (100.0)	64.2 (72.5)	24.4 (27.5)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	11.4
	宿泊・飲食業	42.7 (100.0)	12.6 (29.5)	30.1 (70.5)	37.2 (100.0)	0.0 (0.0)	37.2 (100.0)	20.1
	サービス業	78.6 (100.0)	5.7 (7.3)	72.9 (92.7)	18.7 (100.0)	0.0 (0.0)	18.7 (100.0)	2.7
地域別	県 北	77.1 (100.0)	9.6 (12.5)	67.5 (87.5)	19.9 (100.0)	1.0 (5.0)	18.9 (95.0)	3.0
	中 央	77.6 (100.0)	12.9 (16.6)	64.7 (83.4)	15.2 (100.0)	0.8 (5.3)	14.4 (94.7)	7.2
	県 南	73.6 (100.0)	11.8 (16.0)	61.8 (84.0)	20.9 (100.0)	0.6 (2.9)	20.3 (97.1)	5.5
労働組合有	100.0	90.8 (100.0)	23.6 (26.0)	67.2 (74.0)	3.9 (100.0)	0.0 (0.0)	3.9 (100.0)	5.3
労働組合無	100.0	73.8 (100.0)	9.9 (13.4)	63.9 (86.6)	20.3 (100.0)	0.9 (4.4)	19.4 (95.6)	5.9

注1)「サービス業」には「学術研究・専門・技術サービス業」、「生活関連サービス業・娯楽業」、「複合サービス事業」、「サービス業(他に分類されないもの)」を含む。

注2)調査計、規模別、地域別及び労働組合有無別には、「農林漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「不動産業、物品賃貸業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」を含む。

イ 介護休暇の取得状況

「平均休暇日数」は4.5日

介護休暇を取得した者は、女性が216人、男性が152人、介護休暇取得者1人当たりの平均休暇日数は4.5日となっている。

注) 数値は実数であり、割合はそれを基に算出している。

第34表 介護休暇の取得状況

区 分		介護休暇取得者数		平均休暇 日数 (日)
		女性 (人)	男性 (人)	
調 査 計		216	152	4.5
企 業 規 模	5 ～ 29 人	5	2	4.4
	30 ～ 99 人	40	14	8.3
	100 ～ 299 人	68	73	4.5
	300 ～ 499 人	29	21	3.5
	500 人 以 上	74	42	3.3
産 業 分 類	建 設 業	2	7	3.6
	製 造 業	73	75	4.0
	情 報 通 信 業	0	8	2.8
	運 輸 、 郵 便 業	0	0	0.0
	卸 売 、 小 売 業	5	3	4.4
	金 融 、 保 険 業	4	5	2.7
	宿 泊 、 飲 食 業	0	0	0.0
	サ ー ビ ス 業	12	5	3.6
地 域 別	県 北	50	14	4.3
	中 央	138	120	4.3
	県 南	28	18	6.0
労 働 組 合 有		79	101	3.3
労 働 組 合 無		137	51	5.7

注1)「サービス業」には「学術研究、専門・技術サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」、「サービス業(他に分類されないもの)」を含む。

注2)調査計、規模別、地域別及び労働組合有無別には、「農林漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「不動産業、物品賃貸業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」を含む。

注3)介護休暇取得者数については、回答数が少ないため、抽出率による母集団への復元をしていない。

また誤差が大きいと考えられるので、利用にあたっては注意されたい。

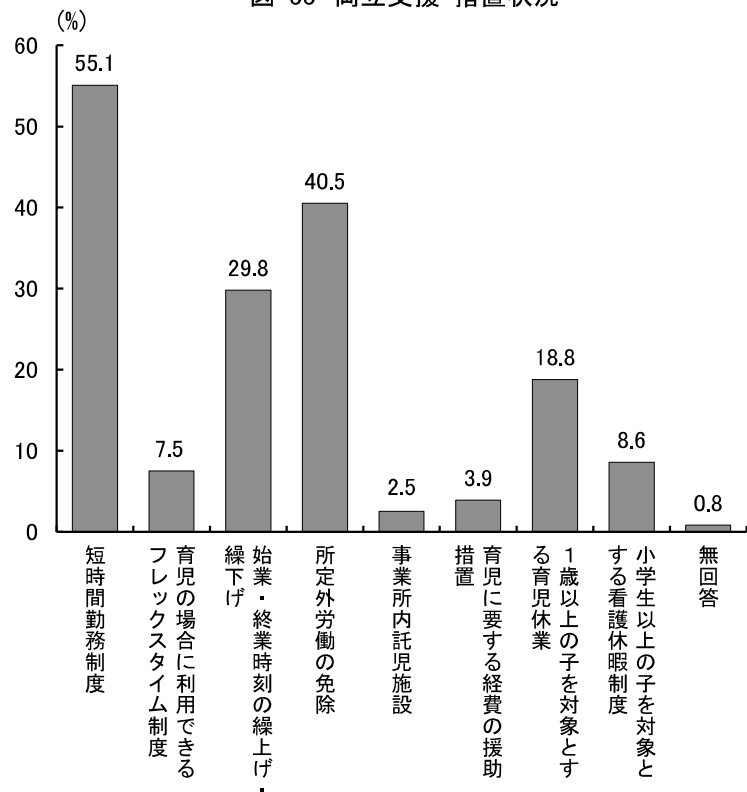
7 仕事と子育ての両立支援

(1) 両立支援・措置状況

「行っている」が66.0%

仕事と子育ての両立支援のために何らかの支援・措置を行っている事業所は66.0%となっており、その具体的な支援・措置として最も多いのが「短時間勤務制度」で55.1%、次いで「所定外労働の免除」で40.5%となっている。

図-33 両立支援・措置状況



第35表 従業員の仕事と子育ての両立に対する支援・措置(事業所数の割合、複数回答)

(%)

区 分		合 計	行っ てい る									行っ てい ない	無回答	
				短時間勤務 制度	育児の場合 に利用できる フレックスタイ ム制度	始業・終業時 刻の繰上げ・ 繰下げ	所定外労働 の免除	事業所内託 児施設	育児に要する 経費の援助 措置	1歳以上の 子を対象と する育児休業	小学生以上 の子を対象と する看護休暇 制度			無回答
調 査 計		100.0	66.0	55.1	7.5	29.8	40.5	2.5	3.9	18.8	8.6	0.8	28.3	5.7
企 業 規 模	5 ～ 2 9 人	100.0	52.1	40.1	6.8	26.5	27.5	1.8	3.5	10.4	5.4	0.7	40.1	7.8
	30 ～ 99 人	100.0	75.4	60.5	7.1	30.5	50.0	1.3	1.8	22.9	7.6	0.3	23.8	0.8
	100～299人	100.0	85.1	78.2	5.4	27.8	56.6	4.6	0.4	28.3	13.4	0.1	10.6	4.3
	300～499人	100.0	88.3	82.9	7.1	38.2	53.2	0.9	11.1	23.3	11.1	5.3	6.4	5.3
	500人以上	100.0	85.1	78.3	12.7	41.8	61.1	4.9	9.7	36.5	17.0	1.6	10.7	4.2
産 業 分 類	建 設 業	100.0	57.3	46.5	11.3	28.8	37.5	1.7	4.8	17.8	7.3	1.7	41.1	1.6
	製 造 業	100.0	49.5	43.6	6.3	20.3	32.0	0.5	0.5	11.3	4.5	0.3	42.2	8.3
	情報通信業	100.0	98.8	32.1	10.7	57.1	27.4	0.0	4.8	20.2	9.5	33.3	1.2	0.0
	運輸・郵便業	100.0	53.1	46.6	2.1	10.8	40.6	0.6	0.6	14.6	0.6	0.0	41.7	5.2
	卸売・小売業	100.0	72.0	60.1	11.7	39.9	45.0	2.6	2.8	25.3	10.6	1.9	20.8	7.2
	金融・保険業	100.0	77.2	65.9	11.4	59.3	62.6	0.0	49.6	49.6	49.6	0.0	11.4	11.4
	宿泊・飲食業	100.0	46.7	42.7	0.7	23.9	29.2	0.0	0.0	6.0	0.7	0.0	33.2	20.1
	サービス業	100.0	69.6	58.7	9.8	33.4	37.3	1.7	2.9	19.7	6.0	0.0	29.0	1.4
地 域 別	県 北	100.0	70.5	58.3	7.7	33.2	41.2	1.2	4.6	15.8	8.0	2.0	26.3	3.2
	中 央	100.0	66.0	56.5	9.0	32.1	39.8	3.2	5.0	20.2	9.0	0.8	27.7	6.3
	県 南	100.0	63.2	51.1	5.0	24.0	41.2	2.1	1.9	18.5	8.3	0.1	30.6	6.2
労 働 組 合 有		100.0	84.5	75.9	13.5	37.6	52.4	3.1	9.2	39.6	16.8	1.5	11.4	4.1
労 働 組 合 無		100.0	62.8	51.6	6.4	28.4	38.5	2.4	3.0	15.2	7.2	0.7	31.3	5.9

注1)「サービス業」には「学術研究、専門・技術サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」、「サービス業(他に分類されないもの)」を含む。

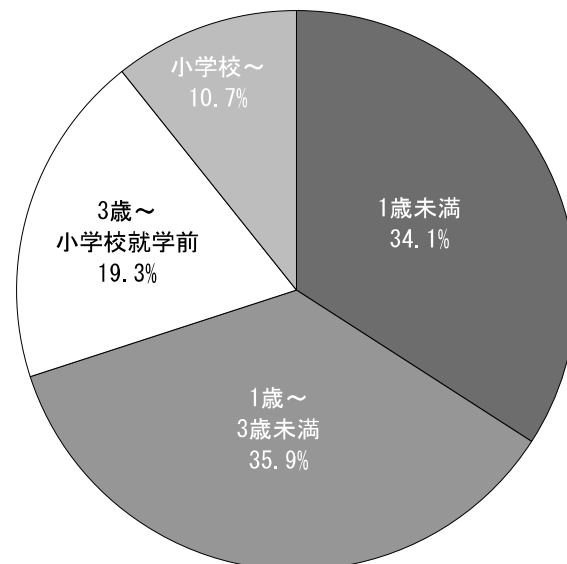
注2)調査計、規模別、地域別及び労働組合有無別には、「農林漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「不動産業、物品賃貸業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」を含む。

ア 短時間勤務制度

「1歳～3歳未満」が35.9%

短時間勤務制度の措置を行っている事業所において対象となる子どもの年齢別でみると「1歳～3歳未満」が35.9%と最も多く、次いで「1歳未満」が34.1%となっている。

図-34 短時間勤務制度



第36表 従業員の仕事と子育ての両立に対する支援・措置(事業所数の割合)
〈短時間勤務制度〉

(%)

区 分		合 計	1歳未満	1歳～ 3歳未満	3歳～ 小学校就学前	小学校～
調 査 計		100.0	34.1	35.9	19.3	10.7
企業規模	5 ～ 2 9 人	100.0	35.4	33.5	20.4	10.7
	3 0 ～ 9 9 人	100.0	36.7	41.2	17.3	4.8
	100～299人	100.0	35.3	42.1	13.3	9.3
	300～499人	100.0	35.0	36.0	22.1	6.9
	500人以上	100.0	28.5	31.3	23.3	16.9
産業分類	建 設 業	100.0	32.8	37.8	20.4	9.0
	製 造 業	100.0	31.8	31.9	21.3	15.0
	情報通信業	100.0	37.1	37.1	14.3	11.5
	運輸、郵便業	100.0	37.5	35.1	13.7	13.7
	卸売、小売業	100.0	30.5	35.1	21.4	13.0
	金融、保険業	100.0	31.2	37.7	30.2	0.9
	宿泊、飲食業	100.0	28.6	31.2	22.3	17.9
	サービス業	100.0	34.6	36.4	18.7	10.3
地域別	県 北	100.0	34.0	35.8	18.2	12.0
	中 央	100.0	34.0	36.3	19.1	10.6
	県 南	100.0	34.4	35.5	20.6	9.5
労 働 組 合 有		100.0	30.4	34.2	20.4	15.0
労 働 組 合 無		100.0	35.0	36.4	19.1	9.5

注1)「サービス業」には「学術研究、専門・技術サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」、「サービス業(他に分類されないもの)」を含む。

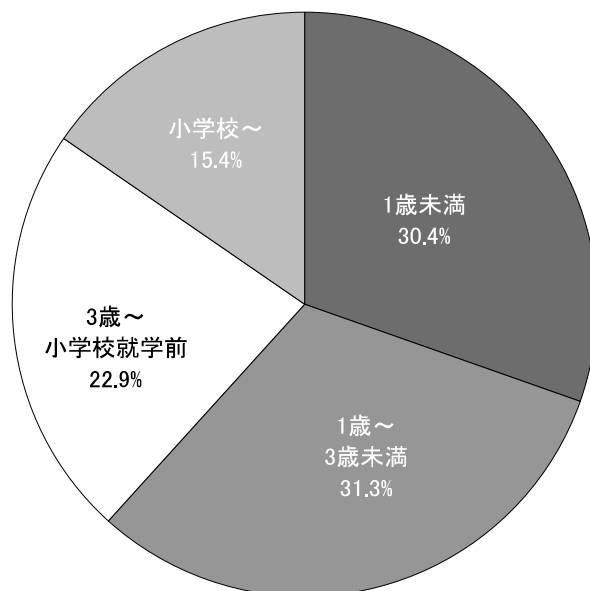
注2)調査計、規模別、地域別及び労働組合有無別には、「農林漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「不動産業、物品賃貸業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」を含む。

イ 始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ

「1歳～3歳未満」が31.3%

始業・終業時刻の繰上げ・繰下げの措置を行っている事業所において対象となる子どもの年齢別でみると「1歳～3歳未満」が31.3%と最も多く、次いで「1歳未満」が30.4%となっている。

図-35 始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ



第37表 従業員の仕事と子育ての両立に対する支援・措置(事業所数の割合)
〈始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ〉

(%)

区 分	合 計	1歳未満	1歳～ 3歳未満	3歳～ 小学校就学前	小学校～
調 査 計	100.0	30.4	31.3	22.9	15.4
企業規模	5～29人	29.3	29.3	24.6	16.8
	30～99人	33.4	37.3	19.6	9.7
	100～299人	35.4	34.9	16.3	13.4
	300～499人	34.4	29.2	24.7	11.7
	500人以上	27.5	30.7	24.0	17.8
産業分類	建設業	29.6	33.1	22.7	14.6
	製造業	29.9	31.1	23.9	15.1
	情報通信業	36.4	36.4	24.2	3.0
	運輸、郵便業	36.2	31.9	29.2	2.7
	卸売、小売業	27.5	30.3	23.1	19.1
	金融、保険業	31.1	31.1	31.1	6.7
	宿泊、飲食業	26.4	31.1	24.5	18.0
	サービス業	28.7	30.2	21.5	19.6
地域別	県 北	31.3	34.0	19.8	14.9
	中 央	30.1	29.8	24.4	15.7
	県 南	30.2	32.2	22.2	15.4
労働組合有	100.0	29.2	32.4	23.1	15.3
労働組合無	100.0	30.7	31.1	22.8	15.4

注1)「サービス業」には「学術研究、専門・技術サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」、「サービス業(他に分類されないもの)」を含む。

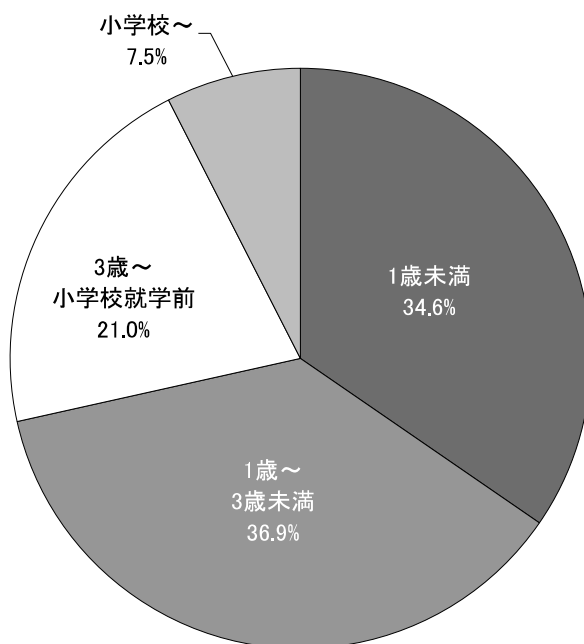
注2)調査計、規模別、地域別及び労働組合有無別には、「農林漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「不動産業、物品賃貸業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」を含む。

ウ 所定外労働の免除

「1歳～3歳未満」が36.9%

所定外労働の免除の措置を行っている事業所において対象となる子どもの年齢別で見ると「1歳～3歳未満」が36.9%と最も多く、次いで「1歳未満」が34.6%となっている。

図-36 所定外労働の免除



第38表 従業員の仕事と子育ての両立に対する支援・措置(事業所数の割合)
〈所定外労働の免除〉

(%)

区 分		合 計	1歳未満	1歳～ 3歳未満	3歳～ 小学校就学前	小学校～
調 査 計		100.0	34.6	36.9	21.0	7.5
企業規模	5 ～ 2 9 人	100.0	34.9	33.8	22.8	8.5
	3 0 ～ 9 9 人	100.0	35.4	39.0	21.8	3.8
	100～299人	100.0	35.5	39.8	20.0	4.7
	300～499人	100.0	32.4	36.0	23.7	7.9
	500人以上	100.0	33.2	38.4	17.2	11.2
産業分類	建 設 業	100.0	31.7	33.1	27.8	7.4
	製 造 業	100.0	32.0	34.1	22.4	11.5
	情報通信業	100.0	36.1	36.1	21.3	6.5
	運輸、郵便業	100.0	34.2	42.3	21.5	2.0
	卸売、小売業	100.0	32.7	33.6	23.5	10.2
	金融、保険業	100.0	44.4	54.2	1.4	0.0
	宿泊、飲食業	100.0	32.6	32.6	20.5	14.3
	サービス業	100.0	37.2	43.0	16.4	3.4
地域別	県 北	100.0	33.6	36.6	21.5	8.3
	中 央	100.0	34.3	36.9	20.9	7.9
	県 南	100.0	35.8	37.1	20.8	6.3
労 働 組 合 有		100.0	33.3	39.4	15.6	11.7
労 働 組 合 無		100.0	34.9	36.4	22.1	6.6

注1)「サービス業」には「学術研究、専門・技術サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」、「サービス業(他に分類されないもの)」を含む。

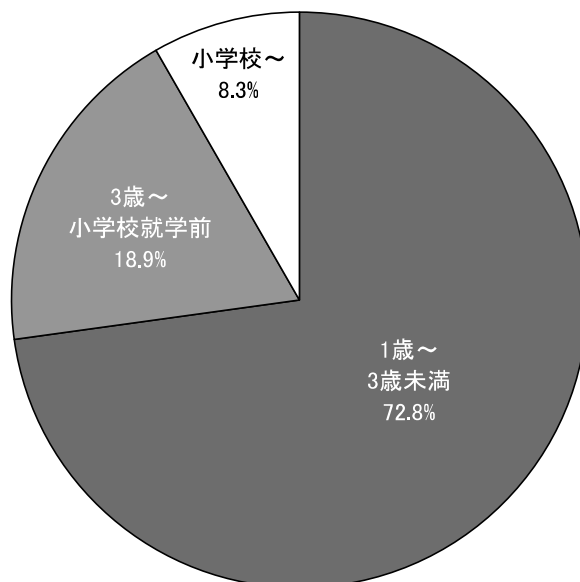
注2)調査計、規模別、地域別及び労働組合有無別には、「農林漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「不動産業、物品賃貸業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」を含む。

エ 1歳以上の子を対象とする育児休業

「1歳～3歳未満」が72.8%

1歳以上の子を対象とする育児休業の措置を行っている事業所において対象となる子どもの年齢別でみると「1歳～3歳未満」が72.8%と最も多い。

図-37 1歳以上の子を対象とする育児休業



第39表 従業員の仕事と子育ての両立に対する支援・措置(事業所数の割合)
〈1歳以上の子を対象とする育児休業〉

(%)

区 分		合 計	1歳～ 3歳未満	3歳～ 小学校就学前	小学校～
調 査 計		100.0	72.8	18.9	8.3
企 業 規 模	5～29人	100.0	61.6	25.5	12.9
	30～99人	100.0	75.2	18.3	6.5
	100～299人	100.0	68.0	23.8	8.2
	300～499人	100.0	100.0	0.0	0.0
	500人以上	100.0	89.3	7.0	3.7
産 業 分 類	建 設 業	100.0	64.1	23.9	12.0
	製 造 業	100.0	80.2	16.8	3.0
	情報通信業	100.0	100.0	0.0	0.0
	運輸、郵便業	100.0	76.3	23.7	0.0
	卸売、小売業	100.0	68.9	23.2	7.9
	金融、保険業	100.0	100.0	0.0	0.0
	宿泊、飲食業	100.0	100.0	0.0	0.0
	サービス業	100.0	73.9	15.6	10.5
地 域 別	県 北	100.0	68.5	17.9	13.6
	中 央	100.0	75.1	17.0	7.9
	県 南	100.0	71.4	22.9	5.7
労 働 組 合 有		100.0	74.7	16.2	9.1
労 働 組 合 無		100.0	72.0	20.0	8.0

注1)「サービス業」には「学術研究、専門・技術サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」、「サービス業(他に分類されないもの)」を含む。

注2)調査計、規模別、地域別及び労働組合有無別には、「農林漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「不動産業、物品賃貸業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」を含む。

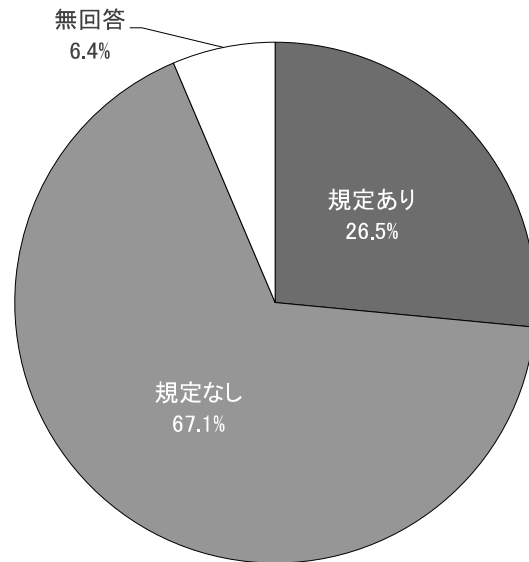
(2) 妊娠・出産・育児又は介護を理由に退職した労働者の再雇用特別措置制度規定の有無

「何らかの規定を設けている」が26.5%

妊娠・出産・育児又は介護を理由に退職した労働者の再雇用特別措置の規定がある事業所は26.5%となっている。

規定の有無にかかわらずこの特別措置を実施したことがある事業所は13.7%となっている。

図-38 妊娠・出産・育児又は介護を理由に退職した労働者の再雇用特別措置制度規定の有無



第40表 妊娠・出産・育児又は介護を理由に退職した労働者の再雇用特別措置制度規定の有無(事業所数の割合)
(%)

区 分	合 計	制度の規定を設けている			規定は設けていない			無回答
		計	実施有	実施無	計	実施有	実施無	
調 査 計	100.0	26.5 (100.0)	8.3 (31.3)	18.2 (68.7)	67.1 (100.0)	5.4 (8.0)	61.7 (92.0)	6.4
企業規模	5～29人	22.0 (100.0)	7.4 (33.6)	14.6 (66.4)	71.2 (100.0)	2.8 (3.9)	68.4 (96.1)	6.8
	30～99人	27.2 (100.0)	10.1 (37.1)	17.1 (62.9)	71.1 (100.0)	8.5 (12.0)	62.6 (88.0)	1.7
	100～299人	18.3 (100.0)	7.9 (43.2)	10.4 (56.8)	75.7 (100.0)	7.3 (9.6)	68.4 (90.4)	6.0
	300～499人	26.7 (100.0)	13.0 (48.7)	13.7 (51.3)	56.8 (100.0)	11.1 (19.5)	45.7 (80.5)	16.5
	500人以上	51.0 (100.0)	8.8 (17.3)	42.2 (82.7)	40.6 (100.0)	8.6 (21.2)	32.0 (78.8)	8.4
産業分類	建設業	19.2 (100.0)	3.1 (16.1)	16.1 (83.9)	80.8 (100.0)	1.9 (2.4)	78.9 (97.6)	0.0
	製造業	24.9 (100.0)	7.1 (28.5)	17.8 (71.5)	67.8 (100.0)	2.7 (4.0)	65.1 (96.0)	7.3
	情報通信業	39.3 (100.0)	34.5 (87.8)	4.8 (12.2)	60.7 (100.0)	0.0 (0.0)	60.7 (100.0)	0.0
	運輸・郵便業	29.1 (100.0)	6.8 (23.4)	22.3 (76.6)	69.6 (100.0)	7.1 (10.2)	62.5 (89.8)	1.3
	卸売、小売業	37.8 (100.0)	10.8 (28.6)	27.0 (71.4)	54.3 (100.0)	7.2 (13.3)	47.1 (86.7)	7.9
	金融、保険業	61.0 (100.0)	48.0 (78.7)	13.0 (21.3)	27.6 (100.0)	0.0 (0.0)	27.6 (100.0)	11.4
	宿泊、飲食業	18.2 (100.0)	4.7 (25.8)	13.5 (74.2)	57.7 (100.0)	4.7 (8.1)	53.0 (91.9)	24.1
	サービス業	22.1 (100.0)	6.7 (30.3)	15.4 (69.7)	74.9 (100.0)	6.7 (8.9)	68.2 (91.1)	3.0
地域別	県 北	28.7 (100.0)	9.1 (31.7)	19.6 (68.3)	68.1 (100.0)	5.5 (8.1)	62.6 (91.9)	3.2
	中 央	26.6 (100.0)	9.4 (35.3)	17.2 (64.7)	64.9 (100.0)	5.9 (9.1)	59.0 (90.9)	8.5
	県 南	24.8 (100.0)	6.0 (24.2)	18.8 (75.8)	70.0 (100.0)	4.6 (6.6)	65.4 (93.4)	5.2
労働組合有	100.0	51.8 (100.0)	17.4 (33.6)	34.4 (66.4)	41.4 (100.0)	3.2 (7.7)	38.2 (92.3)	6.8
労働組合無	100.0	22.1 (100.0)	6.7 (30.3)	15.4 (69.7)	71.6 (100.0)	5.8 (8.1)	65.8 (91.9)	6.3

注1)「サービス業」には「学術研究、専門・技術サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」、「サービス業(他に分類されないもの)」を含む。

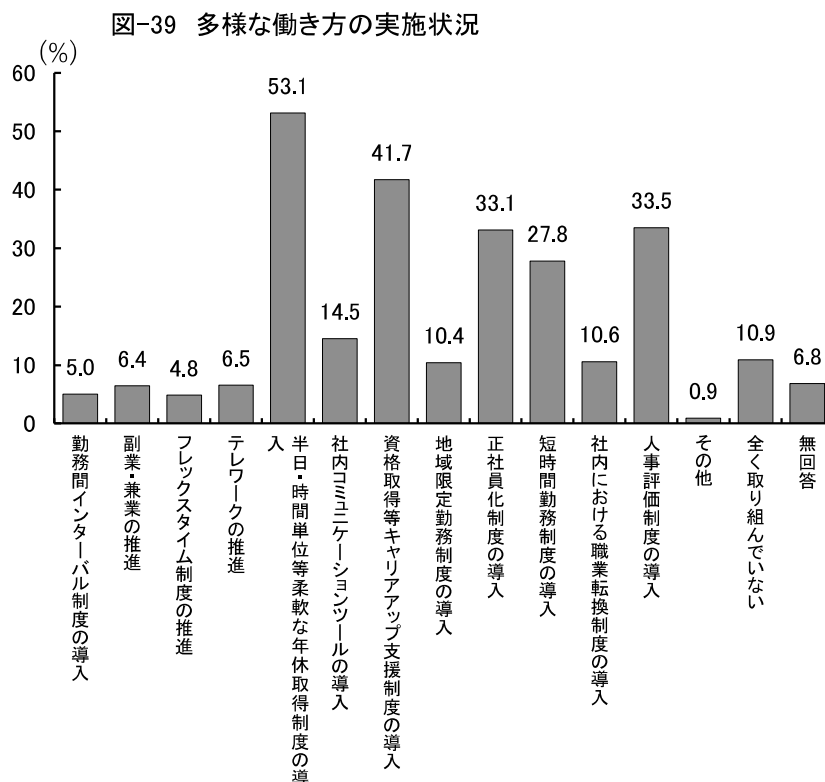
注2)調査計、規模別、地域別及び労働組合有無別には、「農林漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「不動産業、物品賃貸業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」を含む。

8 多様な働き方

(1) 多様な働き方の実施状況

「半日・時間単位等柔軟な年休取得制度の導入」が53.1%

事業所で実施している多様な働き方で最も多いのは「半日・時間単位等柔軟な年休取得制度の導入」で53.1%となっており、次いで「資格取得等キャリアアップ支援制度の導入」が41.7%となっている。



第41表 多様な働き方の実施状況(事業所数の割合、複数回答)

(%)

																	(%)
区 分	合 計	勤務間 インター バル制度 の導入	副業・ 兼業の 推進	フレック スタイム 制度の推進	テレ ワーク の推進	半日・ 時間単 位等柔 軟な年 休取得 制度の 導入	社内コ ミュニ ケーシ ョンツ ールの導入	資格取 得等キャ リアッ プ支援 制度の 導入	地域限 定勤務 制度の 導入	正社員 化制度 の導入	短時間 勤務制 度の導入	社内 における 職業転 換制度 の導入	人事評 価制度 の導入	その他	全く取 組んで いない	無回答	
調 査 計	100.0	5.0	6.4	4.8	6.5	53.1	14.5	41.7	10.4	33.1	27.8	10.6	33.5	0.9	10.9	6.8	
企業規模	5 ～ 2 9 人	100.0	2.5	6.1	3.2	2.5	45.0	8.9	29.9	2.8	20.0	18.5	7.1	17.8	0.4	17.4	9.9
	30 ～ 99 人	100.0	4.6	5.3	5.0	8.6	60.9	18.4	55.3	5.3	40.5	31.6	7.5	38.7	0.5	5.5	1.2
	100 ～ 299 人	100.0	2.1	3.5	4.1	7.0	59.7	18.7	48.7	15.5	49.7	34.7	13.5	54.5	1.7	2.2	4.5
	300 ～ 499 人	100.0	5.5	12.2	11.1	11.1	60.9	13.0	44.7	0.2	38.2	34.4	13.3	54.9	0.0	0.2	5.3
	500 人以上	100.0	17.8	10.7	9.8	18.0	67.1	28.0	64.3	44.1	58.3	51.1	24.3	63.0	2.9	3.0	4.2
産業分類	建 設 業	100.0	0.4	7.3	0.2	4.4	47.0	11.4	60.0	3.5	11.9	14.9	2.3	23.4	0.4	13.7	3.2
	製 造 業	100.0	3.1	7.0	4.5	3.5	43.5	5.9	23.7	2.4	22.9	19.9	8.9	20.1	1.7	20.4	10.2
	情報通信業	100.0	9.5	6.0	10.7	50.0	92.9	22.6	16.7	6.0	10.7	11.9	0.0	27.4	0.0	0.0	1.2
	運輸・郵便業	100.0	24.6	11.5	12.6	9.4	34.0	13.8	49.4	9.1	29.8	21.0	16.5	40.9	0.6	14.9	5.2
	卸売、小売業	100.0	7.9	10.0	9.3	11.2	55.6	22.6	48.6	20.6	48.8	29.5	14.0	43.6	0.0	6.1	8.0
	金融、保険業	100.0	1.6	0.0	3.3	16.3	88.6	16.3	74.0	62.6	49.6	75.6	11.4	75.6	0.0	0.0	11.4
	宿泊、飲食業	100.0	4.0	5.2	0.1	5.2	14.9	5.9	13.8	9.2	25.9	15.8	4.9	25.2	0.0	20.1	20.1
	サービス業	100.0	2.0	5.2	7.9	10.2	58.9	17.6	32.1	13.8	33.9	28.0	15.3	42.8	2.8	11.9	2.8
地域別	県 北	100.0	4.9	8.5	3.9	5.5	50.1	10.1	47.9	8.5	31.6	28.6	14.2	35.0	2.3	15.0	4.2
	中 央	100.0	4.5	4.6	6.4	8.4	54.6	18.8	39.9	11.4	31.6	28.1	11.1	31.6	0.5	9.8	8.3
	県 南	100.0	5.7	8.1	2.7	4.1	52.5	10.4	40.6	9.9	36.5	26.8	7.5	35.5	0.6	10.1	6.2
労働組合有	100.0	14.7	7.9	12.1	11.7	69.1	22.6	59.0	32.9	55.4	37.6	18.4	70.4	0.1	1.3	4.0	
労働組合無	100.0	3.3	6.2	3.5	5.6	50.3	13.1	38.7	6.5	29.3	26.1	9.2	27.1	1.0	12.6	7.3	

注1)「サービス業」には「学術研究、専門・技術サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」、「サービス業(他に分類されないもの)」を含む。

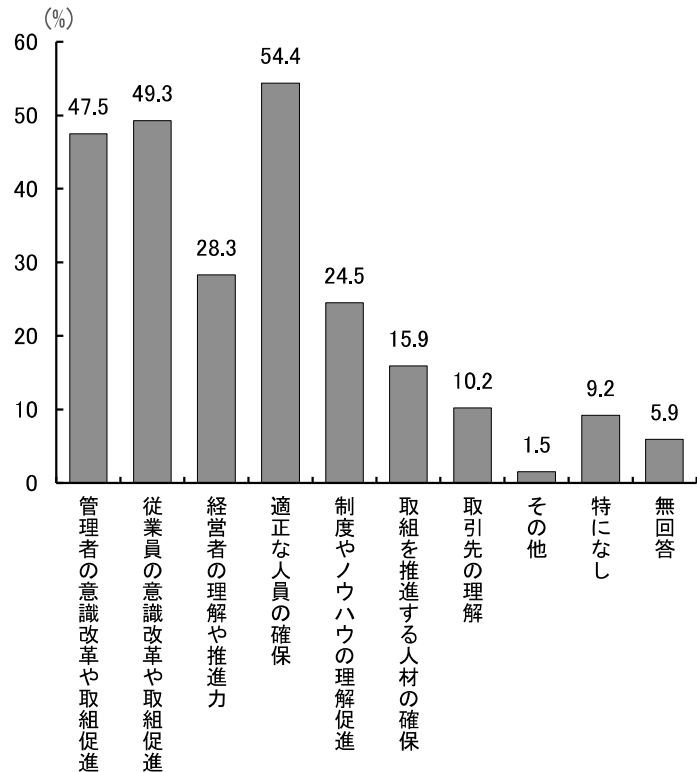
注2)調査計、規模別、地域別及び労働組合有無別には、「農林漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「不動産業、物品賃貸業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」を含む。

(2) 働き方改革推進に向けた課題

「適正な人員の確保」が54.4%

働き方改革推進に向けた課題としては、「適正な人員の確保」が54.4%と最も多く、次いで「従業員の意識改革や取組促進」が49.3%となっている。

図-40 働き方改革推進に向けた課題



第42表 働き方改革推進に向けた課題(事業所数の割合・複数回答)

(%)												
区 分		合 計	管理者の意識改革や取組促進	従業員の意識改革や取組促進	経営者の理解や推進力	適正な人員の確保	制度やノウハウの理解促進	取組を推進する人材の確保	取引先の理解	その他	特になし	無回答
調 査 計		100.0	47.5	49.3	28.3	54.4	24.5	15.9	10.2	1.5	9.2	5.9
企業規模	5 ～ 2 9 人	100.0	39.3	42.0	27.1	49.4	20.2	14.4	10.0	2.1	11.7	7.8
	30～99人	100.0	56.3	53.0	32.5	57.1	25.5	21.8	10.0	2.0	7.7	2.5
	100～299人	100.0	58.5	58.5	32.1	62.4	31.7	13.5	8.3	0.5	7.0	4.6
	300～499人	100.0	64.8	53.0	23.1	58.6	14.5	6.8	2.4	0.0	5.8	5.5
	500人以上	100.0	53.8	63.5	25.4	61.6	35.7	19.5	15.0	0.1	4.6	4.3
産業分類	建 設 業	100.0	54.7	53.9	34.5	53.3	28.8	20.1	21.3	0.0	6.5	3.0
	製 造 業	100.0	41.5	34.9	22.3	36.8	18.5	12.5	5.3	0.0	23.6	6.9
	情報通信業	100.0	89.3	27.4	16.7	13.1	47.6	1.2	0.0	0.0	4.8	0.0
	運輸、郵便業	100.0	38.3	40.6	16.2	53.2	6.8	10.2	24.8	0.0	14.2	1.3
	卸売、小売業	100.0	50.5	58.8	32.4	58.8	25.3	14.4	16.3	2.6	6.5	7.1
	金融、保険業	100.0	85.4	85.4	11.4	22.8	61.0	1.6	11.4	11.4	0.0	11.4
	宿泊、飲食業	100.0	29.5	37.2	15.2	45.8	15.8	14.8	4.0	0.0	12.6	24.1
	サービス業	100.0	46.6	53.2	27.1	62.0	23.7	13.2	11.2	0.0	8.5	2.8
地域別	県 北	100.0	53.6	54.0	27.6	51.9	24.8	15.3	9.1	0.1	7.1	4.1
	中 央	100.0	47.9	47.8	27.0	53.7	26.8	13.6	11.0	1.9	10.3	7.3
	県 南	100.0	43.0	48.6	30.7	57.0	20.6	19.9	9.6	1.8	8.9	5.0
労 働 組 合 有		100.0	54.5	65.7	21.7	56.6	27.3	11.3	7.2	0.0	7.8	4.1
労 働 組 合 無		100.0	46.3	46.4	29.4	54.0	24.0	16.7	10.7	1.8	9.5	6.3

注1)「サービス業」には「学術研究、専門・技術サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」、「サービス業(他に分類されないもの)」を含む。

注2)調査計、規模別、地域別及び労働組合有無別には、「農林漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「不動産業、物品賃貸業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」を含む。

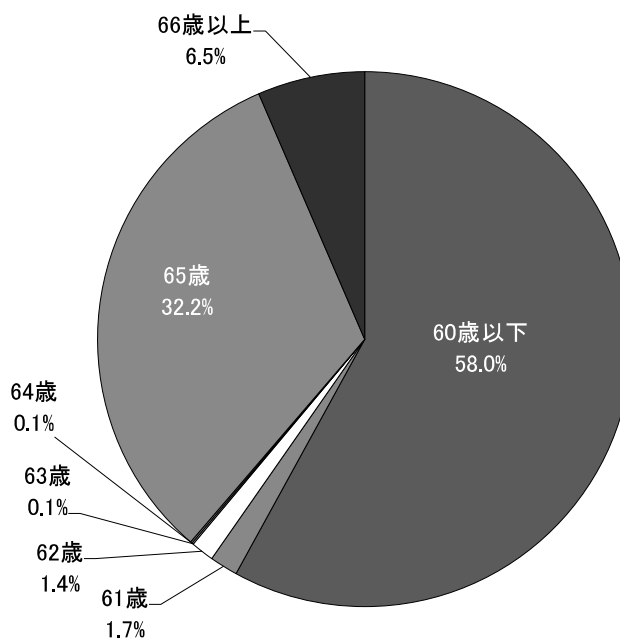
9 定年制

(1) 定年制の有無と定年年齢

「定年制あり」が86.1%

定年制のある事業所は86.1%で、そのうち定年年齢を60歳以下とする事業所が58.0%と最も多くなっている。

図-41 定年年齢



第43表 定年制の有無と定年年齢(事業所数の割合)

(%)

区 分		合 計	定年制 あり	60歳 以下	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	66歳 以上	定年制 なし	無回答
調 査 計		100.0	86.1 (100.0)	49.9 (58.0)	1.5 (1.7)	1.2 (1.4)	0.1 (0.1)	0.1 (0.1)	27.7 (32.2)	5.6 (6.5)	9.7	4.2
企業 規模	5～29人	100.0	78.8 (100.0)	39.0 (49.5)	1.4 (1.8)	0.4 (0.5)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	31.6 (40.1)	6.4 (8.1)	16.2	5.0
	30～99人	100.0	96.6 (100.0)	58.3 (60.4)	1.7 (1.8)	3.0 (3.1)	0.3 (0.3)	0.3 (0.3)	25.9 (26.8)	7.1 (7.3)	2.8	0.6
	100～299人	100.0	92.2 (100.0)	68.6 (74.4)	1.6 (1.7)	0.4 (0.4)	0.2 (0.2)	0.0 (0.0)	20.8 (22.6)	0.6 (0.7)	4.7	3.1
	300～499人	100.0	94.6 (100.0)	56.4 (59.6)	6.2 (6.6)	0.8 (0.8)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	23.9 (25.3)	7.3 (7.7)	0.0	5.4
	500人以上	100.0	92.9 (100.0)	62.7 (67.5)	0.3 (0.3)	3.3 (3.6)	0.2 (0.2)	0.4 (0.4)	20.4 (22.0)	5.6 (6.0)	1.6	5.5
産業 分類	建 設 業	100.0	82.2 (100.0)	38.7 (47.1)	1.5 (1.8)	1.9 (2.3)	0.2 (0.2)	0.0 (0.0)	36.4 (44.3)	3.5 (4.3)	17.8	0.0
	製 造 業	100.0	79.8 (100.0)	35.9 (45.0)	0.0 (0.0)	0.3 (0.4)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	34.5 (43.2)	9.1 (11.4)	13.4	6.8
	情報通信業	100.0	100.0 (100.0)	61.9 (61.9)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	38.1 (38.1)	0.0 (0.0)	0.0	0.0
	運輸、郵便業	100.0	90.2 (100.0)	38.5 (42.7)	0.6 (0.7)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	36.1 (40.0)	15.0 (16.6)	9.8	0.0
	卸売、小売業	100.0	90.0 (100.0)	68.6 (76.2)	0.0 (0.0)	1.0 (1.1)	0.1 (0.1)	0.0 (0.0)	16.7 (18.6)	3.6 (4.0)	5.5	4.5
	金融、保険業	100.0	100.0 (100.0)	83.7 (83.7)	1.6 (1.6)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	14.7 (14.7)	0.0 (0.0)	0.0	0.0
	宿泊、飲食業	100.0	63.8 (100.0)	37.5 (58.8)	0.6 (0.9)	0.6 (0.9)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	17.2 (27.0)	7.9 (12.4)	12.1	24.1
	サービス業	100.0	88.7 (100.0)	58.0 (65.4)	1.6 (1.8)	1.4 (1.6)	0.2 (0.2)	0.0 (0.0)	25.3 (28.5)	2.2 (2.5)	11.3	0.0
地域 別	県 北	100.0	89.1 (100.0)	44.7 (50.2)	0.0 (0.0)	1.7 (1.9)	0.1 (0.1)	0.4 (0.4)	34.2 (38.4)	8.0 (9.0)	8.9	2.0
	中 央	100.0	85.6 (100.0)	53.8 (62.9)	2.9 (3.4)	1.7 (2.0)	0.1 (0.1)	0.1 (0.1)	22.6 (26.4)	4.4 (5.1)	8.9	5.5
	県 南	100.0	84.8 (100.0)	47.0 (55.4)	0.3 (0.4)	0.1 (0.1)	0.1 (0.1)	0.0 (0.0)	31.0 (36.6)	6.3 (7.4)	12.1	3.1
労 働 組 合 有		100.0	94.7 (100.0)	58.7 (62.0)	0.4 (0.4)	1.9 (2.0)	0.2 (0.2)	0.0 (0.0)	28.0 (29.6)	5.5 (5.8)	1.8	3.5
労 働 組 合 無		100.0	84.6 (100.0)	48.4 (57.2)	1.7 (2.0)	1.1 (1.3)	0.1 (0.1)	0.1 (0.1)	27.4 (32.4)	5.8 (6.9)	11.3	4.1

注1)「サービス業」には「学術研究、専門・技術サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」、「サービス業(他に分類されないもの)」を含む。

注2)調査計、規模別、地域別及び労働組合有無別には、「農林漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「不動産業、物品賃貸業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」を含む。

図-42 定年制がある場合の定年年齢（企業規模別）

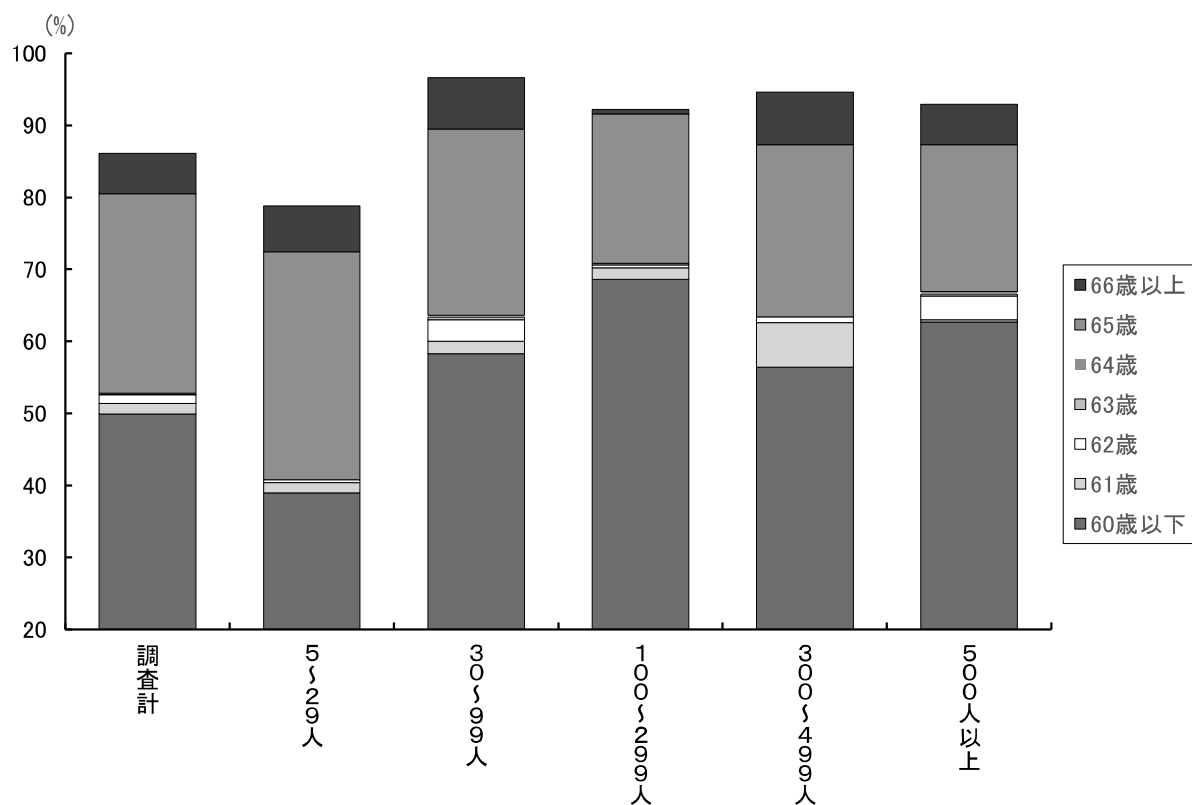
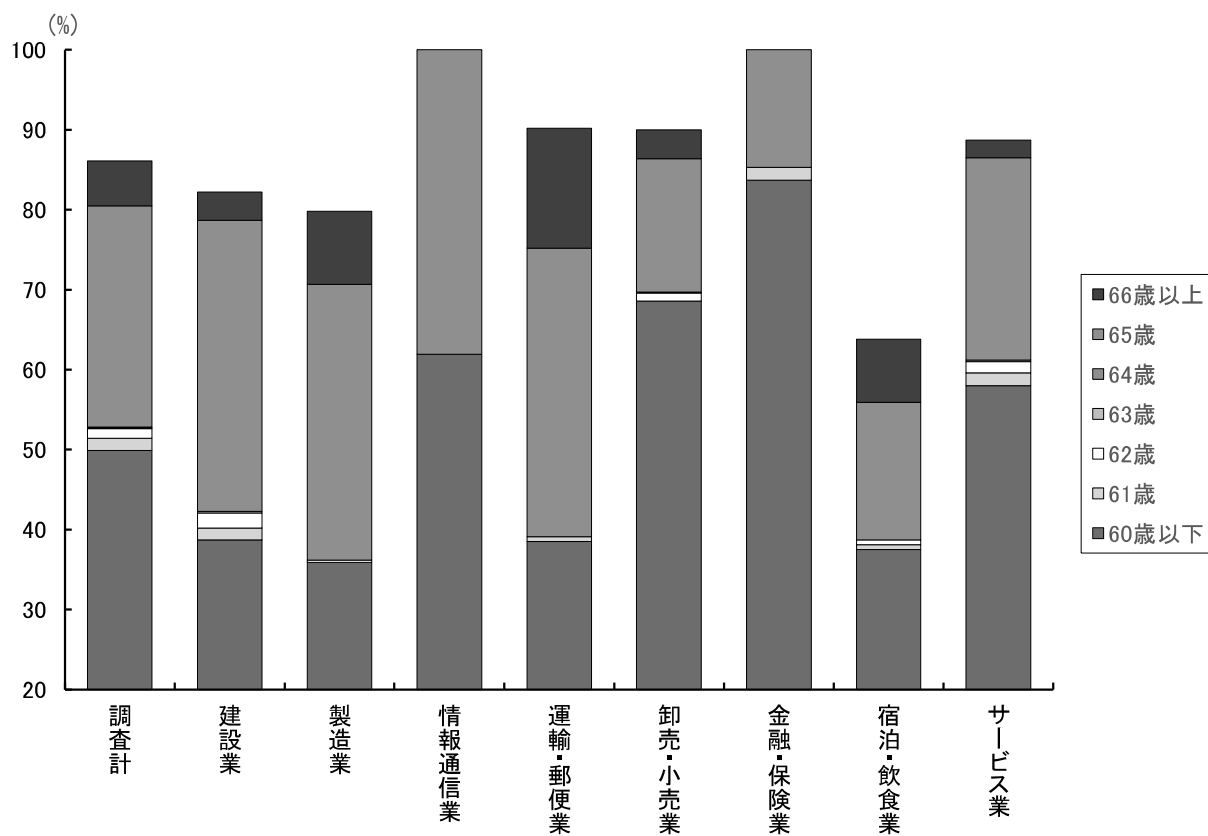


図-43 定年制がある場合の定年年齢（産業別）



(2) 定年後の継続雇用制度

ア 定年制実施事業所の継続雇用制度の有無

「継続雇用制度あり」が85.7%

定年制実施事業所のうち、再雇用
または勤務延長制度がある事業所は
85.7%となっている。

イ 継続雇用制度の最高雇用年齢

**「70歳以上又は上限なし」が
57.5%**

定年制実施事業所で継続雇用制度
を実施している事業所において、雇
用延長できる最高年齢は、「70歳以
上又は上限なし」が57.5%と最も多
くなっている。

第44表 定年後の継続雇用制度の有無

(%)

区 分		合計	制度あり	制度なし	無回答
調 査 計		100.0	85.7	7.5	6.8
企業規模	5 ～ 2 9 人	100.0	78.4	12.4	9.2
	3 0 ～ 9 9 人	100.0	96.8	2.3	0.9
	1 0 0 ～ 2 9 9 人	100.0	92.1	2.1	5.8
	3 0 0 ～ 4 9 9 人	100.0	94.2	0.6	5.2
	5 0 0 人 以 上	100.0	92.9	1.5	5.6
産業分類	建 設 業	100.0	90.4	3.8	5.8
	製 造 業	100.0	84.2	9.1	6.7
	情 報 通 信 業	100.0	95.2	4.8	0.0
	運 輸 、 郵 便 業	100.0	89.5	5.3	5.2
	卸 売 、 小 売 業	100.0	87.5	6.2	6.3
	金 融 、 保 険 業	100.0	98.4	1.6	0.0
	宿 泊 、 飲 食 業	100.0	67.3	4.6	28.1
	サ ー ビ ス 業	100.0	85.9	12.6	1.5
地域別	県 北	100.0	88.9	8.1	3.0
	中 央	100.0	85.3	5.3	9.4
	県 南	100.0	84.3	10.6	5.1
労 働 組 合 有		100.0	91.1	4.9	4.0
労 働 組 合 無		100.0	84.8	7.9	7.3

第45表 継続雇用制度の最高雇用年齢(事業所数の割合)

(%)

区 分		合 計	61歳以下	62歳	63歳	64歳	65歳	66歳～ 69歳	70歳以上 又は 上限なし	無回答
調 査 計		100.0	0.0	0.0	0.0	0.3	39.0	1.1	57.5	2.1
企業規模	5 ～ 2 9 人	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	26.8	0.5	70.4	2.3
	3 0 ～ 9 9 人	100.0	0.0	0.0	0.0	1.4	37.4	0.7	58.8	1.7
	100～299人	100.0	0.0	0.0	0.0	0.1	56.5	3.3	36.8	3.3
	300～499人	100.0	0.0	0.0	0.0	0.8	65.1	5.8	28.1	0.2
	500人以上	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	57.6	0.4	40.5	1.5
産業分類	建 設 業	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	24.8	1.8	71.5	1.9
	製 造 業	100.0	0.0	0.0	0.0	0.4	30.3	0.4	64.7	4.2
	情報通信業	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	65.0	0.0	35.0	0.0
	運輸、郵便業	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	14.3	1.6	79.0	5.1
	卸売、小売業	100.0	0.0	0.0	0.0	1.0	54.5	0.2	42.3	2.0
	金融、保険業	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	39.7	0.0	60.3	0.0
	宿泊、飲食業	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	17.7	0.0	82.3	0.0
	サービス業	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	55.8	0.0	40.9	3.3
地域別	県 北	100.0	0.0	0.0	0.0	1.2	30.8	0.2	66.4	1.4
	中 央	100.0	0.0	0.0	0.0	0.1	43.7	1.2	52.8	2.2
	県 南	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	37.0	1.7	58.9	2.4
労 働 組 合 有		100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	58.8	0.3	39.3	1.6
労 働 組 合 無		100.0	0.0	0.0	0.0	0.4	35.3	1.3	60.8	2.2

注1)「サービス業」には「学術研究、専門・技術サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」、「サービス業(他に分類されないもの)」を含む。

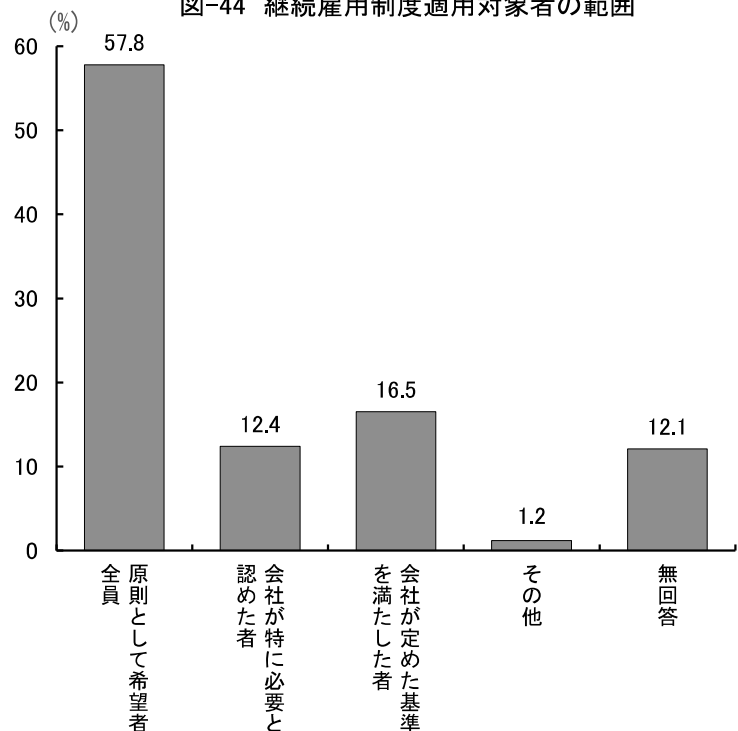
注2)調査計、規模別、地域別及び労働組合有無別には、「農林漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「不動産業、物品賃貸業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」を含む。

ウ 継続雇用制度適用対象者の範囲

「原則として希望者全員」が57.8%

定年制実施事業所のうち継続雇用制度がある事業所において、継続雇用制度の対象となる者は、「原則として希望者全員」が57.8%と最も多く、次いで「会社が定めた基準を満たした者」が16.5%、「会社が特に必要と認めた者」が12.4%となっている。

図-44 継続雇用制度適用対象者の範囲



第46表 継続雇用制度適用対象者の範囲(事業所数の割合)

(%)

区 分		合 計	原則として 希望者全員	会社が特に必要 と認めた者	会社が定めた基 準を満たした者	その他	無回答
調 査 計		100.0	57.8	12.4	16.5	1.2	12.1
企業規模	5 ～ 2 9 人	100.0	54.1	18.2	11.8	1.8	14.1
	3 0 ～ 9 9 人	100.0	64.8	4.8	18.5	0.2	11.7
	100～299人	100.0	68.9	7.1	15.3	0.3	8.4
	300～499人	100.0	47.7	7.2	31.3	6.0	7.8
	500人以上	100.0	52.9	9.3	27.1	0.0	10.7
産業分類	建 設 業	100.0	58.9	11.5	19.2	0.0	10.4
	製 造 業	100.0	52.8	13.9	17.7	0.1	15.5
	情報通信業	100.0	65.0	35.0	0.0	0.0	0.0
	運輸、郵便業	100.0	45.9	15.4	19.9	0.0	18.8
	卸売、小売業	100.0	61.3	11.6	13.0	0.1	14.0
	金融、保険業	100.0	28.1	0.0	60.3	11.6	0.0
	宿泊、飲食業	100.0	54.9	13.0	14.0	6.0	12.1
	サービス業	100.0	66.8	6.2	13.0	0.0	14.0
地域別	県 北	100.0	54.1	12.8	15.6	2.2	15.3
	中 央	100.0	57.1	11.0	18.3	1.0	12.6
	県 南	100.0	61.3	14.4	14.4	0.8	9.1
労 働 組 合 有		100.0	55.4	8.5	29.6	0.3	6.2
労 働 組 合 無		100.0	58.2	13.1	14.1	1.4	13.2

注1)「サービス業」には「学術研究、専門・技術サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」、「サービス業(他に分類されないもの)」を含む。

注2)調査計、規模別、地域別及び労働組合有無別には、「農林漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「不動産業、物品賃貸業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」を含む。

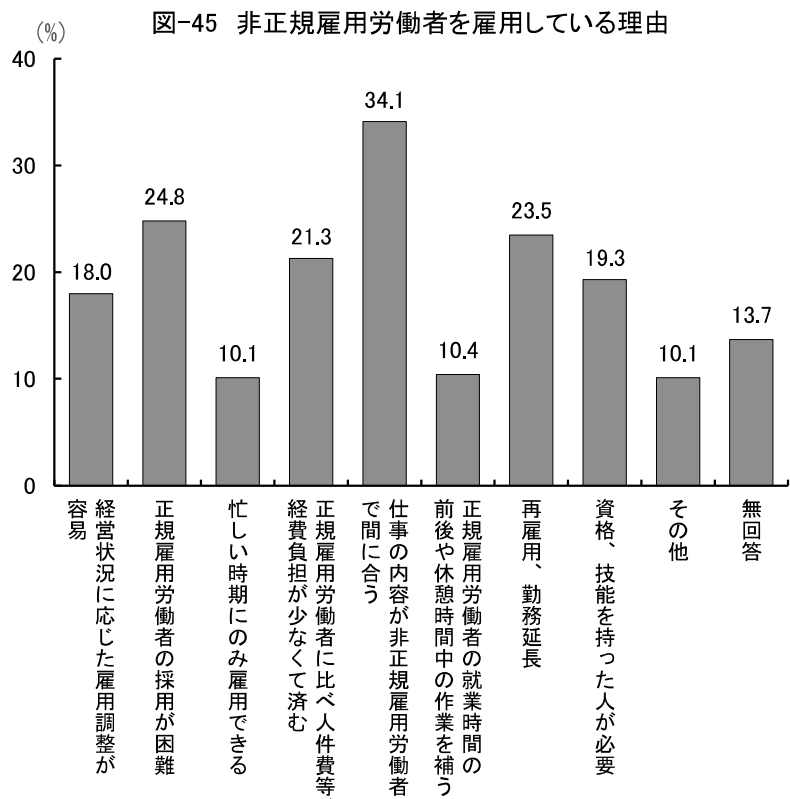
10 非正規雇用労働者

(1) 雇用関係

ア 非正規雇用労働者を雇用している理由

「仕事の内容が非正規雇用労働者で間に合う」が34.1%

非正規雇用労働者を雇用している理由として最も多いのは、「仕事の内容が非正規雇用労働者で間に合う」で34.1%となっており、次いで「正規雇用労働者の採用が困難」が24.8%、「再雇用、勤務延長」が23.5%となっている。



第47表 非正規雇用労働者を雇用している理由(事業所数の割合・複数回答)

(%)

区 分	合 計	経営状況に応じた雇用調整が容易	正規雇用労働者の採用が困難	忙しい時期にのみ雇用できる	正規雇用労働者に比べ人件費等、経費負担が少なくて済む	仕事の内容が非正規雇用労働者で間に合う	正規雇用労働者の就業時間の前後や休憩時間中の作業を補う	再雇用、勤務延長	資格、技能を持った人が必要	その他	無回答
調 査 計	100.0	18.0	24.8	10.1	21.3	34.1	10.4	23.5	19.3	10.1	13.7
企業規模	5～29人	100.0	16.5	24.1	11.4	14.6	27.0	9.0	15.2	16.1	17.4
	30～99人	100.0	20.3	28.0	12.6	23.9	33.8	6.5	29.0	23.5	14.0
	100～299人	100.0	23.0	28.9	8.7	28.6	42.4	17.0	40.4	27.1	5.6
	300～499人	100.0	21.2	30.6	11.2	29.1	20.2	2.6	29.6	23.7	8.2
	500人以上	100.0	15.0	18.8	4.4	31.7	52.8	15.0	27.5	16.8	10.0
産業分類	建設業	100.0	7.2	25.7	22.2	7.7	16.3	0.5	23.7	31.1	17.3
	製造業	100.0	11.5	24.6	11.6	16.1	21.4	2.1	18.4	8.1	14.3
	情報通信業	100.0	16.2	6.8	0.0	10.8	12.2	0.0	5.4	17.6	37.8
	運輸、郵便業	100.0	9.7	27.1	13.3	19.7	44.9	0.3	44.9	23.8	1.1
	卸売、小売業	100.0	16.8	22.0	9.1	25.1	43.4	11.6	22.1	13.0	6.7
	金融、保険業	100.0	1.8	14.7	1.8	14.7	74.3	54.1	31.2	0.0	0.0
	宿泊、飲食業	100.0	36.0	31.8	13.5	24.6	54.9	18.5	17.9	21.3	0.7
	サービス業	100.0	16.8	28.5	5.3	27.3	39.2	2.7	17.3	15.5	11.6
地域別	県 北	100.0	20.5	31.1	12.9	18.8	37.2	14.2	25.9	13.3	10.6
	中 央	100.0	17.5	26.0	7.8	23.6	35.4	9.9	21.5	20.9	8.9
	県 南	100.0	17.1	18.9	12.2	19.3	30.1	8.9	25.3	20.5	11.7
労働組合有	100.0	17.2	26.8	6.5	33.7	48.9	11.7	34.1	17.7	2.4	9.9
労働組合無	100.0	18.1	24.4	10.9	18.9	31.3	10.2	21.4	19.6	11.6	14.4

注1)「サービス業」には「学術研究、専門・技術サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」、「サービス業(他に分類されないもの)」を含む。

注2)調査計、規模別、地域別及び労働組合有無別には、「農林漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「不動産業、物品賃貸業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」を含む。

イ 非正規雇用労働者の雇用期間

「全員一律に定めている」が30.5%

非正規雇用労働者の雇用期間は、「全員一律に定めている」が30.5%と最も多くなっており、次いで「期間の定めはない」が29.1%となっている。

「全員一律に定めている」と回答した事業所のうち、「6ヵ月～1年」が全体の7割を超えている。

第48表 非正規雇用労働者の雇用期間(事業所数の割合)

(%)

区 分	合 計	全員一 律に定 めている							各人によ って異 なる	期間の 定めは ない	無回答
			1ヵ月 未満	1～3ヶ月	3～6ヵ月	6ヵ月 ～1年	1年を超 える期 間	無回答			
調 査 計	100.0	30.5 (100.0)	0.0 (0.0)	1.2 (3.9)	1.8 (5.9)	24.0 (78.7)	1.8 (5.9)	1.7 (5.6)	27.9	29.1	12.5
企 業 規 模	5 ～ 29 人	100.0	18.2 (100.0)	0.0 (0.0)	1.0 (5.5)	1.0 (5.5)	14.2 (78.0)	2.0 (11.0)	23.0	42.4	16.4
	30 ～ 99 人	100.0	33.4 (100.0)	0.0 (0.0)	0.8 (2.4)	2.1 (6.3)	27.5 (82.3)	1.2 (3.6)	30.1	24.3	12.2
	100～299人	100.0	48.2 (100.0)	0.0 (0.0)	2.0 (4.1)	2.6 (5.4)	40.7 (84.4)	2.1 (4.4)	26.9	19.0	5.9
	300～499人	100.0	52.8 (100.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.5 (0.9)	48.5 (91.9)	1.5 (2.8)	34.4	4.6	8.2
	500人以上	100.0	46.1 (100.0)	0.0 (0.0)	1.8 (3.9)	3.4 (7.4)	31.1 (67.5)	1.9 (4.1)	40.2	6.9	6.8
産 業 分 類	建 設 業	100.0	23.6 (100.0)	0.0 (0.0)	3.4 (14.4)	0.0 (0.0)	19.7 (83.5)	0.5 (2.1)	28.0	26.7	21.7
	製 造 業	100.0	20.7 (100.0)	0.0 (0.0)	3.0 (14.5)	3.0 (14.5)	14.4 (69.6)	0.0 (0.0)	25.6	32.2	21.5
	情報通信業	100.0	12.2 (100.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	10.8 (88.5)	0.0 (0.0)	12.2	37.8	37.8
	運輸、郵便業	100.0	37.2 (100.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	29.4 (79.0)	7.8 (21.0)	32.1	11.6	19.1
	卸売、小売業	100.0	31.7 (100.0)	0.0 (0.0)	0.2 (0.6)	4.1 (12.9)	23.4 (73.8)	0.4 (1.3)	22.6	31.0	14.7
	金融、保険業	100.0	31.0 (100.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	16.5 (53.2)	1.8 (5.8)	69.0	0.0	0.0
	宿泊、飲食業	100.0	39.2 (100.0)	0.0 (0.0)	4.0 (10.2)	4.0 (10.2)	23.2 (59.2)	4.0 (10.2)	19.3	29.4	12.1
	サービス業	100.0	32.0 (100.0)	0.0 (0.0)	0.3 (0.9)	0.3 (0.9)	26.8 (83.8)	4.0 (12.5)	34.7	29.7	3.6
地 域 別	県 北	100.0	31.7 (100.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	5.1 (16.1)	23.7 (74.8)	0.2 (0.6)	24.5	32.5	11.3
	中 央	100.0	32.4 (100.0)	0.0 (0.0)	1.2 (3.7)	0.9 (2.8)	25.7 (79.3)	3.5 (10.8)	29.5	27.5	10.6
	県 南	100.0	26.9 (100.0)	0.0 (0.0)	1.9 (7.1)	1.1 (4.1)	21.5 (79.9)	0.3 (1.1)	27.5	29.5	16.1
労 働 組 合 有		100.0	43.1 (100.0)	0.0 (0.0)	1.7 (3.9)	3.3 (7.7)	30.1 (69.8)	3.3 (7.7)	38.0	12.0	6.9
労 働 組 合 無		100.0	28.0 (100.0)	0.0 (0.0)	1.1 (3.9)	1.5 (5.4)	22.8 (81.4)	1.5 (5.4)	25.9	32.5	13.6

注1)「サービス業」には「学術研究、専門・技術サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」、「サービス業(他に分類されないもの)」を含む。

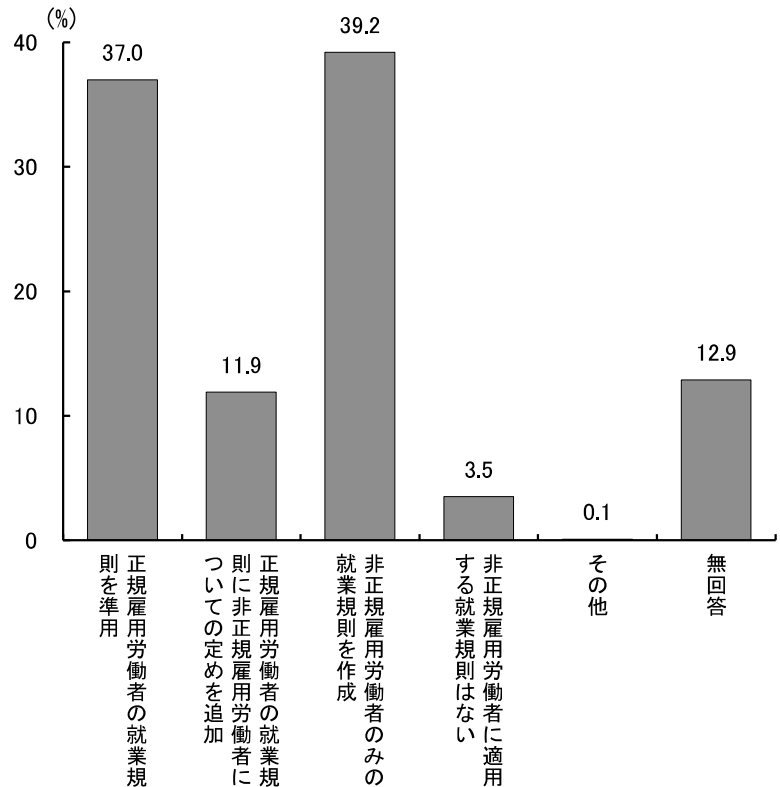
注2)調査計、規模別、地域別及び労働組合有無別には、「農林漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「不動産業、物品賃貸業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」を含む。

ウ 非正規雇用労働者の就業規則上の取扱い

「非正規雇用労働者のみの就業規則を作成」が39.2%

非正規雇用労働者の就業規則上の取扱いについては、「非正規雇用労働者のみの就業規則を作成」が39.2%と最も多く、次いで「正規雇用労働者の就業規則を準用」が37.0%となっている。

図-46 非正規雇用労働者の就業規則上の取扱い



第49表 非正規雇用労働者の就業規則上の取扱い(事業所数の割合・複数回答)

								(%)
区 分		合 計	正規雇用労働者の就業規則を準用	正規雇用労働者の就業規則に非正規雇用労働者についての定めを追加	非正規雇用労働者のみの就業規則を作成	非正規雇用労働者に適用する就業規則はない	その他	無回答
調 査 計		100.0	37.0	11.9	39.2	3.5	0.1	12.9
企業規模	5 ～ 2 9 人	100.0	42.2	9.6	27.5	6.5	0.0	17.4
	3 0 ～ 9 9 人	100.0	41.3	16.4	34.6	1.4	0.2	12.6
	100～299人	100.0	38.0	15.8	45.4	0.6	0.0	5.6
	300～499人	100.0	26.5	9.7	64.0	0.0	1.3	8.4
	500人以上	100.0	17.5	11.5	69.9	0.1	0.1	6.8
産業分類	建 設 業	100.0	51.6	1.7	14.8	10.7	0.0	22.2
	製 造 業	100.0	51.2	5.1	29.5	3.1	0.0	19.4
	情報通信業	100.0	5.4	5.4	13.5	37.8	0.0	37.9
	運輸、郵便業	100.0	32.1	13.6	41.3	3.0	0.0	19.1
	卸売、小売業	100.0	32.9	11.4	41.3	1.2	0.0	15.8
	金融、保険業	100.0	14.7	27.5	57.8	0.0	0.0	0.0
	宿泊、飲食業	100.0	50.6	13.3	32.7	0.0	0.0	12.0
	サービス業	100.0	33.8	16.3	44.4	6.0	0.0	5.5
地域別	県 北	100.0	53.8	11.0	30.4	4.1	0.0	11.6
	中 央	100.0	33.1	14.1	41.1	3.8	0.1	12.0
	県 南	100.0	32.6	9.0	41.6	2.9	0.1	15.2
労働組合有		100.0	21.8	14.6	61.8	0.6	0.3	6.6
労働組合無		100.0	40.0	11.4	34.7	4.1	0.1	14.2

注1)「サービス業」には「学術研究、専門・技術サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」、「サービス業(他に分類されないもの)」を含む。

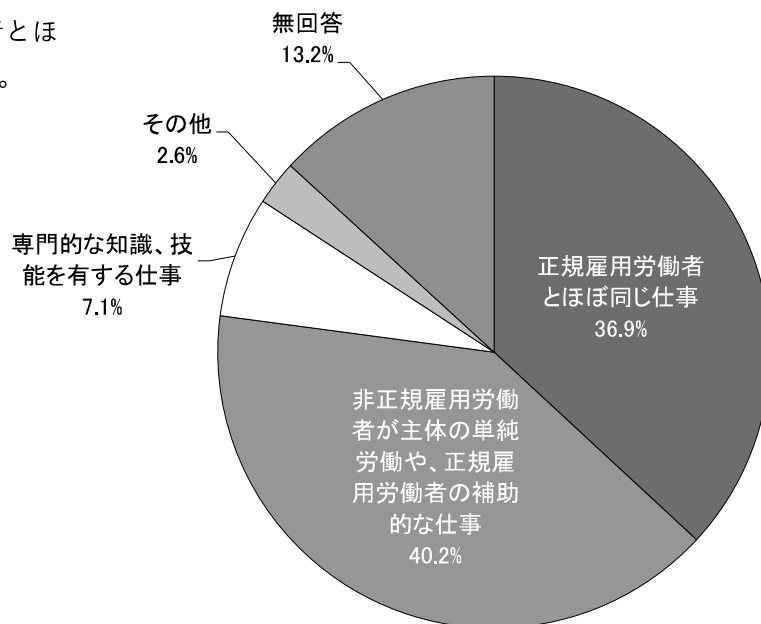
注2)調査計、規模別、地域別及び労働組合有無別には、「農林漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「不動産業、物品賃貸業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」を含む。

エ 非正規雇用労働者の主な仕事

「非正規雇用労働者が主体の単純労働や、正規雇用労働者の補助的な仕事」が40.2%

非正規雇用労働者の主な仕事は「非正規雇用労働者が主体の単純労働や、正規雇用労働者の補助的な仕事」が40.2%と最も多く、次いで「正規雇用労働者とはほぼ同じ仕事」が36.9%となっている。

図-47 非正規雇用労働者の主な仕事



第50表 非正規雇用労働者の主な仕事(事業所数の割合)

(%)

区 分		合 計	正規雇用労働者 とほぼ同じ仕事	非正規雇用労働者 が主体の単純労働 や、正規雇用労働 者の補助的な仕事	専門的な知識、技 能を有する仕事	その他	無回答
調 査 計		100.0	36.9	40.2	7.1	2.6	13.2
企 業 規 模	5 ～ 29 人	100.0	39.1	33.0	7.5	3.0	17.4
	30 ～ 99 人	100.0	39.6	40.3	5.7	1.8	12.6
	100～299人	100.0	35.7	43.8	13.6	1.1	5.8
	300～499人	100.0	52.8	37.2	0.3	1.5	8.2
	500人以上	100.0	24.8	60.1	2.8	3.8	8.5
産 業 分 類	建 設 業	100.0	30.0	35.1	11.7	1.6	21.6
	製 造 業	100.0	34.3	38.8	5.4	2.1	19.4
	情報通信業	100.0	50.0	6.8	5.4	0.0	37.8
	運輸、郵便業	100.0	28.8	41.8	9.1	1.2	19.1
	卸売、小売業	100.0	28.5	48.6	2.8	3.1	17.0
	金融、保険業	100.0	12.8	74.3	0.0	0.0	12.9
	宿泊、飲食業	100.0	36.7	35.0	12.3	4.0	12.0
	サービス業	100.0	40.4	44.6	8.9	2.5	3.6
地 域 別	県 北	100.0	38.2	45.0	1.7	3.7	11.4
	中 央	100.0	35.3	41.3	8.0	3.2	12.2
	県 南	100.0	38.6	35.4	8.9	1.1	16.0
労 働 組 合 有		100.0	32.6	49.0	6.0	2.8	9.6
労 働 組 合 無		100.0	37.8	38.5	7.3	2.6	13.8

注1)「サービス業」には「学術研究、専門・技術サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」、「サービス業(他に分類されないもの)」を含む。

注2)調査計、規模別、地域別及び労働組合有無別には、「農林漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「不動産業、物品賃貸業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」を含む。

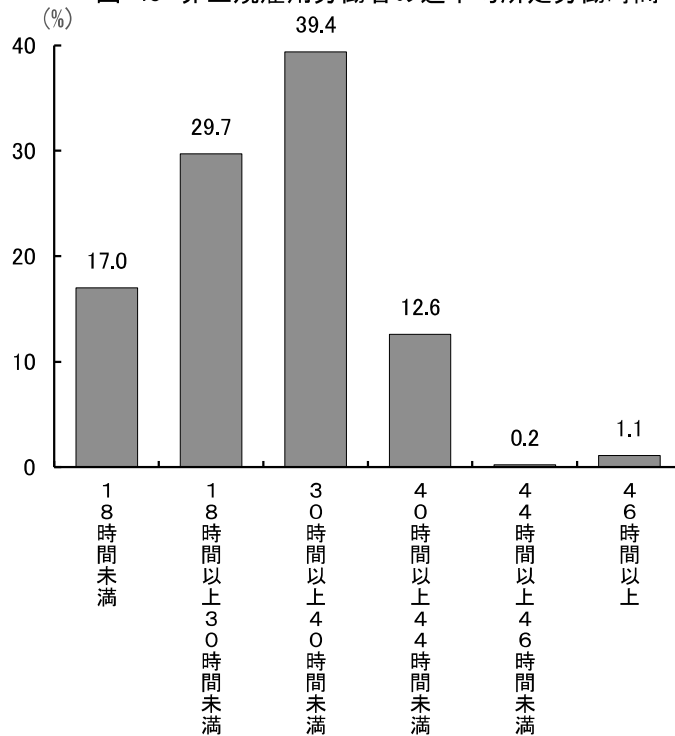
(2) 労働条件・諸制度

ア 非正規雇用労働者の週平均所定労働時間

「30時間以上40時間未満」が39.4%

非正規雇用労働者の週平均所定労働時間は「30時間以上40時間未満」が39.4%、「18時間以上30時間未満」が29.7%となっている。

図-48 非正規雇用労働者の週平均所定労働時間



第51表 非正規雇用労働者の週平均所定労働時間(労働者数の割合)

(%)

区 分	合 計	18時間 未 満	18時間以上 30時間未満	30時間以上 40時間未満	40時間以上 44時間未満	44時間以上 46時間未満	46時間 以 上
調 査 計	100.0	17.0	29.7	39.4	12.6	0.2	1.1
企業規模	5～29人	100.0	23.2	45.7	23.3	7.2	0.6
	30～99人	100.0	18.3	28.7	35.0	16.4	0.4
	100～299人	100.0	17.6	22.9	42.8	16.0	0.4
	300～499人	100.0	12.4	18.9	40.7	24.2	0.0
	500人以上	100.0	13.2	25.9	48.7	10.4	0.3
産業分類	建設業	100.0	11.4	15.4	38.3	31.7	0.0
	製造業	100.0	3.6	22.9	50.6	21.4	0.5
	情報通信業	100.0	0.0	3.6	49.4	47.0	0.0
	運輸、郵便業	100.0	13.0	29.5	39.6	17.7	0.2
	卸売、小売業	100.0	18.1	30.2	43.5	6.4	0.3
	金融、保険業	100.0	15.5	65.9	16.1	2.5	0.0
	宿泊、飲食業	100.0	29.6	42.9	21.8	4.5	0.1
	サービス業	100.0	13.6	29.8	39.7	15.4	0.3
地域別	県 北	100.0	14.5	25.2	44.7	13.0	0.7
	中 央	100.0	19.2	28.4	38.5	12.5	0.1
	県 南	100.0	14.6	34.0	38.2	12.4	0.1
労働組合有	100.0	11.5	21.8	48.9	15.9	0.2	1.7
労働組合無	100.0	19.0	32.6	35.9	11.3	0.2	1.0

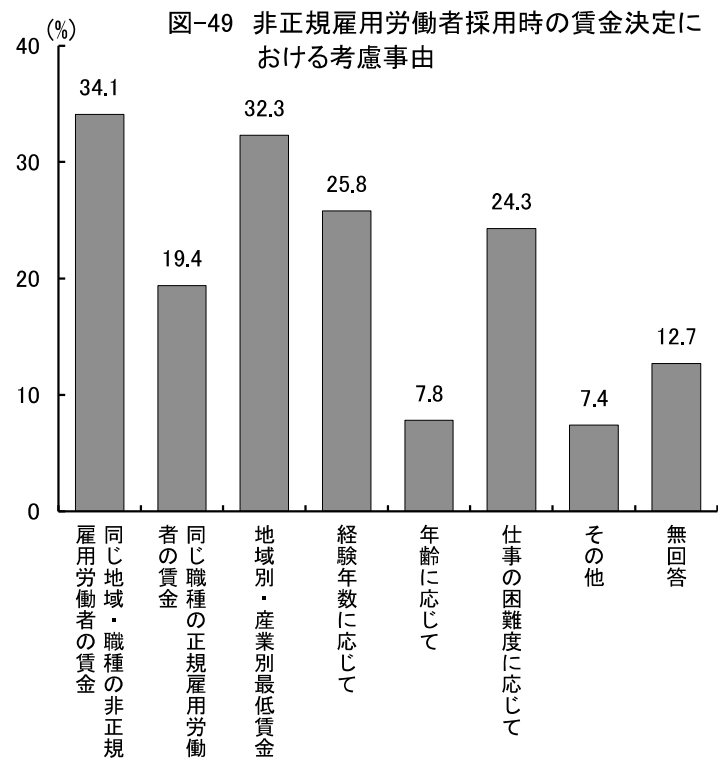
注1)「サービス業」には「学術研究、専門・技術サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」、「サービス業(他に分類されないもの)」を含む。

注2)調査計、規模別、地域別及び労働組合有無別には、「農林漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「不動産業、物品賃貸業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」を含む。

イ 非正規雇用労働者採用時の賃金決定における考慮事由

「同じ地域・職種の非正規雇用労働者の賃金」が34.1%

非正規雇用労働者採用時の賃金決定における考慮事由は、「同じ地域・職種の非正規雇用労働者の賃金」が34.1%と最も多く、次いで「地域別・産業別最低賃金」が32.3%となっている。



第52表 非正規雇用労働者採用時の賃金決定における考慮事由(事業所数の割合・複数回答)

(%)

区 分		合 計	同じ地域・職 種の非正規 雇用労働者 の賃金	同じ職種の 正規雇用労 働者の賃金	地域別・産 業別最低 賃金	経験年数 に応じて	年齢に 応じて	仕事の困 難度に応 じて	その他	無回答
調 査 計		100.0	34.1	19.4	32.3	25.8	7.8	24.3	7.4	12.7
企業規模	5 ～ 2 9 人	100.0	28.2	20.5	27.6	22.4	6.0	22.1	4.5	16.9
	30 ～ 9 9 人	100.0	29.7	18.6	35.5	39.0	11.4	29.7	5.5	12.4
	100～299人	100.0	43.2	21.4	29.2	34.5	13.5	30.0	7.3	5.8
	300～499人	100.0	22.2	27.6	33.2	21.2	3.1	42.9	20.2	8.4
	500人以上	100.0	52.1	13.2	45.9	15.0	5.4	16.3	15.8	7.1
産業分類	建 設 業	100.0	31.7	32.4	16.1	15.8	10.8	14.8	0.5	21.7
	製 造 業	100.0	23.1	21.2	27.1	19.8	5.6	21.3	2.6	19.7
	情報通信業	100.0	6.8	0.0	39.2	12.2	5.4	10.8	5.4	37.8
	運輸、郵便業	100.0	31.0	28.3	41.3	28.3	11.4	49.3	0.0	19.1
	卸売、小売業	100.0	32.0	10.0	38.5	24.4	9.3	21.5	9.4	16.2
	金融、保険業	100.0	79.8	0.0	54.1	12.8	0.0	1.8	18.3	0.0
	宿泊、飲食業	100.0	46.0	16.9	31.5	26.6	9.9	20.5	4.2	12.0
	サービス業	100.0	33.5	14.0	33.8	20.7	10.2	29.0	9.9	3.6
地域別	県 北	100.0	27.2	24.6	36.7	27.9	9.6	21.9	5.7	11.2
	中 央	100.0	38.2	18.5	31.1	23.1	8.6	23.8	8.1	11.8
	県 南	100.0	31.8	17.5	31.4	28.7	5.2	26.7	7.3	15.3
労 働 組 合 有		100.0	41.9	13.3	45.3	17.9	6.0	22.5	14.1	7.0
労 働 組 合 無		100.0	32.6	20.6	29.7	27.3	8.1	24.7	6.0	13.9

注1)「サービス業」には「学術研究、専門・技術サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」、「サービス業(他に分類されないもの)」を含む。

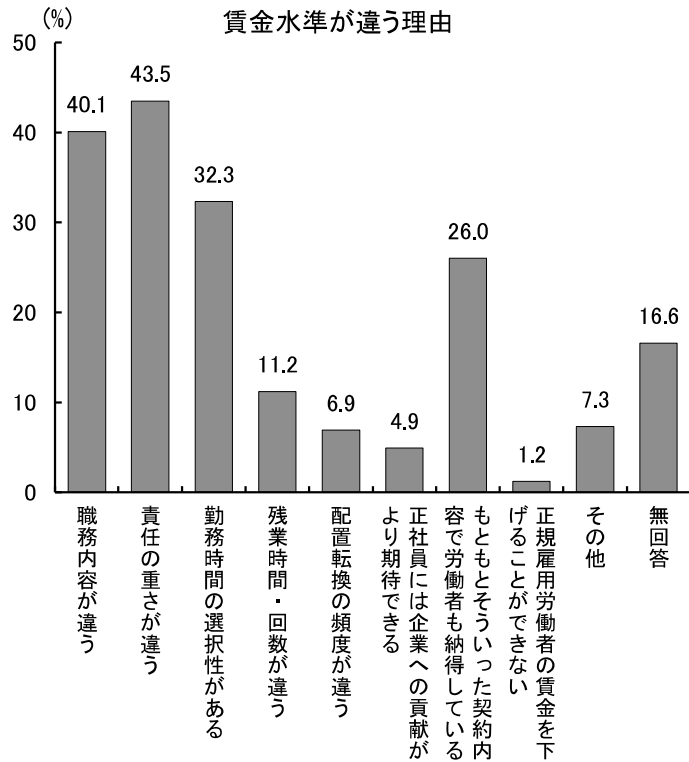
注2)調査計、規模別、地域別及び労働組合有無別には、「農林漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「不動産業、物品賃貸業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」を含む。

ウ 非正規雇用労働者と正規雇用労働者の賃金水準が違う理由

「責任の重さが違う」が43.5%

非正規雇用労働者と正規雇用労働者の賃金水準が違う理由としては、「責任の重さが違う」が43.5%と最も多く、次いで「職務内容が違う」が40.1%となっている。

図-50 非正規雇用労働者と正規雇用労働者の賃金水準が違う理由



第53表 非正規雇用労働者と正規雇用労働者の賃金水準が違う理由(事業所数の割合・複数回答)

区 分		合 計	職務内容 が違う	責任の重 さが違う	勤務時間 の選択性 がある	残業時間・回数 が違う	配置転換 の頻度が 違う	正社員には 企業への貢 献がより期 待できる	もともとそ ういった契 約内容で労働者も 納得している	正規雇用労働者の賃金を 下げることができない	その他	無回答
調 査 計		100.0	40.1	43.5	32.3	11.2	6.9	4.9	26.0	1.2	7.3	16.6
企業規模	5～29人	100.0	32.5	28.1	36.5	8.9	1.0	4.0	24.5	1.0	10.5	20.5
	30～99人	100.0	35.8	45.2	31.1	12.2	5.5	5.9	37.6	3.4	4.9	17.8
	100～299人	100.0	53.2	60.7	25.8	15.9	18.0	10.9	27.1	0.3	4.2	8.1
	300～499人	100.0	39.5	61.2	33.4	11.2	12.5	2.3	17.1	2.3	0.0	8.4
	500人以上	100.0	57.4	70.7	26.1	13.3	15.8	1.7	19.0	0.1	4.1	12.2
産業分類	建設業	100.0	28.1	25.5	27.1	4.3	1.4	3.9	34.2	7.2	7.2	29.4
	製造業	100.0	28.6	24.9	29.3	2.5	4.4	2.0	23.1	0.3	13.7	26.0
	情報通信業	100.0	6.8	18.9	39.2	0.0	12.2	5.4	39.2	0.0	10.8	37.8
	運輸・郵便業	100.0	49.9	44.6	16.3	25.5	12.5	19.1	32.7	0.0	7.8	19.1
	卸売、小売業	100.0	45.4	51.9	23.7	19.5	13.6	4.2	20.0	1.3	7.8	20.1
	金融、保険業	100.0	85.3	81.7	65.1	12.8	3.7	14.7	14.7	0.0	1.8	0.0
	宿泊、飲食業	100.0	29.7	53.9	44.8	5.2	8.9	12.9	17.8	0.0	8.0	20.1
	サービス業	100.0	49.5	54.9	37.2	12.0	4.9	5.3	29.1	0.0	2.3	6.2
地域別	県 北	100.0	36.1	38.8	31.4	8.4	9.8	4.4	26.3	0.2	11.8	18.3
	中 央	100.0	40.4	46.5	32.0	12.0	7.3	5.2	24.8	1.9	5.2	14.4
	県 南	100.0	42.3	41.5	33.5	11.8	4.3	4.7	27.8	0.8	7.9	19.1
労働組合有		100.0	48.7	66.4	18.9	8.8	17.4	1.5	21.6	0.1	8.9	13.1
労働組合無		100.0	38.4	39.0	35.0	11.7	4.8	5.5	26.9	1.4	7.0	17.3

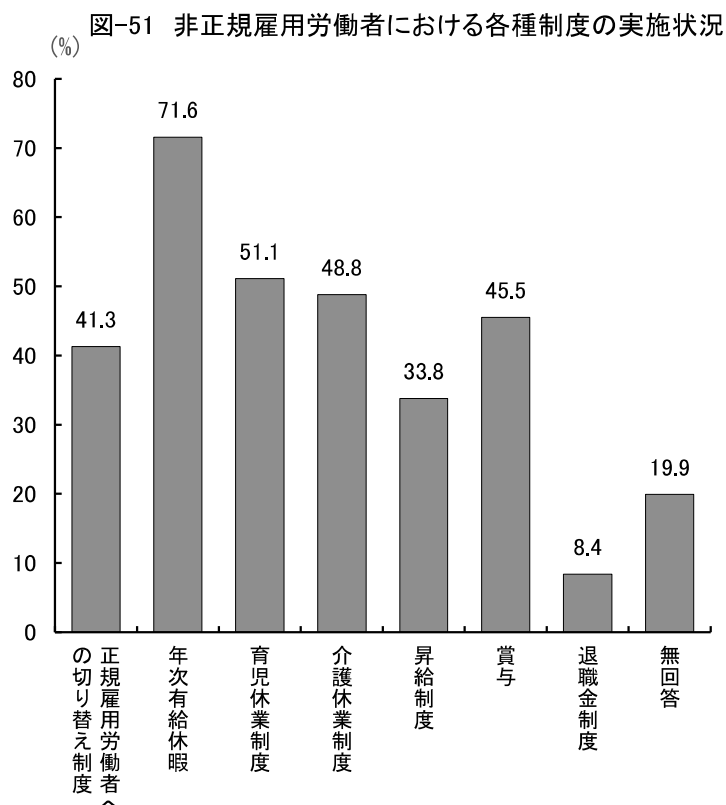
注1)「サービス業」には「学術研究、専門・技術サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」、「サービス業(他に分類されないもの)」を含む。

注2)調査計、規模別、地域別及び労働組合有無別には、「農林漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「不動産業、物品賃貸業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」を含む。

エ 非正規雇用労働者における各種制度の実施状況

「年次有給休暇」が71.6%

非正規雇用労働者における各種制度の実施状況については、「年次有給休暇」が71.6%と最も多く、次いで「育児休業制度」51.1%、「介護休業制度」48.8%となっている。



第54表 非正規雇用労働者における各種制度の実施状況(事業所数の割合・複数回答)

(%)

区 分		合 計	正規模雇用労働者への切り替え制度	年次有給休暇	育児休業制度	介護休業制度	昇給制度	賞与	退職金制度	無回答
調 査 計		100.0	41.3	71.6	51.1	48.8	33.8	45.5	8.4	19.9
企業規模	5 ～ 2 9 人	100.0	25.6	61.1	33.7	30.7	27.0	38.6	6.5	26.9
	3 0 ～ 9 9 人	100.0	51.8	76.7	56.9	55.5	39.9	47.0	11.2	15.0
	100～299人	100.0	63.6	81.8	72.0	69.3	42.5	50.4	10.7	12.2
	300～499人	100.0	60.5	81.1	76.0	68.9	42.1	61.0	4.6	9.4
	500人以上	100.0	54.9	87.7	75.9	75.8	39.4	57.7	10.0	12.0
産業分類	建 設 業	100.0	14.6	45.3	38.6	38.6	20.6	35.3	18.9	43.4
	製 造 業	100.0	30.8	66.2	39.8	39.8	24.0	33.3	9.4	25.9
	情報通信業	100.0	8.1	56.8	18.9	18.9	6.8	55.4	6.8	43.2
	運輸、郵便業	100.0	34.6	70.6	46.8	44.3	42.1	57.6	2.2	20.2
	卸売、小売業	100.0	49.0	71.0	52.4	51.2	32.9	35.6	4.6	22.6
	金融、保険業	100.0	81.7	100.0	85.3	85.3	20.2	74.3	1.8	0.0
	宿泊、飲食業	100.0	38.0	71.3	36.8	28.8	36.7	31.9	0.6	20.1
	サービス業	100.0	47.8	82.8	63.0	59.3	38.8	56.1	9.4	7.8
地域別	県 北	100.0	42.3	65.1	47.4	39.4	28.1	44.2	7.0	21.8
	中 央	100.0	38.9	74.2	51.5	50.3	34.7	44.8	8.1	18.2
	県 南	100.0	44.5	71.4	52.9	52.2	36.1	47.4	9.7	21.3
労働組合有		100.0	58.6	87.5	70.8	67.3	40.2	68.6	9.7	10.7
労働組合無		100.0	37.9	68.4	47.3	45.2	32.6	40.9	8.1	21.6

注1)「サービス業」には「学術研究、専門・技術サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」、「サービス業(他に分類されないもの)」を含む。

注2)調査計、規模別、地域別及び労働組合有無別には、「農林漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「不動産業、物品賃貸業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」を含む。

令和 5 年度 労働条件等実態調査報告書

令和 6 年 3 月発行

秋田県産業労働部雇用労働政策課

就業支援チーム

〒010-8572 秋田市山王 3-1-1

電話 018-860-2334